

「春秋・戦国時代における北方国家の社会

―華夷共生社会の成立を中心に―

九嶋 利宏

目次

序論	1
緒言	1
第一節 日本における春秋・戦国時代史研究	3
第二節 華夷研究	7
第三節 近年の北方地域古代史研究	12
小結	15
注	17

第一章 戦国燕の国家的性質―古代東アジアにおける「経済大国」― 23

緒言 23

第一節 春秋以前の燕 30

第二節 戦国燕の産物と都市 34

一、戦国燕の産物 34

二、戦国燕の主要都市の性格 41

第三節 明刀銭の分布と交易 49

一、明刀銭の分布 49

二、日本出土明刀錢と交易	58
三、布錢と燕趙交易	65
小結	69
注	75
第二章 先秦期における中原と北方の関係について	
― 晋における北方民との婚姻を中心に ―	88
緒言	88
第一節 戎狄と呼ばれた人々	90

第二節	晋と戎狄の関係	101
小結		113
注		121
第三章	戦国趙における「胡服騎射」改革	131
緒言		131
第一節	変法記事と胡服騎射記事の相違点	135
第二節	胡服騎射改革の導入目的	150
第三節	胡服騎射導入の背景	160

小結	178
注	184
第四章 戦国中山国の社会と国際関係	214
緒言	214
第一節 戦国中山社会の実態	219
第二節 国際社会における中山	231
小結	245
注	250

第五章 秦における異文化融合―春秋穆公期以前を中心― 261

緒言 261

第一節 編纂史料から見る春秋秦 265

第二節 春秋秦における墓葬 286

第三節 春秋秦における祭祀 304

第四節 戦国時代における秦の社会 314

小結 320

注 329

結 論 346

主 要 參 考 文 獻 目 錄 358

序論

緒言

春秋・戦国時代は、統一国家としての中国の形成期であるとともに、民族的に漢民族の雛型が形成される点においても重要な時代でもある。この民族形成段階を内藤湖南流の歴史観¹に照らし合わせてみると、上古より常に外部に向け拡大していた中国文化圏が、中国北部においては秦漢時代に凡その拡大を終了させることによってその大きな波動は一つの終着点を迎える。この点に関しては、顧頡剛・童書業が「漢代以前中国人的世界観与域外交通的故事」²において、戦国期には土地の広範な開拓によって、春秋以前の中華文明

の領域（河南・山東・山西・河北省）は宋明代の領土の中国の四分の三にほぼ該当する地域にまで拡張したことを指摘するように、地理学的にも裏付けられている。

このような、領域拡張期である先秦時代を日本では、国家形態の継続的展開から、氏族制社会↓都市国家（邑制国家³）↓領土国家（領域国家）↓古代帝国という流れによって理解が試みられてきた⁴。そして、特に春秋・戦国時代については、秦漢時代との繋がりから、秦漢時代の前史として規定することによって、氏族制社会とその解体時期として理解されてきた。

第一節 日本における春秋・戦国時代史研究

第二次世界大戦以後の日本における中国古代史研究の中心は、後の中国の歴史に強い影響を与え続けたと考えられる秦や漢の国家構造がどのようなものであり、それはどのように形成されたかという問題であったと言える。したがって、春秋戦国時代、特に秦漢時代に直接繋がる戦国時代は、その形成期として強く意識されてきた。それゆえ、その研究内容は秦漢時代との連続性を論証することに重点が置かれた。

その口火を切り、その後の研究の流れを決定付けたのが、一九五〇・六〇年代の西嶋定生氏と増淵龍夫氏による古代国家構造に関する理論論争である。この論争は大きく、五〇年代の家父長的家内奴隸制論争⁵と六〇年代の個別人身支配論争⁶という二つに分けられることができるが、何れも西嶋氏が示した古代国家に関する理論に対する増淵氏の批判と

いう形で行われた。しかしながら、この論争の中で共同体や地域性の問題という中国古代史における重要な要素が示されるとともに、増淵氏による専制君主権力の性格とその人民支配の基本構造を郡県制の形成過程や、殷代以来の君主による山林藪澤の家産化過程についての検討⁷のように今日の古代史研究に多くの影響を与える考えが生み出された。

そして、このような論争が誘因となり、宇都宮清吉氏の皇帝対郷里社会の矛盾対立の観点からの考察⁸や木村正雄氏の前後漢交替時期に廃止された県の地域分布を整理することで地理的・地域的差異を明らかにする研究⁹が登場することとなった。

一九七〇年代になると、五〇・六〇年代のような国家構造に関する理論の論争は収まり、五〇・六〇年代の論争で示された問題点を、国家という地域性に主眼を置き、各諸侯国家における政治・社会・経済の具体的な事例に関する実証的研究によって解決しようとする

研究傾向が生まれ、現在に引き継がれている¹⁰。

一方、一九八〇・九〇年代に入ると、春秋史研究における国別研究が活発化するとともに、秦漢帝国形成の前史として戦国期にさかのぼるのではなく、戦国期の地域国家の延長線上に統一帝国が成立するという視点の研究が登場することになる¹¹。

このように、日本における春秋・戦国時代史研究は、国別研究が盛んな春秋史研究と秦漢帝国形成段階としての戦国史研究というように分離して研究が行われてきた。しかしながら、西周による封建的支配体制という前時代の秩序の崩壊と秦漢帝国という新たな枠組みの構築は連続性を持って論じられるべきである。これら先行研究の中で吉本道雅氏は先秦、特に春秋・戦国時代を覇者もしくは覇王体制というキーワードによって理解を試みることによって、殷周時代と秦漢時代との連続性を解明することを模索する¹²。

以上のように、日本における先秦時代、特に春秋・戦国時代に関する従来研究においては、秦漢時代に直接繋がる戦国史研究に偏重している。その結果、春秋時代と戦国時代における連続性に関する考察が不十分であることが問題点として挙げられる。

またもう一つの問題点として、何れの研究においても主としてその国内制度や諸侯国間の関係にのみ焦点を当てたものであることが挙げられる。西嶋定生氏は、春秋戦国時代における「中国の社会と国家」の「変動の結果、中国周辺の諸民族はじめて中国の影響を受け、これに刺戟され、その社会には政治的社会への胎動が開始される」と述べる¹³。

この西嶋氏の春秋戦国時代における中国内外の関係性に対する理解は、中国内部から外部への作用のみに着目したものである。このように、日本における中国古代史に関しては、常に優れた中国文化が外部の未開地域に影響を与えるという図式、中原文化優勢史観に基

づいて研究が行われてきた¹⁴。

そこで、本論文において特に注目したいのが、雲夢睡虎地秦簡の出土以来注目されるようになった春秋・戦国時代における華と夷の関係である。

第二節 華夷研究

増淵氏が述べる専制君主成立に山林藪澤という経済基盤が必要なことは、現状定説化している。しかしながら、この指摘には元来山林藪澤に集住していた夷狄の存在が無視されている。つまり、都市国家から領域国家へと変化する過程で領有することとなった山林藪澤の富にのみ注目され、彼らが専制君主成立に如何に寄与したかについては述べられてい

ない。

このような研究主観の背景には、華夷思想という主に漢民族が自己の文化的・政治体制的に周辺民族よりも優位に立ち、それら周辺民族を未開で野蛮な人々、つまり夷狄として定義付ける考え方を、当時の社会に無批判に適合させる考えが存在していると思われる。確かに、中国主観で記された史料には、華夷思想的概念の存在を窺わせる記述が見られる。

このような、史料中の華夷思想に対して、平勢隆郎氏は春秋・戦国時代の各国が夏王朝以来の自国の正統性を主張するという点から、『春秋』三伝中の中華と夷狄には、夫々の成立地における中華と夷狄に関する捉え方が反映されており、国家ごとに複数の中華が存在していたことを検討している¹⁵⁾。

更に、工藤元男氏も古代の中華に注目する研究者の一人である。工藤氏は、雲夢睡虎地

秦簡の「法律答問」中の秦の占領地における真・夏子（華子）という身分的差別による異民族支配の方法を、『春秋公羊伝』における華夷思想に秦の法制が影響を与えている点にも着目しつつ、新たな秦人として編入するための法的手続きであったと理解する¹⁶。このように、近年の発掘作業によって新たに得られた出土文字資料には、従来の史料には見られなかった華と夷の関係が看取でき、従来の中原文化優勢史観では十分に説明できない理念の存在が明らかになった。

その一方で、従来先行研究における新県と旧県を比較することで地域的差違を解明しようとした地域的な視覚を受け継ぎ、中華という地域に主眼を置き考察を行ったのが鶴間和幸氏である¹⁷。鶴間氏は古代の中華を一つのシステムとして捉え、中華を都市国家（邑制国家）↓領土国家（領域国家）↓古代帝国という変化の中で、異質性（戎狄）を否定し

て一律に同質化（中華）していくのではなく、異質性のある程度温存した共存（華夷）であつたと想定する。このような、中華から中国古代史を捉えるという方法は、前述したように国別研究が中心であつた従来の研究に対して国別以外の地理的要素を含めた地域的な視覚であると言える。

このように、近年地域・時代による範囲の変化が指摘される古代中国の中華という枠組みについてまとまつた考察を行ったのが、渡邊英幸氏である。渡邊氏は、夷狄と中華が本来来源を異にする個別の觀念であり、「夏」を王朝の中心地や周王朝の文化秩序を指した呼称として理解する。そして、既存の「礼」の有無や言語文化の違いや民族的違いと考えられてきた華夷思想の基準に対して、中華と夷狄には重層的な関係が存在していたことを述べる¹⁸。つまり、華夷思想には元来明確に統一された基準が存在しなかったとする。そ

の上で、平勢氏が唱える史料の成書主体による作為に関する議論を無意味なものとして認識する。

渡邊氏も述べるように、前述したような元来の概念規定による華夷思想は、一度解体しなければ、当時の実社会は理解することはできない。つまり、元来の華夷思想の概念では、中華から夷狄に対する一方的なベクトルが作用しているのみであり、あくまでも中華に劣る夷狄から中華に対する反作用は、中華世界に何ら寄与するものではないと理解されてしまっている。

しかしながら、近年の華夷研究の中心はあくまで華と夷の関係を新たにどのように定義付けるかに主眼が置かれている。その為、定義づけた上でその関係が、歴史的にどのような意義を有するのかについての議論が未だ不十分であると言える。

そこで、史料中における華夷思想に対する先入観を捨てた場合、都市国家から領域国家へと変化する過程で、消えていく夷狄と呼ばれる人々が秦漢帝国形成に対して如何に寄与したと理解できるのだろうか。そこで、本論文で特に注目したいのが、春秋・戦国時代において、中原世界（農業世界）と特に異なる生業（遊牧・牧畜）を有する世界が交差する地域であった中国北方地域である。

第三節 近年の北方地域古代史研究

中国北方地域は、中国社会の拡大によって春秋戦国時代を通じて常に異文化民との接触があり、戦国時代後期にその拡大が終了する。その為、この地域は他の地域に比べ、異文

化民による圧力が強い地域であり、このような圧力は、後代の秦・漢時代にも匈奴からの圧迫という形で明確に表れている。

近年、中国考古学界では、当該地域をその生産様式から農耕社会と遊牧社会の境界地域として遊牧・牧畜・農耕が混在する社会として想定することが主流となっており¹⁹、日本においても考古学的観点から宮本一夫氏も新石器時代にまでさかのぼり考察すること、同様に指摘している²⁰。

一方、歴史地理学的に中国北方地域に注目したのが、妹尾達彦氏である。妹尾氏は紀元前九世紀～五世紀にユーラシア大陸において農業国家と遊牧国家の形成とともに農牧複合地帯（農業・遊牧境界地帯）が異なる産物の交換の場として形成されたと指摘する。その上で、この農牧複合地帯が、前近代を通じて農牧の交差する一つの複合的世界であり、農

業世界（中国）もしくは遊牧世界の辺境などではなかったと述べる²¹。

この妹尾氏の説を受け、馬彪氏は、この地域を中華文明形成史上極めて重要な文明の誕生地域であるとする。そして、当該地域に中国初の統一帝国を成立させる秦が位置することに注目し、この地域に位置することが秦帝国形成の一要因であつた可能性を指摘する

²²
²。

このように、近年中国北方地域史研究は考古学の分野で採り上げられる一方で、歴史学的にどのような意義を有する地域であるかについての検討が不十分であると言える。

小 結

以上、従来の春秋・戦国史研究と近年注目される古代華夷研究と北方地域古代史研究の核状況について述べてきた。

先ず、従来の春秋・戦国史研究は、中国（中原）を優れた文化地域として捉え、文化的に劣った中原中心史観に基づいて行われ、秦漢帝国の形成が論じられてきた。しかし、新出の出土文字資料には、中原中心史観では理解することができない秦が自身を「夏」と自称する例が見受けられる。そこで、必要となるのが古代の華夷を定義付ける研究である。しかしながら、この種の華夷研究は定義付けの作業に重点が置かれるあまり、新たな定義付けによって明らかになる華夷関係について十分に議論されてはいない。そこで、古代の華夷関係について注目した場合に、その関係性が明確に見て取れるのが、秦・漢時代以

降遊牧民という明らかに異なる文化を有する集団によって圧力を受けることとなる中国北方地域である。

春秋・戦国時代、中国の北方地域では生業の異なる文化が接触することで、中原地域とは異なる文化・社会が形成されていたことが想定される。しかしながら、そのような異文化の接触により生まれる異文化共生社会^{2,3}がどのように秦漢帝国形成に影響を与えることとなったかについては、前述したように従来の研究では十分に考察されてこなかった。

そこで、本論文においては先行研究において示されてきた中原文化の優勢史観に対して、新たな華夷観から北方地域では異文化との接触とそれによる共生社会が誕生していたことを論ずる。その上で、春秋・戦国時代に誕生する華夷共生社会が、中原地域に与えた影響と後の秦における帝国形成における役割について検討を行う。

¹ 嘗て内藤湖南は、『支那上古史』（『内藤湖南全集第十卷』所収）の「緒言」において、中国文化の発展を中国の内部から外部に向かう文化発展の波動と、それによって生み出される外部から内部に向かう反動的な波動との、二つの波動の作用が繰り返される間に、中国文化に時代的特色を生じ、各時代の特色を合わせ観れば、中国文化発展史、即ち内藤湖南の「東洋史」ができると説明している。

² 『禹貢』半月刊、第五卷、第三・四合刻、一九三六年。

³ 宇都宮清吉氏は「古代帝国史概論」（『漢代社会経済史研究』弘文堂、一九五五年）において中国の都市国家における氏族制の強さを指摘し、ギリシャ的都市国家との区別の為に、邑制国家の呼称を用いる。

4 貝塚茂樹氏の『中国の古代国家』、『貝塚茂樹著作集』第一巻 中央公論社 一九七六年)

や「中国古代都市における民会の制度」(『東方学論集』第二冊 一九五四年、のち『貝塚茂樹著作集』第二巻 中央公論社 一九七七年所収)、宮崎市定氏の「中国上代は封建制か都市国家か」(『アジア史研究』第三 同朋社 一九六三年、のち『宮崎市定全集三 古代』岩波書店 一九九一年)などが代表的研究。

5 西嶋定生「古代国家の権力構造」歴史学研究会『国家権力の諸段階』岩波書店、一九五〇年。増淵龍夫「漢代における民間秩序の構造と任侠的習俗」『一橋論叢』二六、五、一九五一年(『中国古代の社会と国家―秦汉帝国成立過程の社会史的研究―』弘文堂、一九六〇年所収)。

⁶ 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』東京大学出版会、一九六一年。「所謂東洋的專制主義と共同体」『一橋論叢』四七、三、一九六二年。

⁷ 『中国古代の社会と国家——秦漢帝国成立過程の社会史的研究——』弘文堂、一九六〇年所収の各論文。

⁸ 「管子弟子職篇によせて——古代專制体制と社会諸集団との關係についての考察——」『名古屋大学文学部研究論集』二九史学一〇、一九六二年（『中国古代中世史研究』東海大学出版会、一九七〇年所収）。

⁹ 『中国古代帝国の形成——特にその成立の基礎条件——』不味堂、一九六五年。

¹⁰ 太田幸男氏の「斉の田氏について」（『歴史学研究』三五〇 一九六九年）、「田斉の成立」（『中国古代史研究』四 雄山閣 一九七六年）、「田斉の崩壊」（『史海』二一・二二

一九七五年」という一連の研究が、その代表例である。

¹
¹ 藤田勝久『史記戦国史料の研究』（東京大学出版会、一九九七年）所収の一連の研究

が代表例。

¹
² 『中国先秦史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇五年。

¹
³ 「総説」『岩波講座 世界歴史四 東アジア世界の形成』岩波書店、一九七〇年。

¹
⁴ 好並隆司氏の『秦漢帝国史研究』（未来社 一九七八年）は、秦を征服王朝として捉

え、中原の文化に対する野蛮性によって帝国を形成したと捉えており、従来の研究とは一線を画す。しかし、この論も中原が文化的な地域であり、夷狄である秦を野蛮とする点において従来の華夷思想に基づく研究であると言える。

¹
⁵ 『春秋』と『左伝』中央公論新社 二〇〇三年。

1 6 『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（創文社、一九九八年）第三章 秦の領土

拡大と国際秩序の形成。

1 7 「中華の形成と東方世界」『岩波講座 世界歴史三』岩波書店、一九九八年。

1 8 『古代へ中華へ観念の形成』岩波書店、二〇一〇年。

1 9 楊建華『春秋戦国時期中国北方文化帶的形成』（文物出版社 二〇〇四年）が代表的

な研究。

2 0 『中国古代北疆史の考古学的研究』中国書店、二〇〇〇年。

2 1 「北京の小さな橋―街角のグローバルヒストリー―」関根康正編『ストリートの人類

学』下巻（国立民族学博物館調査報告八一）二〇〇九年。

2 2 「動物人格化にみる農業文明を征服する秦帝国の原理―龍崗秦簡の動物管理律令を中

心として―『山口大学文学会志』六二 二〇一二年。

²
³ 以下本論文では、共生を依拠する文化の異なる複数の集団が、互いの文化を受容すること
ことで共存することと定義付けて使用する。

第一章 戦国燕の国家的性質―古代東アジアにおける「経済大国」―

緒言

燕は、先秦時代の中国北辺において常に最北端に位置した中原諸侯国である。燕は、後に中国を統一する秦や、胡服騎射という北方民の風習を取り入れ、その領土の北辺を大きく押し上げた趙とともに、当時の中国北辺を形成していた。そしてまた、燕は朝鮮半島の付け根の土地を領有することで、朝鮮半島への交通の要地でもあった。

『史記』の記述のみに依れば、燕の始祖は、西周武王の死後、周公旦とともに幼い成王を助けて政治を行い、西周の基礎を構築した召公奭である。召公奭は滅紂の後、武王によって燕に封建され、その後、およそ八八〇年間存続し、先秦諸侯国の中で最も長い歴史を

有している。

司馬遷は、『史記』卷三四燕召公世家において、

太史公曰く、召公奭は仁と謂う可きなり。甘棠すら且つ之を思い、況んや其の人をや。

燕外は蠻貉に迫り、内は齊・晉に措し、疆國の間に崎嶇して、最も弱小爲り、幾ど滅びんとすることしばしばなり。然るに社稷血食すること八九百歳、姬姓において獨り後に亡ぶ、豈に召公の烈に非ずや。¹

と自らの考えを述べている。この記述によれば司馬遷は、燕では召公奭を高く評価し、その国自体は弱小であり、北狄や斉・晉の脅威に絶えず晒されていたが、燕がおよそ八八〇

年間存続したのは、召公奭の徳の名残であるとする。

しかし、この最弱小諸侯国の燕が、他国を滅亡寸前に追い詰めた例が、一度だけ史料中に記されている。昭王（在位紀元前三一二〜二八〇年）期の斉への侵攻である。昭王の即位直前、燕は燕王の子噲が王位を臣下へ禅譲した結果、大変な混乱に落ち入り、多数の死者を出した上、斉や中山からの攻撃に対抗出来ず、国土を蹂躪される程、その国力が疲弊することとなった。

しかしこの後、即位した昭王によって燕は劇的に変化する。即位した昭王は、自ら「燕小力少」と自国を表し、更に国内が大いに乱れていることから、人材を求め登用を行う。所謂「隗より始めよ」の故事である。この際登用された人物の中には、五行思想を理論づけ、各国において重んじられた陰陽家の鄒衍²など優秀な人材がおり、昭王は彼らの力を

借りて燕を復興させることとなる。この結果、燕は僅か三〇年足らずで、斉を六年に亘り占領するまでの国力を有するに至った。

李江浙氏は、「燕国破斉的背景及準備」³において、この燕による斉占領を戦国期の一大事件として捉え、禪讓事件以降の燕の復興について考察している。その中で、李氏は燕出土鉄製工具及び農具の品質・数量・種類より、昭王期燕の社会経済が空前の繁栄を遂げ、当時の燕が一大経済大国であったと述べる。

戦国の各国においては、国君によって有能な人材が登用され、次々と変法改革が行われ、国力の増強が図られた。その際登用された人材は、多く場合が土地制度の改変を基とした改革を行うことで、富国強兵政策を実施した。燕においては、その実態は史料上に記されていないため推測の域を出ないが、優秀な人材の登用という変法改革の第一段階が記され、

また急激に国力が伸張することから、昭王期に何らかの改革が行われたことが窺える。

しかし、戦国燕については、ともに当時の中国北辺を形成していた他の二国に比べ、その詳細については不明な点がいまだ多く存在する。つまり、燕がその後の秦漢統一国家の形成において、どのような役割を果たしたのかについては、いまだ明確にはなっていない。

近年、日本における春秋・戦国史研究は、各国ごとの制度史を中心に精細な研究が進められている。しかし、その中で燕に関する研究は他国と比較すると極端に少ない。また、それら先行研究の中で、春秋・戦国期の燕についての研究は、その多くが出土品等を用いた考古学的な角度によるものであり、考察分野も文化面に偏っている。

先秦期の燕に関する史料上の記述は、ほぼ皆無である。日本において、先秦燕に関して文献資料のみを用いて専論した先行研究は、管見の限りでは、相原俊二氏の「戦国期にお

ける燕の外交政策（燕國考 その一）」⁴ 及び、「春秋期に至る燕の變遷（燕國考 その二）」⁵ の二篇のみである。

一方、戦国燕に関して、藤田勝久氏は『史記戦国史料の研究』⁶ において、『史記』の紀年が趙・秦の資料を用いていることを述べた上で、「秦・趙より遠方にある燕・斉に、もつとも大きな矛盾がある」と述べる。そしてまた、藤田氏は、「矛盾の一部は、帛書『戦国縦横家書』の記述や、考古学資料の研究によって修正でき、燕・斉をめぐる国際関係はあらためて再構成できる」とする⁷。

このような研究状況の中で、近年、宮本一夫氏は考古学的角度から先秦期の燕について考察を加えている。その上で宮本氏は、「漢と匈奴の国家形成と周辺地域」において、「農耕社会からの文化接触である燕さらには漢王朝の領域の広がりとは、周辺域の軍事的緊張と

ともに政治的な国際関係が始まることが、東夷地域を急激に社会進化させる原動力になっている。」と述べる⁸。このように宮本氏は、漢王朝成立以前の東アジア世界において、燕が果たした役割について新しい評価を行っている。

前述したように、日本において文献資料を中心として先秦期の燕について考察を行ったのは、相原氏のみである。しかし、相原氏の論考はともに一九六〇年代に記されたものであり、以降の考古学的成果が反映されてはいない。そのため本論文においては、近年の考古学的考察の成果を参考しつつ、改めて史料における燕の記述を省みる。その上で、宮本氏が述べる燕の領域拡大による東アジア世界の変化ではなく、逆に東アジア世界との接触を持った中原諸侯国家である燕における変化について述べたい。

第一節 春秋以前の燕

前述したように、先秦期の燕に関する文献資料は極めて少ない。特に『史記』卷三四燕召公世家は、召公初封記事以降、春秋以前の燕に関する記述は、その多くが「○公□□年卒、△公立。」という所謂系譜記事であり、まとまった記述は、

（莊公）二十七年、山戎來たりて我を侵し、齊の桓公燕を救い、遂に北のかた山戎を伐ちて還る。燕君齊の桓公を送りて出境し、桓公因りて燕の至る所の地を割きて燕に予え、燕をして共に天子に貢せしめ、成周の時の職の如く、燕をして復た召公の法を修せしむ。⁹

という、紀元前六六四年に斉の桓公による救燕の為の山戎討伐記事のみである。この記述からは、春秋期において燕は山戎と呼称される非中原文化民と接触していたことが読み取れる。

このように、先秦期を通じて中原諸侯国の最北に位置し、常時非中原文化の人々と接触していた燕における国家社会構造の実態については、史料中より考察を加えることはできない。その為、春秋以前の燕の社会を理解するための一助となるのが、考古資料である。

北京市中心部の南西に位置する房山区琉璃河では、西周期の燕に関連する墓地が発見されている。この墓地は琉璃河墓地と名付けられ、一九七三年以降発掘調査が行われており、燕初封期の社会構造を理解するための重要な材料として注目されてきた。その中でも、本節では特に宮本一夫氏が述べる西周初期の燕の政体に関する研究¹⁰に依拠して、春秋期

以前の燕の社会構成について述べたい。

宮本氏は、先ず琉璃河墓地を位置的なまとめ、殉葬・殉犬の風習の有無、魯国の墓地の西周時代に周人と殷人の墓が区別される例から、殷代以来の在地の人々の墓と周王朝から封建された燕侯や貴族あるいは家臣団の墓あるいは新しく配置された周人の墓という二つの墓区に大きく分ける。その上で、墓壙面積の規模及び、副葬品の種類・大きさから細分化を行い、琉璃河墓地から封建当初の燕が、燕侯一族とその直接の家臣団、殷代の貴族が新たに周王朝に服して燕侯の家臣となったもの、そしてその下の在地的な豪族集団等という三段階の構成要素を有していたと述べる。そして、在地勢力には燕侯によって青銅彝器が供与されており、この青銅彝器が恩賞として働くことで関係性を保ったと考える。また、このような青銅彝器の供与は地方の首長に対しては、威信財の供与という形となつて、

燕侯と地域首長との間に政治的な結びつきが生まれ、燕侯の庇護下にその地域首長が入るということを表すと解釈している。

確かに、琉璃河周辺からは北戎の遺跡と考えられる墓地が多数発見されている¹¹ことから、燕が早い時期から周辺の非中原民である戎と接触していたと考えられる。そこで次に、早い時期から非中原民と接触を持つ燕が戦国期へと時代が下るとどのような性質を有する国家となったのかという点について述べる。

第二節 戦国燕の産物と都市

一、 戦国燕の産物

国家的性質を考察するに際して、その産業状況を明らかにすることは、有効な手段であると考ええる。そこで、以下戦国燕の産物を述べるにあたり、燕の土地と民に関して最も詳細な『漢書』卷二八下 地理志下（以下『漢書』地理志）の燕についての条から、戦国燕の領域について確認を行いたい。

『漢書』地理志には、燕の領域について

燕の地は、尾・箕の分陞なり。武王定殷、召公を燕に封じ、其の後三十六世して六國と俱に王を稱す。東のかた漁陽・右北平・遼西・遼東有り。西のかた上谷・代郡・雁

門有り。南のかた涿郡の易・容城・范陽・北新城・故安・涿縣・良郷・新昌、及び勃
海の安次を得、みな燕の分なり。^{1 2}

と記す。ここに記された領域で、西方の上谷・代郡・雁門の中の代郡と雁門については、
趙の武靈王が胡服騎射の改革（紀元前三〇六年）の後に自国の北方（山西省東北部）に設
けた郡であり^{1 3}、秦によつて統一されるまで、燕が有したという記述は他に一切見られ
ない。しかし、楊寛氏は『戦国史』の中で、燕の領域を現在の河北省北部と遼寧省西南部
及び山西省東北部を有していたと述べている^{1 4}。これは、先に『漢書』地理志において
述べられた領域と一致している。

また、燕の地について『漢書』地理志には、

上谷より遼東に至るまで、地は廣く民は希にして、數々胡寇を被り、俗は趙・代と相類し、魚鹽棗栗の饒有り。北のかた烏丸・夫餘に隙し、東のかた真番の利を賈う。¹⁵

という記述がある。本節ではこの記述中の、

① 燕の地は人口が疎らであること

② 魚・塩・棗・栗の産物が豊かであること

③ 朝鮮半島と交易を行っていたこと

という三点に特に注目し、考察を加えたい。

まず、①の燕の地は人口が疎らであつたということについて見ていく。少し時代は下るが、燕王盧綰の反乱（紀元前一九六年）の際に、樊噲が燕を平定したことを記す『史記』卷九五樊噲伝には

其の後燕王盧綰反するに、噲相國を以て盧綰を撃ち、其の丞相抵を薊の南に破り、燕地を定むること、凡そ縣十八、鄉邑五十一なり。¹⁶

とあり、紀元前一九六年当時の燕の県の数が一八、郷邑が五一であつたことが分かる。しかし、同じく樊噲が代を平定した際の記事には、

諸將と共に代の郷邑七十三を定む。¹⁷

とあり、戦国期には趙の一地方であったに過ぎない代のみで、七三もの郷邑が有ったことが窺える。これは、燕の人口が希薄であったことを示す一つの証左であろう。

しかし、土地に対して村落が疎らであったということは、反対に手つかずの自然、いわゆる山林藪澤の資源が豊富にあったことを示している。そこで続いて、②魚・塩・棗・栗の産物が豊かであったことについて述べたい。

増淵龍夫氏は、「先秦時代の山林藪澤と秦の公田」¹⁸で、春秋中期以降に顕著となった君主による山林藪澤の家産化を背景として、そこから得られる山澤の税や公田・苑囿からの収入が戦国期の専制君主権力を支える経済的基盤となったとする。つまり、戦国燕にお

いても山林藪澤の豊かさは、君主権力を十分に支えることができたと考えられる。

前掲した『漢書』地理志には、燕の豊富な山林藪澤の産物として魚・塩・棗・栗の四つが挙げられている。この内、魚・塩に関しては、渤海をその領土として保有している以上、ほぼ無尽蔵に得られる。また、山林藪澤の産物である棗・栗に関しては、『史記』卷六九 蘇秦列伝に、

燕東のかた朝鮮・遼東有り、北のかた林胡・樓煩有り、西のかた雲中・九原有り、南のかた呼沱・易水有り。地方二千餘里、帶甲數十萬、車六百乘、騎六千疋、粟は數年を支う。南のかた碣石・鴈門の饒有り、北のかた棗栗の利有り、民佃作に由らずと雖も棗栗に足る。此れ所謂天府のものなり。

19

という記述がある。これは、蘇秦が合従を燕の文侯に進言した際の言葉であり、その発言内容はやや大げさである。しかし、この発言の中で蘇秦は棗・栗という産物に特に注目し、農作をせずとも民を養うことができ、このような土地は、天賦の蔵であると述べる。

また、燕における農業生産力については、石永士氏が「戦国時期燕国農業生産的発展」²⁰において、燕の各地から鉄製農具が出土していることから、戦国期の燕の農業生産力が高いものであったと述べる。更に、閻忠氏は、「従考古材料看戦国時期燕国経済的发展」²¹において出土している鉄製品から冶金技術は当時の最高水準であり、この冶金技術も含めた様々な社会経済の発展と高水準での維持によって長期に亘り中原の大国と争闘することができたとする。

つまり、燕は一人当たりの高い農業生産力を背景に、天賦の蔵によって得られた余剰作

物である豊富な棗・栗及び、渤海よりほぼ無尽蔵に得られる魚・塩を、先に挙げた③の朝鮮半島との交易や中原の諸侯国との交易に用い、国力を高めていったのではないだろうか。

二、 戦国燕の主要都市の性格

前述したように、山林藪澤の産物を用いて交易を行うことで、経済的に燕が発展していたことは、漢代において燕の主要都市が、経済都市として考えられていたことから分かる。そこで次に、燕の主要都市について述べる。

『塩鉄論』卷一通有において、

燕の涿・薊、趙の邯鄲、魏の温軹、韓の滎陽、齊の臨淄、楚の宛・陳、鄭の陽翟、三

川の二周、富むこと海内に冠たりて、みな天下の名都なり。²²

との記述があり、燕の涿（河北省涿州市）・薊（北京市）という二つの都市が、趙の邯鄲や齊の臨淄といった有名な都市とともに、商業大都市であるとされる。楊寛氏は、『戦国史』において、この『塩鉄論』が列挙した都市を戦国期に興起した重要な商業都市であると捉える²³。

中国において、戦国期に各都市の規模が飛躍的に拡大したことについては、その発達過程はともかく、先行研究者の見解が一致するところである。『塩鉄論』において、燕で名前が挙げられた二都市の内、涿は先秦期の燕に関する史料上からは、その詳細は窺い知ることができない。その一方で、薊は春秋戦国期燕の国都であり、しばしば史料上に登場する。

薊は、現在の北京に該当する。そのため現在に至っても、まとまった発掘作業が行われておらず、その規模や詳細は不明である。しかしながら、おそらく経済的な性格を多分に有していた可能性は、『塩鉄論』の記述から考えられる。

一方、薊とともに戦国燕の国都的な役割を果たしていたと考えられるのは、燕下都と呼ばれる武陽である。燕下都は、現在北京の南西、凡そ九〇kmの河北省易県の東南郊に位置する燕の都城遺跡である²⁴。城内からは、住居址や鉄器・貨幣の製造所の遺跡が発掘されている。この遺跡で最も特筆されるべきは、その巨大さである。

前述したように、戦国期に規模が拡大した都市の中で、戦国七雄と呼ばれる大国の国都は、その遺跡の発掘によって、一辺の長さがほとんど四kmを超えるものである。例えば、燕とともに当時の中国北辺を形成しており、『塩鉄論』にもその名が挙がる趙の国都、邯鄲

大北城城壁の東西は三二四七m、南北は四八八〇m。同じように、『史記』卷六九蘇秦列伝の

臨菑の中七萬戸、臣竊かに之れを度るに、戸三男子を下らず、三七二十一萬、遠縣より發するを待たずして、臨菑の卒は固より已に二十一萬なり。臨菑は甚だ富みて實ち、其の民吹竽鼓瑟、彈琴擊筑、鬥雞走狗、六博蹋鞠せざる者なし。臨菑の塗、車轂擊ち、人肩摩り、衽を連ぬるに帷を成し、袂を舉ぐるに幕を成し、汗を揮うに雨を成す。家殷んにして人足り、志高く氣揚ぐ。²⁵

という記述から、齊の都臨淄は戦国期より大都市として繁栄していたことが窺われ、『塩鉄

論』の記述から漢代までその繁栄が続いたことが分かる。その斉の臨淄故城の城壁は、考古調査によると東西三三一六m、南北は五二〇九mである。

それに対して、燕下都の城壁は、東西は九〇〇m、南北は四〇〇mに達することが判明している。一概に、城壁周囲が巨大であることに比例して、人口が増加するとは言えない。しかし、他の諸侯国の都に対してこの巨大さは充分特筆に値する²⁶。

燕下都遺跡からは、新石器時代の遺物も出土していることから、古くからこの地には人が居住していたことは確かである。その一方で、この燕下都が、何時頃建造されたものであるかについては諸説存在するが、概ね戦国中期とする。その中で、瓠燕氏は「試論燕下都城址的年代」²⁷において、『水経注』易水の

故に燕の下都、武陽の名を擅す。（中略）武陽は蓋し燕昭王の城く所にして、東西

二十里、南北十七里なり。²⁸

という記述を根拠として、昭王期に燕下都が築かれたとする²⁹。

前述したように、昭王が登用した樂毅によつて、燕が斉を滅亡寸前まで追い詰めたことは、司馬遷によつて戦国最弱の諸侯国とされた燕が、唯一他国を圧倒した例である。この斉を攻撃した際の記述は、『史記』卷三四燕召公世家など様々な史料に記されているが、その一つである『戦国策』燕策二の「昌國君樂毅爲燕昭王合五國之兵而攻齊」には、

齊王逃遁し莒に走げ、僅に身を以て免がる。珠玉財寶、車甲珍器、盡く燕に收め入れ

らる。大呂は元英に陳し、故鼎は曆室に反し、齊器は寧臺に設く。薊丘の植、汶皇に植す。³⁰

という記述がある。ここでは、斉から持ち帰られた宝が、燕に収められたことが記されている。函燕氏は前掲論文において、薊にあつたとされる元英・曆室の二つの宮殿に宝物が収められていることに注目し、この当時においても薊が国都としての役割を未だ失っていないかったとする。その一方で、昭王即位前の禅讓事件に伴う政治的な問題もしくは、斉を討つために政治の重心は下都へ移していたと述べる。

確かに、戦国燕が南下政策をとるのは、この昭王期のみである。そのため、燕南部最大の都市であり、燕の南の長城近辺の下都は軍事的に橋頭堡の役割を果たしていたと思われる

る。一方で、斉より持ち帰った宝物を薊に収めることは、祭祀的な役割が薊にはあったのではないだろうか。そして、前述したように薊は、一大商業都市としての一面も有していた。

つまり、戦国燕はその最盛期であった昭王期においては、軍事的な都である武陽と経済的・祭祀的な都である薊という二つの国都を有していたのではないだろうか。しかし、ここに述べた燕下都の武陽については、史料上にはほとんど登場しない。そのため、燕下都はあくまでも臨時の都として用いられたとも考えられる。

以上、燕の国力の伸張を助けたであろう燕の地について述べた。燕の地には、山林藪澤の豊富な資源があり、農業生産力も少なからず有していた。そのため、その余剰品を以て大いに交易を行い、漢代には現在の北京市周辺に二つの経済的な大都市を有すほどの経済

的に豊かな地域となったと考えられる。そして、その交易によって得た利益によって、燕は中原進出を計ったのではないだろうか。

そこで次に、燕の領域と経済圏より出土する明刀錢について見ていくことで、燕の経済力についての考察の一助としたい。

第三節 明刀錢の分布と交易

一、 明刀錢の分布

経済活動と貨幣は、言うまでもなく密接な関係を有している。戦国期、各国は自国固有の貨幣を発行し、経済活動を活発化させた。燕国内で主に発行されたのは、刀錢と呼称さ

れる小刀形状を模した貨幣である。刀銭は、燕以外に趙・斉において鑄造されており、燕の刀銭はその表面に刻された文字により、長らく「明刀銭」と呼称されてきた。近年は、「明刀銭」表面の文字は、先秦期の金文において燕を示す「匱」という文字の略字ではないかとの説が有力となっており、「匱刀銭」と呼称されることもある³¹。本論文では、特にこの種の刀銭の文字解釈を考察目的としないため、便宜的に「明刀銭」という呼称を用いて、以下考察を行う。また、この表面の文字の共通性や背文に記された「右」「中」「左」等の鑄造主体を表すと考えられる語に規則性を有していることから、戦国燕において国家による鑄造統制を行い発行した国家貨幣であると理解できる。

明刀銭が主に流通した時期は、戦国期である。この明刀銭と類似した形状を有する貨幣に、尖首刀が存在する。尖首刀の主な出土地は、戦国燕の領域やその北方地域、戦国中山

の領域であり、これは流通地域に依拠すると考えられる。このような尖首刀に対して、先行研究において特に注目されるのが、発行主体と流通時期、そして明刀銭との関係である。江村治樹氏は、先行研究における編年や出土分布から、尖首刀が明刀銭の主な流通時期をさかのぼる春秋後期より戎狄において民間で鑄造され用いられた貨幣であり、次第に勢力を増す燕に受け継がれることによって明刀銭が誕生すると述べる³²。この説に依拠すれば、明刀銭は非中原民との接触によって誕生・発展した貨幣であると言える。

一方、その分布に注目してみると、中国国内において、明刀銭は古くは清代より発見されており、その数も大量である。現在、明刀銭の中国国内における出土地は、主に河北省・遼寧省・吉林省・内蒙古自治区に分布しており、更には現在の北朝鮮国内の一部にまで及んでいる³³。

戦国期の燕は、『史記』卷一一〇匈奴列伝に

燕に賢將秦開有り、胡に質たりしとき、胡甚だ之を信ず。歸りて襲い破りて東胡を走らせ、東胡卻くこと千餘里。荊軻と秦王を刺さんとせし秦舞陽は、開の孫なり。燕も亦た長城を築き、造陽より襄平に至らしめ、上谷・漁陽・右北平・遼西・遼東郡を置きて以て胡を拒ぐ。³⁴

という記述があるように、秦開が東胡を破り、一〇〇〇里余りその勢力を退け、その後造陽から襄平まで長城を築き、上谷・漁陽・右北平・遼西・遼東の五郡を設置している。宮本一夫氏は『中国古代北疆史の考古学的研究』において、この秦開による東胡征討を事実

として、国力が回復・充実した昭王期のことと捉えるのが一般的であるとする³⁵。

そして宮本氏は、この記述の裏付けを墓葬という角度から行っている。その考察の結果によると、まず戦国前半期には、大凌河流域以西の地域が、燕の文化の影響を受け、燕との融合・同化現象が明らかになっており、この現象は友好的な関係を背景にした段階であった。その後、戦国中期後半には、一部の北方地域において燕の領域の拡大が始まり、戦国後期には『史記』の記述の通り、遼東郡治まで本格的に拡大した。

つまり、この記述からは、前掲した『漢書』地理志に記されているように、燕の領域の東が遼東半島に達したのは、戦国燕の最盛期である昭王期であったことが窺える。更にその後の燕の領域拡大を示すと思われる、『史記』卷一一五 朝鮮列伝の

始め全燕の時より嘗て真番・朝鮮を略屬し、爲に吏を置き、鄣塞を築く。^{3 6}

という一文では、戦国期の燕が遼東の東側に位置する真番・朝鮮を攻略し、燕の官吏を置き、砦を築いてその地を統治している。これは、朝鮮半島付近から出土する明刀銭が戦国後期に鑄造される類型のものであることと合致する。つまり、『漢書』地理志等が示す、戦国後期の燕の支配領域がそのまま明刀銭の分布範囲の地域となる。また、山東省や河南省・山西省からも数が少ないながら、明刀銭の出土が確認されているが、これは、燕と他国との間に明刀銭による交易が行われていたことを示すものであろう。

このような分布地域の中で、最も特異なものが日本の沖縄県より出土した二枚の明刀銭である。このうち主に城嶽明刀銭と呼称されるものは、一九二三年に当時の那覇商業学校

の学生によって那覇市の城嶽貝塚より発掘され、現在は東京大学の考古学研究室に保管されている。そして、もう一例が一九九五年にアメリカの退役軍人により、沖縄本島南端近くの具志頭城北東崖下洞穴から発見された明刀銭である³⁷。

この沖縄県出土の二例の明刀銭は、発表されている写真を見ると、大きさ、刀背が折れ曲がっている点、面文及び背文の文字から、石永士・王素芳氏の分類では、「甲₂」式に該当する。この型式は、石・王両氏の研究に依れば唯一朝鮮半島から出土し、燕下都における出土地層から戦国晩期に使用されていたものである³⁸。

この他、日本では様々な地域において、出土したと伝えられる品等の由来が不確かな明刀銭も存在する。しかし、沖縄県出土の二例については出土状況に問題が有るものの、すでに先行研究者によって一定程度の確実性が述べられている³⁹。

元来、中国や朝鮮半島においては、明刀銭はまとまって出土する場合が多い。現在のところ一つの遺跡から最も多く出土したのは、先に述べた燕の下都である。燕下都における近年の発掘作業によって、明刀銭は三四四九三枚出土した。これは、現在のところ戦国期の都城より出土した貨幣の枚数で、最も多い例である。また、朝鮮半島においても、多い所で数千枚の規模で出土している。

このように、大規模に出土する例の中には、甕や木箱に入ってまとまって出土した例が、何件か存在する。このような出土状況の明刀銭について、関野雄氏は「刀銭考」⁴⁰において一種の退蔵物であり、変動の可能性がある貨幣価値（通用価値）ではなく、恒久的な地金価値（素材価値）を対象とした退蔵であろうと述べる。

その一方で、田村晃一氏は『楽浪と高句麗の考古学』において、北朝鮮の細竹里遺跡内

の様々な地点から、明刀銭が別れて出土することに注目し、明刀銭が日常的に使用されていたことを指摘する。そしてその上で、同遺跡から出土した、石で蓋をした完形土器の中から二枚の明刀銭が出てきたことは、埋蔵ということではなく、日常の使用においても土器の中に入れておくという風習があったと述べる⁴¹。

以上のように、貨幣経済下の燕の支配領域や中国の各国において出土する明刀銭は、当時の燕の経済圏を示す。その中で、貨幣経済圏外の日本から出土した明刀銭は、当時の東アジア世界の物流の一端を示すのではないだろうか。つまり、燕から明刀銭が伝来したということとは、逆に当時の日本の産物が燕へ伝来していた可能性を示していると考えられる。そこで続いて、沖縄出土の明刀銭を中心に燕の経済圏について考察を加える。

二、日本出土明刀錢と交易

先に述べた二例の日本出土明刀錢の内、城嶽明刀錢の渡来時期について、高宮廣衛氏は「城嶽と明刀錢」において同時に出土したとされる他の遺物による考証から、縄文時代晚期（約三〇〇〇～二四〇〇年前）後半頃と位置づけ、伝来経路は九州經由の可能性が高いと結論付けている。また、具志頭城明刀錢についても、當眞嗣一氏が、「具志頭城北東崖下洞穴内で発見された明刀錢について」において、出土遺跡の年代から城嶽明刀錢とほぼ同時期のものであると述べる。

この伝来時期は、前述したように戦国期の燕が領域内において、石・王分類「甲_△」式明刀錢を用いていた時期にほぼ相当する。また伝来経路についても、日本出土明刀錢が主に朝鮮半島において用いられていた「甲_△」式明刀錢と同型式であると思われるため、朝

鮮半島から九州を経由して伝わったとする説は十分に認めることができる見解である。上村氏は、前掲論文において、「南西諸島に見えられている大陸系文物が九州經由のものともみなされるものが圧倒的に多い」と述べ、高宮氏の見解を妥当としながら、東シナ海を直接渡ってきた可能性についても検討を加える必要があると述べる。

中国の史料上で最も早く「倭」が登場するのは、『山海経』海内北経の

蓋國は鉅燕の南に在り、倭の北なり。倭は燕に屬す。^{4 2}

という一文である。江上波夫氏は、「東アジアにおける倭人の起源と活動」^{4 3}と題した講演の中で、「倭屬燕」というのは、後の倭人が海上から楽浪郡に來たように、東シナ海から

渤海湾を通り燕の本土にやってきたと解釈する。そして、中国は古来より自国に貿易に来る人々を朝貢と記録することが多いとし、異国の珍しいものを持ってきた人には、中国のものを与え、更にその人は民族として自国に所属しているという書き方をすると述べる。つまり、倭人が戦国期の燕へ直接交易にやってきたと考える。

その一方で、江上氏は、『漢書』地理志に

樂浪の海中に倭人有り、分かちて百餘國を爲し、歲時を以て來りて獻見すと云う。⁴₄

と記される漢代に樂浪郡に現れた倭人とは、戦国期の燕に来た倭人は別であり、戦国期にやってきたのは、中国江南地域にいた人々であるとする。そして、燕から自国へ戻る際に

沖縄に立ち寄り、城嶽明刀錢を残していったと考える。そして、戦国燕の経済圏外の朝鮮半島南部や日本の本州や九州・四国には出土例が無いのは、そのためであるとする。

しかし、この江上氏の説では、倭人の故郷とする江南地域からの明刀錢の出土例が示されておらず、管見の限りにおいても、江南地域からの明刀錢の出土報告は無い。更に、朝鮮半島南部は兎も角、日本は未だ貨幣経済の外であることから貨幣そのものに価値を認めることはない。

このように考えると、当時の航海技術の詳細が不明なため直接伝来説も完全に否定することはできないが、城嶽明刀錢は間接的に沖縄まで伝来したと考えることが、やはり妥当である。呂思勉氏は『先秦史』において『史記』卷二八 封禅書（以下「封禅書」）の

威・宣・燕昭より人をして海に入り、蓬萊・方丈・瀛洲を求めしむ。^{4 5}

という、斉の威王・宣王、燕の昭王の頃から渤海に入り、三神山を求めたとする記述を根拠として、戦国期の斉・燕の人々が盛んに渤海を航海していたと述べる^{4 6}。この「封禅書」の一文を、呂氏が述べるように解釈した場合、少なくとも戦国期の燕の人々が少なくとも航海技術を有しており、その技術を背景に海上交易を行っていたと考えられる。又、「封禅書」には、

騶衍は陰陽主運を以て諸侯に顯れ、而して燕・齊の海上の方士其の術を傳うれども通ずること能わず、然れば則ち怪迂阿諛苟合の徒此れより興り、勝げて數う可からざる

なり。
4
7

との一文があり、燕の海辺の方士たちが、昭王によって登用された騶衍の一門であったことが記されている。そして、同じく「封禅書」には、始皇帝が巡狩した際の記述に

碣石に遊び、入海の方士を考し、上郡より歸る。
4
8

とあり、始皇帝が燕の海辺の碣石において「入海方士」について真偽を調査している。この一文からは、燕の海辺の方士が航海技術を有していたことが分かる。

これら「封禅書」における一連の文章からは、昭王期の燕における海上に対する関心の

高さが窺え、このような関心によって、沖縄において明刀銭が出土するに至ったと考えられる。つまり、逆に風土の異なる珍奇な日本の産物が燕に送られていた可能性は十分有り、燕の経済圏が極めて曖昧な形であれ、沖縄を含んでいたと言うことは可能である。

このように、燕は朝鮮半島や日本といった東方の珍奇な物産を得ていたと考えられる。
『管子』揆度篇には、天下の七つの宝の内

燕の紫山の白金、一筭なり。發・朝鮮の文皮、一筭なり。⁴⁹

と燕の領域や経済圏において産せられる宝が、燕の銀及び發・朝鮮の美しい皮と、二つも挙げられている。前述したように、戦国期の燕は、朝鮮と交易を行っており、中国文化外

の東方の珍奇な物産をほぼ独占していた。その物産に加え、自国の銀や山林藪澤の資源を用い、活発に交易を行うことにより、燕は経済大国となったのではないだろうか。そこで、次に燕と各諸侯国との交易の状況について述べたい。

三、 布 銭 と 燕 趙 交 易

前述したように、先秦期の燕国内で主に鑄造されていたのは明刀銭である。その一方で、戦国燕では、布銭や円銭が鑄造されていたことが発掘作業により確認されている。布銭が主に鑄造・使用されていたのは、三晋（韓・魏・趙）地域である。しかし、これら三晋地域の布銭が燕の領域内でもまともに発掘されており、これらの例は主に交易によってもたらされたと考えられる。

三晋地域の内、燕と最も関係を有したのが趙である。趙は燕にとっては、斉以外では唯一国境を接する諸侯国である。趙が燕との交易をある程度重要視していたことは、『戦国縦横家書』「蘇秦獻書趙王章」の

秦三軍を以て王の上黨を攻めて其の北を包まば、則ち注の西は、王の有に非ざらん。
今注を増し恒山を蹀えて三百里を守り、燕の陽・曲逆を過ぎれば、此れ代馬・胡狗は東せずして、崙山の玉は出でざらん。
50

という記述から窺える。ここでは、秦によって山西省の北部が占領され、恒山山脈を過ぎ、当時燕の領域内であった陽（河北省唐県東北）・曲逆（河北省完県東南）が落とされると、

代馬・胡狗が東方へもたらされず、崑崙山の玉も入らなくなることが述べられている。ここで注目したいのが、燕の陽・曲逆が落とされると代馬・胡狗という産物が東方へもたらされないという点である。この一文は、趙の東、つまり燕や斉に代馬・胡狗という趙北方の産物が輸出することが不可能になると解釈できる。そして更に、この記述からは、趙王にとって東方への輸出が、重大な事柄であったことが窺える。つまり、趙にとって東方との交易は、国家的に重要な政策であったと言える。

江村氏は「戦国時代尖足布・方足布の性格」⁵¹において、先行研究で長年鑄造・発行地と考えられてきた布銭に鑄込まれた地名について考察を行っている。この中で、江村氏は国家による統一貨幣であっても、都市の有力者などによって民間鑄造されていた可能性を指摘し、貨幣発行主体である有力者が他都市に移住しても、元来の地名が鑄込まれた貨

幣を発行していた可能性について述べる。

一方で、三晋諸国の尖足布・方足布が、鑄込まれた地名の比定位置から遠く離れた山西省北部で大量に出土し、且つ河北省北部や遼寧省の燕の領域内でも広く出土している点にも江村氏は注目している。そして、その理由として三晋諸国と北方地域や燕の領域との間で盛んに交易が行われていた可能性を述べる。

確かに、明刀銭は前述したように主に燕の領域内より出土しており、先秦期の燕の都であった北京市及び燕下都（河北省易県東南）出土明刀銭の総数は約三九〇〇〇枚であるが、明刀銭が燕の領域外において、管見の限り最もまとまって出土したのは山西省原平市^{5 2}の約一八〇〇枚である^{5 3}。この地が、戦国趙の領域内であったことを鑑みれば、燕趙間の交易が活発に行われていたことが分かる。このことや前掲した『戦国縦横家書』の一文

によつて、江村氏の見解は裏付けることができる。

以上のことから、燕側の対外物資集積地は、戦国期の都城の中で最大の面積を有し、尚且つ現在のところ最も多くの貨幣が出土している燕下都であつたと考えられるのではないだろうか。つまり、先述したように燕下都は軍事的な側面だけではなく、薊と同様経済的な側面も有していたのではないかと考えられる。

小 結

日本において、先秦期の燕はその文献資料の少なさから、歴史的な考察が行われる機会
は余り多くはなかった。そのため本章では、主として戦国燕の経済について明刀銭の分布

と交易活動という観点に立ち、戦国燕の国家的性質について改めて考察を行った。

『漢書』地理志には、燕の産物として魚・塩・棗・栗の四つが挙げられている。この内、魚・塩に関しては、渤海をその領土として有している以上、ほぼ無尽蔵に得られる。また、山林藪澤の産物である棗・栗に関しては、『戦国策』に農作をせずとも民を養うことができ、このような土地は、天賦の蔵であると記されている。つまり燕の地には、山林藪澤の豊富な資源があり、農業生産力も少なからず有していたため、その余剰品を以て大いに交易を行い、その交易によって得た利益によって、燕は中原進出を計ったと思われる。

そこで、改めて燕の経済力について考察を加えるために明刀銭に注目した。明刀銭は、北方民の影響を受けて誕生した国家管理の貨幣であり、その出土分布は、現在のところ主に河北省・遼寧省・吉林省・内蒙古自治区、そして北朝鮮国内の一部である。これは、『漢

書』地理志に記される燕の支配地域内であるが、その中で問題となるのが燕の支配地域外に位置した沖縄県出土の二枚の明刀銭である。中国国内においても、少数であれば燕の支配地域以外の地からも出土しているが、これはあくまでも戦国期の貨幣経済圏であり、貨幣経済圏外の沖縄から出土したことは十分注目すべきである。

日本国内において、現在確認されており確実な資料と考えられる明刀銭は僅か二枚であり、その他の地域から出土していない点と、その二枚も異なる遺跡から出土している点から、漂着などの事故によってもたらされた可能性は低い。つまり、中国国内で使用されていた時期とほぼ同時期にもたらされたということは、燕と沖縄との間に存在した何らかの物資流通の結果であると言える。つまり、燕は実質的な支配地域を大幅に超える自国を中心とした経済圏を有していたことが分かる。

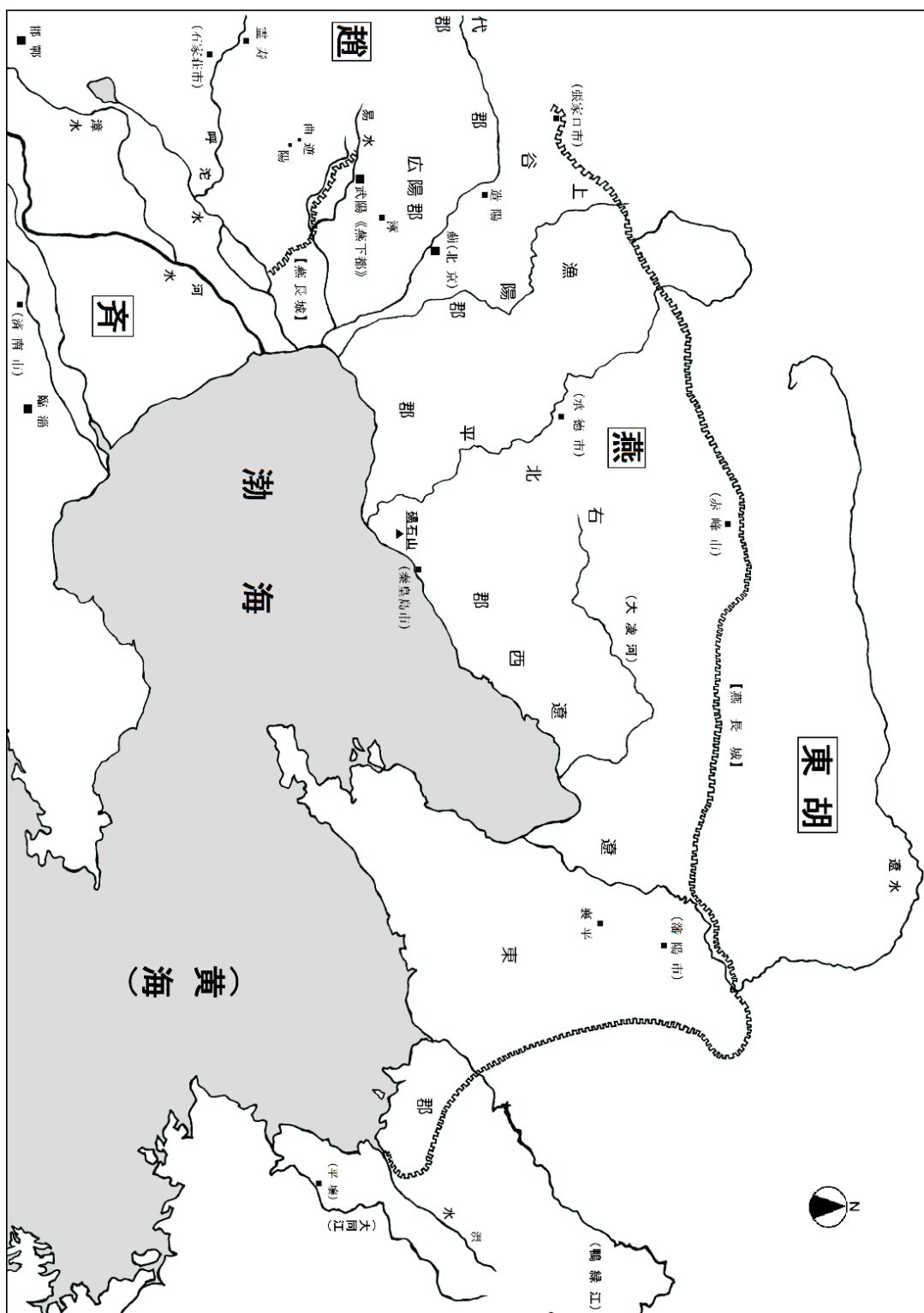
そして燕は、朝鮮の美しい毛皮を始めとする東方の経済圏から交易によって得た珍しい物資や、自国の銀や山林藪澤の資源、そして国内の珍奇な産物を用い、趙や斉等の中国の諸侯国に対して活発に交易を行うことにより、経済大国となったのではないだろうか。このことは『戦国縦横家書』の記述から、趙が東方との交易を重視していたことが窺えることから裏付けることができる。

しかし、明刀銭の出土総数は五八〇〇〇枚以上との報告があり、今後詳細な整理を行い、更に趙における直刀や斉鑄造と考えられる明刀銭等の考察も加えた上で、改めて中国北方地域における交易の問題に取り組む必要がある。

以上の考察の結果、戦国期の燕は昭王期前後の時期に、経済大国としての国家的性質を有していたと考えられる。これは、李江浙氏の述べるような昭王期のみ限定されるもの

ではなく、燕滅亡まで継続し、さらに漢代において商業大都市を成立させるまでに至ったと考えられる。そして、ここで述べる経済大国とは、先行研究で述べられるような自国の生産力のみに依拠するのではなく、古代東アジア世界を背景に交易を行うことによって成り立った国家であると考ええる。また、このような経済大国化の過程において明刀銭が非中原民である北方民の影響により生まれた点を考慮すると、北方民との接触こそが経済大国を生み出す契機となったと言える。そして、このような接触が、昭王のような強大な専制君主の権力基盤を支える経済力を生み出すこととなった。

そこで次章では、燕と同じく中原諸侯国として西周に封建された晋、そして晋の北方領域を引き継ぐ趙における非中原民との接触の様相について述べたい。



※『中国歴史地図集』第一冊を基に筆者作成

■ 注

1 太史公曰、召公奭可謂仁矣。甘棠且思之、況其人乎。燕北「外」迫蠻貉、內措齊・晉、崎嶇疆國之間、最爲弱小、幾滅者數矣。然社稷血食者八九百歲、於姬姓獨後亡、豈非召公之烈邪。

2 鄒衍は、陰陽五行説を理論づけた陰陽家として有名な人物である。史料上において度々登場するが、その伝は、『史記』卷七四孟子荀卿列伝内にある。

3 『燕文化研究論文集』中国社会科学出版社一九九五年所収、『北京史苑』第二輯 北京出版社一九八五年初出。

4 中国古代史研究会編『中国古代史研究』第二 吉川弘文館一九六五年。

5 中国古代史研究会編『中国古代史研究』第三 吉川弘文館一九六九年。

6 『史記戦国史料の研究』東京大学出版会 一九九七年。

7 藤田氏前掲書 第二編 戦国七国の史料学的研究 第六章 『史記』燕世家、田敬仲完世家の史料の考察、四五八頁。

8 「漢と匈奴の国家形成と周辺地域」九州大学二一世紀COEプログラム（人文科学）東アジアと日本…交流と変容編『「東アジアと日本…交流と変容」統括ワークショップ報告書』九州大学大学院比較社会文化研究院二〇〇四年。

9 （莊公）二十七年、山戎來侵我、齊桓公救燕、遂北伐山戎而還。燕君送齊桓公出境、桓公因割燕所至地予燕、使燕共貢天子、如成周時職、使燕復修召公之法。

¹₀ 「琉璃河墓地からみた燕の政体と遼西」『考古学研究』第四六卷一号 一九九九年。

¹₁ 北京市文物研究所山戎文化考古隊「北京延慶軍都山東周山戎部落墓地發掘紀略」（『文物』一九八九年八期）では、北京市北部軍都山南麓の四〇〇基に及ぶ墓地を山戎文化のものであると規定する。また、八木聡氏は当地の墓葬形態と内蒙古自治区の北方系墓葬形態との比較を行い、当地の墓が遊牧民によるものと理解する（「北方系文化の埋葬習俗…玉皇廟遺跡を中心に」『金大考古』六一 二〇〇八年・「玉皇廟遺跡における遺物の面的広がり」『金大考古』六二 二〇〇八年）。

¹₂ 燕地、尾・箕分陲也。武王定殷、封召公於燕、其後三十六世與六國俱稱王。東有漁陽・右北平・遼西・遼東、西有上谷・代郡・雁門、南得涿郡之易・容城・范陽・北新城・故

安・涿縣・良鄉・新昌、及勃海之安次、皆燕分也。

¹
3 『史記』卷一一〇 匈奴列伝

趙武靈王亦變俗胡服、習騎射、北破林胡・樓煩。築長城、自代並陰山下、至高闕爲塞。而置雲中・鴈門・代郡。

【趙の武靈王もまた俗を變じて胡服し、騎射を習い、北のかた林胡・樓煩を破る。長城を築き、代より陰山の下に並なり、高闕に至るまで塞を爲る。而して雲中・鴈門・代郡を置く。】

¹
4 『戦国史』（『中国断代史系列』上海人民出版社二〇〇三年版）第七章 七強并立的形

勢和戦争規模的拡大、二七九頁。

¹₅ 上谷至遼東、地廣民希、數被胡寇、俗與趙・代相類、有魚鹽棗栗之饒。北隙烏丸・夫餘、東賈真番之利。

¹₆ 其後燕王盧綰反、噲以相國擊盧綰、破其丞相抵薊南、定燕地、凡縣十八、鄉邑五十一。

¹₇ 與諸將共定代鄉邑七十三。

¹₈ 『中国古代の社会と文化』東京大学出版会一九五七年、『新版 中国古代の社会と国家』岩波書店一九九六年所収。

¹₉ 燕東有朝鮮・遼東、北有林胡・樓煩、西有雲中・九原、南有呼沱・易水。地方二千餘里、帶甲數十萬、車六百乘、騎六千疋、粟支數年。南有碣石・鴈門之饒、北有棗栗之利、民雖不由佃作而足於棗栗矣。此所謂天府者也。

2 0 『農業考古』一九八五年 第一期。

2 1 『遼海文物學刊』一九九五年 第二期。

2 2 燕之涿・薊、趙之邯鄲、魏之溫軹、韓之滎陽、齊之臨淄、楚之宛・陳、鄭之陽翟、三川之二周、富冠海內、皆爲天下名都。

2 3 楊氏前掲書 第三章 春秋戰國間手工業和商品經濟的發展、一二一頁。

2 4 燕下都の詳細については、河北省文物研究所『燕下都』（文物出版社一九九六年）を参照のこと。

2 5 臨菑之中七萬戶、臣竊度之、不下戶三男子、三七二十一萬、不待發於遠縣、而臨菑之卒固已二十一萬矣。臨菑甚富而實、其民無不吹竽鼓瑟、彈琴擊筑、鬥雞走狗、六博蹋鞠

者。臨菑之塗、車轂擊、人肩摩、連衽成帷、舉袂成幕、揮汗成雨。家殷人足、志高氣揚。

²₆ 春秋・戦国期の国都の比較については、段宏振『趙都邯鄲城研究』（文物出版社 二〇

〇九年）第六章 邯鄲城与東周城市時代 第三節 東周時代主要城市的宏觀格局、二五一
頁 二六三頁において、簡単にまとめられている。

²₇ 『燕文化研究論文集』中国社会科学出版社 一九九五年所収、『考古』一九八八年七期
初出。

²₈ 故燕之下都、擅武陽之名。（中略）武陽蓋燕昭王之所城也、東西二十里、南北十七
里。

²₉ 燕下都の建設時期については、諸説ある。建設時期についての先行研究のまとめにつ

いては、陳平『燕文化』【二〇世紀中国文物考古發現与研究叢書】（文物出版社二〇〇六年）一二六―一二九頁に簡潔にまとめられているため、参照のこと。本章では、燕下都
が武陽と呼ばれていたとする説に基づき、下都を昭王が築いたとした。

³⁰ 齊王逃遁走莒、僅以身免。珠玉財寶、車甲珍器、盡收入燕。大呂陳於元英、故鼎反於
曆室、齊器設於寧臺。薊丘之植、植於汶皇。

³¹ 本論文において、「明刀錢」と呼称する刀錢の文字解釈の諸説については、陳平『燕
文化』一九四―一九六頁に簡潔にまとめられている。

³² 「中国における古代青銅貨幣の生成と展開―刀錢と布錢のテキストとしての特性―」
『統合テキスト科学研究』一、二、二〇〇三年（のち『春秋戦国時代青銅貨幣の生成と

展開』汲古書院、二〇一一年所収）。

³ ³ 東アジア地域における明刀錢の主要な出土地については、上村俊雄氏の「沖縄出土の明刀錢について」（『鹿大史学』第三九号一九九一年）に既に簡潔にまとめられている。

³ ⁴ 燕有賢將秦開、爲質於胡、胡甚信之。歸而襲破走東胡、東胡卻千餘里。與荊軻刺秦王秦舞陽者、開之孫也。燕亦築長城、自造陽至襄平、置上谷・漁陽・右北平・遼西・遼東郡以拒胡。

³ ⁵ 『中国古代北疆史の考古学的研究』（中国書店二〇〇〇年）第七章 戦国燕とその拡大、二二九～二三一頁。

³ ⁶ 自始全燕時嘗略屬真番・朝鮮、爲置吏、築鄣塞。

³
⁷ 本文において述べたように、沖縄県で出土した日本の明刀銭については、正式な発掘作業による出土ではなく、発掘状況や詳細な出土場所については曖昧な点が多い。

³
⁸ 石永士・王素芳氏の刀銭の分類及び研究については、「燕国貨幣的發現与研究」（『燕文化研究論文集』中国社会科学出版社一九九五年所収、『中国錢幣論文集』第二輯 中国金融出版社一九九二年初出）等において述べられている。

³
⁹ 上村俊雄前掲論文、高宮廣衛「城嶽と明刀銭」（『東アジアの考古と歴史 中 岡崎敬先生退官記念論集』一九八七年）、當眞嗣一「具志頭城北東崖下洞穴内で発見された明刀銭について」（『沖縄県立博物館紀要』第二三号一九九七年）。

⁴
⁰ 『東洋文化研究所紀要』第三五冊 一九六五年。

4 1 『楽浪と高句麗の考古学』（同成社二〇〇一年）第一部 楽浪篇 第二章 楽浪郡設置

前夜の考古学、三八〜三九頁。

4 2 蓋國在鉅燕南、倭北。倭屬燕。

4 3 『江上波夫文化史論集二 東アジア文明の源流』山川出版社一九九九年所収、『続・

日本古代史の謎』朝日新聞社一九七五年初出。

4 4 楽浪海中有倭人、分爲百餘國、以歲時來獻見云。

4 5 自威・宣・燕昭使人入海、求蓬萊・方丈・瀛洲。

4 6 『先秦史』（呂思勉文集）上海古籍出版社二〇〇五年版）第一三章 衣食住行 第四

節 交通、三四二頁。

4 7 騶衍以陰陽主運顯於諸侯、而燕齊海上之方士傳其術不能通、然則怪迂阿諛苟合之徒自
此興、不可勝數也。

4 8 游碣石、考入海方士、從上郡歸。

4 9 燕之紫山白金、一筴也。發・朝鮮之文皮、一筴也。

5 0 秦以三軍攻王之上常（黨）而包其北、則注之西、非王之有也。今増注■（跽）恆山而
守三百里、過燕陽・曲逆、此代馬・胡狗不東、綸（崙）山之玉不出。

【（ ）は置き換え文字】

この文章の字句及び基本的な解釈については、佐藤武敏 監修 工藤元男・早苗良雄・

藤田勝久 訳注『馬王堆帛書 戦国縦横家書』（朋友書店一九九三年）を参照した。当該

文章については『史記』『戦国策』に類似の文章が有るが、最も成立が古いと思われる帛書『戦国縦横家書』の文章を用いた。

⁵₁ 『名古屋大学文学部研究論集』史学四九 二〇〇三年（のち『春秋戦国時代青銅貨幣の生成と展開』汲古書院、二〇一一年所収）。

⁵₂ 太原市北方約一〇〇km、戦国趙の北方の要衝であった雁門の南方四〇kmに位置し、当時の趙の領域内であったことが確認できる。

⁵₃ 山西省文物管理工作委員会「山西省原平県出土的戦国貨幣」『文物』一九六五年第一期。

第二章 先秦期における中原と北方の関係について

― 晋における北方民との婚姻を中心に ―

緒言

戦国中期以前、中原諸侯国とは異なる文化を有した蛮夷戎狄と呼称される人々が、中原諸侯国の周辺に居住していたことは史料上確認することができる¹。彼らの一部は、西周滅亡に加担したり、春秋期には会盟に参加したりと中原諸侯国と深く関わっていた。しかしその後、これらの周辺異文化民（非中原民）は春秋・戦国時代における中原諸侯国の領域の伸張によって、集団としては次第に姿を消していった。

既存の史料は、これら中原周辺の異文化民を序論において述べたように儒教的な華夷思

想を背景に未開の人々と位置付けながらも、戦国趙の武靈王のように積極的にその文化を取り入れたり、中原諸侯国が彼らとの婚姻政策を執り行ったりする姿を記している。このような中原民と非中原民との関係は、田中柚美子氏も述べるように、華の夷に対する優位を前提とする観念で割り切れるものではない²。そして春秋・戦国時代において、このような周辺異文化民を中原文化へと積極的に融合させることが、特に試みられていたのは当時の中国北方地帯である。

しかしながら、春秋・戦国時代に中原諸侯国の北方で生活していた人々に関しては、現存する史料ではあまり多くを知ることができない。その一方で、中国北辺の草原地帯において、中原地帯より発掘された青銅器と異なる種の青銅器が発見されていたことが、前世紀の初め頃に一部の人々によって注目され始められた³。その結果、春秋・戦国時代にこ

の地域において活躍していた人々について考察することが可能となり、考古学の分野から度々考察が加えられてきた。

そこで本章では、内蒙古自治区を中心とした中国北方地域における発掘成果を参考すること、改めて史料上に記される春秋・戦国時代の中原と北方との関係の一例を正確に理解することを試みたい。その為、非中原民との婚姻関係を特に有していた春秋期の晋を中心に、その婚姻関係によって生じた社会について述べることにする。

第一節 戎狄と呼ばれた人々

戎狄と呼称される人々が、果たして如何なる文化を有していた人々であったのかという

問題については、先学において既に活発に論じられている。しかしながら、本節においても、文献及び考古の両資料の面からこの問題を改めて確認したい。

既存の史料中に存在する春秋期における戎狄関連記事の量は少なく、散見できるという程度でしかない⁴。一方で、彼ら戎狄が少なくとも牧畜を行っていたことは、時代は若干異なるが『史記』卷一二九貨殖列伝の

天水・隴西・北地・上郡は關中と俗を同じくす。然れども西のかた羌中の利有り、北のかた戎翟の畜有り、畜牧は天下の饒と為す。⁵
(以下史料中の傍線は筆者による)

という記述の「戎翟の畜」という傍線部分からおおよそ推測できる⁶。そこで本節で特に注目したいのが、『春秋左氏伝』襄公四年（紀元前五六九年）の冬の伝文に記されている

無終子嘉父は孟樂をして晉に如かしめ、魏莊子に因りて虎豹の皮を納め、以て諸戎と和することを請う。晉侯曰く「戎狄親無くして貪る。之を伐つに如かず」と。魏絳曰く「諸侯新たに服し、陳新たに來たりて和し、將に我を觀んとす。我德なれば、則ち睦まじ。否なれば、則ち攜貳するなり。師を戎に勞して、楚が陳を伐たば、必ず救うこと能わず、これ陳を棄つるなり。諸華必ず叛かん。戎、禽獸なり。戎を獲え、華を失するは、乃ち不可なることなからんや。（中略）」と。公曰く「然らば則ち戎と和するに如くはなきや」と。對えて曰く「戎と和するに五利有り。戎狄は荐居し、貨を

貴とび土を易る。土の賈う可きは、一なり。邊鄙は聳せず、民は其の野に狎れ、穡人功を成すは、二なり。戎狄晉に事えば、四鄰は振動し、諸侯威懷するは、三なり。徳を以て戎を綏んじ、師徒は勤めず、甲兵、頓せずは、四なり。后羿に鑒て、徳度を用い、遠くに至り、邇は安んずるは、五なり。君其れ之れを圖れ」と。公説び、魏絳をして諸戎と盟せしむ。民事を脩め、田は時を以てす。⁷

という記述である。この記事では、山戎の一種である無終が晋に諸戎との和睦を求めたことについて記されている。この際、晋の魏絳（魏莊子）は戎狄について述べている。

その中でも、傍線部において魏絳が「戎狄荐居（戎狄は荐居し）」という言葉を用いていることに注目したい。『国語』晉語七にある同様の記事⁸の韋昭の注には、「荐は衆のこと」

としている。その一方で、孔穎達は服虔の記述を引用して、「荇は草のこと」と解釈している。この説に依拠した場合、戎狄の一部は遊牧を行っていたと考えることができる⁹。

また、狄の一種である赤狄は『春秋左氏伝』宣公七年（紀元前六〇二年）の伝文の

赤狄、晉を侵し、向陰の禾を取る。¹⁰

という一文からは、前年に晉へ侵入した赤狄が、晉から略奪することで穀物を手に入れている様子が窺える。その為、彼ら赤狄と呼称される狄の一派が、少なくとも農耕を生活の主とせず、遊牧或いは牧畜を生業としていた民として解釈することは可能である。

では、戎狄と呼ばれた人々は、考古学的にどのような人々であると考えられるのだろうか。

田広金・郭素新両氏の研究に依れば、彼ら戎狄のものとして該当する考古遺物は、一般的にオルドス式青銅器と呼ばれる北方系青銅器である。

北方系青銅器は存続期間が長く、その分布範囲は中国北方一帯という様に広大なものである。その中でも、紀元前六世紀～紀元前二世紀に属する青銅器の遺構・遺物は多く発掘されている。田・郭両氏は、この時期の青銅器について「北方系青銅文化全体のなかでは、遺物の分布範囲が最も広く、文化内容もまた豊富で、特色が最も明瞭である。重要な発見地点は、主にオルドス、燕山南麓、それに隴山を中心とする寧夏南部から甘肅東部の黄土高原の三個所に集中している。」と述べる。そして、これら三箇所から出土した遺物の研究の結果、オルドス地域のものを狄・匈奴系文化、燕山南麓地域を山戎・東胡文化、隴山を中心とする地域を西戎文化という様に区分した¹¹。

これらの区分において、本節で特に採りあげたい北方系青銅器は、狄・匈奴系文化として位置付けられたオルドス地域出土のものである。この時代と地域に属する遺構の主なものとしては、桃紅巴拉・阿魯柴答・西溝畔・王隆太・呼魯斯太・崞県窯子・毛慶溝の各墓地在挙げられる^{1 2}。その中でも特に、陰山地域の内蒙古涼城地区の毛慶溝墓地からは春秋後期～戦国後期にかけての遺物がまとまって出土し、このオルドス地域の文化内容と特徴に関する認識がさらに深まったと田・郭両氏は述べる^{1 3}。

また、秋山進午氏は、中原地帯のものとは異なった型式を持つ銅剣等の武器が発見されていることや、帶留金具が中原で用いられていた帯鉤の他に環状鉸具も発見されていること、そしてこれら全体の紋様に動物意匠が多用されていることから遊牧生活を主体とした匈奴の青銅器であるとする^{1 4}。

その他にも、烏恩氏は、春秋晩期～戦国前期に相当する桃紅巴拉、范家儕子、呼魯斯太などの墓地の墓葬が、すべて土坑竪穴墓であり、その墓中からは、馬・牛・羊の頭部及び、蹄が発掘されていることに注目し、その殉葬のされ方から遊牧民特有のものであると指摘している¹⁵。更に、当該地域における埋葬方式の様相について考察を行った小田木治太郎氏も、この地域における文化を担ったのは遊牧民であると述べる¹⁶。つまり、少なくとも春秋晩期～戦国前期にかけては、この中国北方系青銅器を用いて生活を営んでいた人々は、遊牧民であつたと考えられる。

しかし、これら北方系青銅器が発見されている地域が、春秋・戦国時代において匈奴が、主に活動していた範囲よりやや南下した地域である。そこで、史料上から推測すると、このオルドス地方を中心とした地域は、戦国期において林胡や楼煩と呼ばれる人々が主に活

動していたと考えられる¹⁷。

宮本一夫氏はこのオルドス地方を中心とした地域を、その出土品の文化様態から、さらにオルドス高原・河套地区と涼城地区に地域を区分し、オルドス高原・河套地区が林胡、涼城地区が楼煩に相当していると述べる。そして両地区の墓葬形態の変化が、趙の武靈王の北方進出と年代が重なることをその根拠として挙げる¹⁸。

また、宮本氏は墓葬構造と青銅器の組み合わせから地域的に細分化を行い、それによって生じた地域性の差に起因して、文献上の古代部族に比定しようとする考え方が現在あり、北方系青銅器の研究が進んだことによって林胡・楼煩の民衆は、春秋期に狄と呼ばれていた人々が、戦国期になると各名称で呼ばれるようになったという説が、一般的に認められているとも述べている¹⁹。このことについては、田・郭両氏も、涼城地区にある墓地は

赤狄または楼煩と呼ばれた人々によるものであると、同様に指摘している²⁰。

一方、近年このような北方系青銅器を用いて当時の北方民に対する新たな認識を発表する研究者もいる。楊建華氏は、北方系青銅器を大きく胡と狄の二つの文化圏に区分し、各種の副葬品の比較を行うことで、オルドス式青銅器が春秋期の戎狄や戦国期の楼煩とは、必ずしも繋がるものではないと述べる²¹。

しかしながら、副葬品などの遺物に主眼を置いた研究では、遺物が交流等の作用によって移動が容易である点を鑑みれば、埋葬習俗に関する検討が不可欠である。そこで、楊氏が狄の源流として考える甘肅省から陝西省西部における埋葬習俗に注目してみると、この地特有の「西向き頭位の原則」や「屈葬」等の墓葬形式の存在が確認できる。その一方で、山西省や河北省においてはこれらの特徴が殆ど見られないことから、これらを同一の文化

体系に一括して語るとは、再考を要すると考えられる。

以上のように、史料上からはその風習等が確定し難い戎狄は、異説も存在するが考古学的には遊牧民に分類することが可能である。しかし、全ての戎狄を一樣に遊牧民であったとするのは、地域的差異等を含めた上で十分な考察を行う必要がある。何れにしても、戎狄と呼ばれた非中原民は、農耕を生業とする中原系の人々とは異なる文化を有していた。そこで次に、中原諸侯国である晋と異文化民である戎狄との間には、どのような関係が形成されていたのかについて述べたい。

第二節 晋と戎狄の關係

後世の歴史を見ても、異文化民と中原の国家による友好關係の構築・維持を目的とした婚姻は少なくない。先秦期においても、西周は所謂「克殷」の前段階に羌と婚姻關係を有することで友好關係を築いていた。その一方で、西周期に続く春秋期においては、戎狄との婚姻が問題視される場合が存在した。『春秋左氏伝』僖公二四年（紀元前六三六年）の夏の伝文には、

夏、狄鄭を伐ちて、櫟を取る。王狄人を德するに、將に其の女を以て后と為さんとす。富辰諫めて曰く「不可なり。臣之を聞くに曰く「報ゆるは倦めり、施すは未だ厭わず」と。狄は固より貪捰なるに、王又た之を啟く。女德は極まること無く、婦怨は

終ること無く、狄は必ず患いと為る」と。王又た聽かず。²₂

とあるように、東周の襄王が狄の娘を妃にした記事が存在する。ここでは、東周の襄王が狄の軍を利用して鄭を攻撃させ、その成功に報いる為に、狄の娘を娶ろうとした婚姻に対して、狄が貪欲な人々であることを理由に、その臣下である富辰は反対している。このような史料中における春秋期の華夷観の中で、記事が存在する限りにおいて唯一狄との婚姻関係を結んだ中原系の諸侯国が晋である。この関係は、主として戎狄から来嫁する形式が採られる。その中でも、晋の献公は戎狄の女を最も多く娶った晋君である。

献公は『史記』卷三九晋世家に、

五年、驪戎を伐ち、驪姫、驪姫の弟を得、俱に之を愛幸す。^{2 3}

という記述があるように、即位の五年（紀元前六七二年）に西戎の一種である驪戎を討伐し、驪姫とその妹を得ていることが分かる。また、文公重耳を産んだ大戎狐姫（狄の狐氏の娘）、恵公夷吾を産んだ小戎子（狐姫の妹）を年月は不明であるが娶っている。この為、献公以降の晋の国君は、代々戎狄の血を受け継ぐ華夷混血君主となる。しかし、母親の出自がその即位を妨げるような記述は、既存の史料上では見られない。

このような積極的婚姻関係が生み出した晋と狄との関係は、次の出来事に垣間見ることができる。文公重耳は、紀元前六五六年に驪姫の策謀^{2 4}により、国を追われた際に母方の土地である狄へ向かう。この地において、重耳が狄の娘を娶っていることが、

狄人 廩咎如を伐ち、其の二女の叔隗・季隗を獲え、諸を公子に納む。公子 季隗を取り、伯儵・叔劉を生み、叔隗を以て趙衰に妻せ、盾を生む。²₅

という『春秋左氏伝』僖公二三年（紀元前六三七年）の伝文に記されている。ここで注目したいのは、叔隗・季隗の出身である廩咎如がどのような人々であつたかである。このことについては、孔穎達が

成（公）二年（紀元前五八九年）、晉の郤克・孫良夫、廩咎如を伐つに、傳に曰く「赤狄の餘を討つなり」と。彼の赤狄の餘と言うは、是赤狄の別種なるを知るなり。²₆

と『春秋左伝正義』に記していることから、彼らは赤狄であると考えられる。前節において述べたように、赤狄は先学によってオルドス式青銅器の担い手となった人々とされており、中原の人々とは異なった文化を有していた。しかし、後に重耳が文公として即位する際にも、周の襄王の場合と異なり、この婚姻が問題視されることはなかった。

そして、ここでもう一つ注目すべきは、戦国趙の祖にあたる趙衰にも赤狄の娘が嫁いだことである。『春秋左氏伝』には、重耳が文公として即位した後に、狄の血を受け継ぐ趙盾が趙衰の嫡子となったとする記述があり²⁷、これが後の戦国趙の宗室へと繋がっていくこととなる。

このように、春秋晋は狄との間に度々婚姻関係を結んでいる。そして、このような婚姻

関係は、晋君と戎狄との間にのみ生じるものではなく、当時晋の重臣であつた趙氏と戎狄との間でも頻繁に結ばれていた。これは、晋という諸侯国内において、戎狄の人々が比較的拒絶されることなく暮らすことを受け入れる風潮が存在していたことを表している。

このような中原諸侯国と戎狄との婚姻関係は、春秋期において晋と東周の襄王以外には史料上では看取できない。また、中原諸侯国の君主の婚姻において非中原民との婚姻は、蛮夷戎狄の一種と認識されながらも、王号を名乗り、国家を形成する南方の楚との間以外では見られない²⁸。このことから、晋と戎狄との婚姻関係は、当時の中国社会において極めて特殊な関係であつたと言ふことができる。

このように、当時の社会においては特異な関係として認識できる晋における北方民との婚姻関係の存在は、考古学の面からも確認することができる。山西省曲村三区晋侯墓地一

一三号墓は、紀元前一〇世紀中期に大まかに編年され、晋侯墓の最も早い群に属している。

この墓からは、「三足甕」「双耳罐」²⁹という殷周系（中原系）の儀礼用品に通常見られない形状の青銅器が各一件出土しており、これらはいずれも北方系青銅器に分類される器型である。この一一三号墓の墓主は、女性であり、青銅器が鑄造された地域から晋の君主へ来嫁した人物であることが窺える³⁰。

つまり、この例からも分かるように、晋の領域内では西周期より北方民との婚姻が行われていた。そして、このことによって春秋晋や戦国趙においても、戎狄との婚姻を問題視することが無い社会が生み出されたと考えられる。

このように、主に狄からの来嫁という形式で結ばれていた婚姻関係ではあるが、晋から赤狄へ嫁いだ例も存在する。『春秋左氏伝』宣公一五年（紀元前五九四年）の伝文には、

潞子嬰兒の夫人は晉の景公の姉なり。酆舒政を為して之を殺し、又た潞子の目を傷つ

く。
3
1

という記事がある。この記事に依れば赤狄の一種である潞氏の君主へ、文公の孫娘が嫁いでおり、赤狄潞氏の政權を握った酆舒によつて殺害されている。この事件を受け、晋は赤狄潞氏を攻撃することになる。このことから、狄と晋との婚姻関係にはある程度の友好關係を保持する効力が有つたと理解できる。

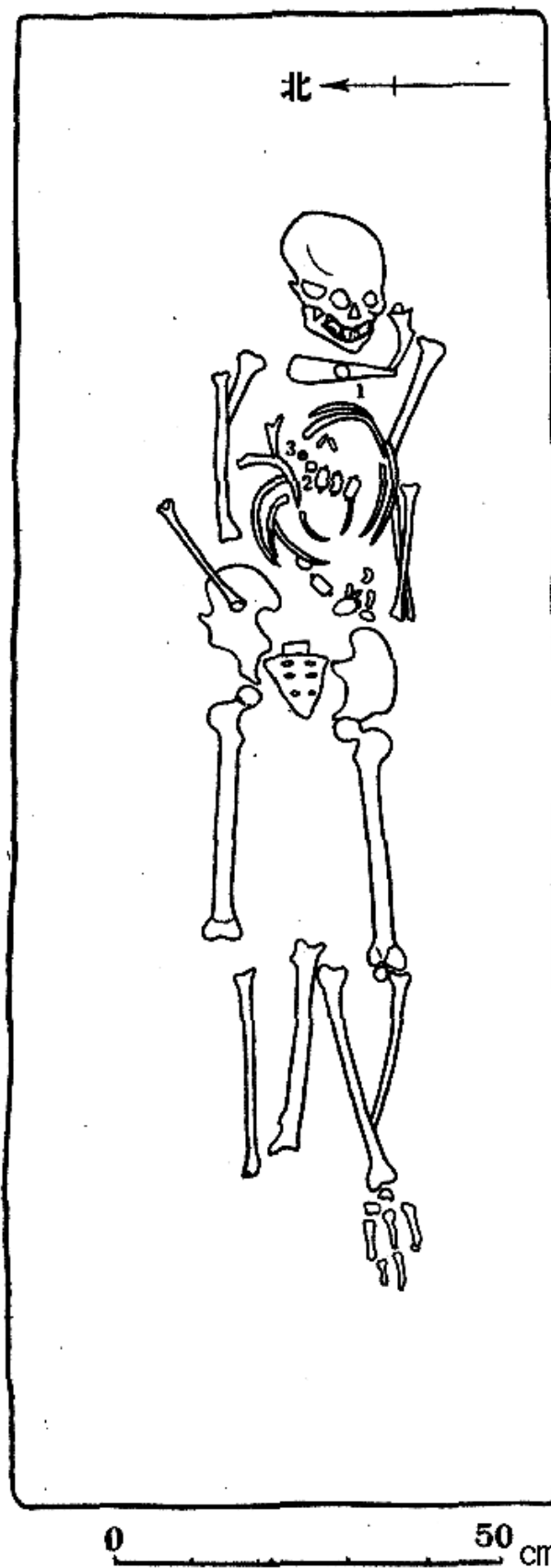
この後、晋と狄との間に結ばれた婚姻關係は史料上から窺い知ることにはできない。その一方で、前述したように文公とともに狄と婚姻關係を結んだ趙氏は、春秋末期においても

引き続き狄との友好関係の樹立を目的として婚姻活動を行っていた。戦国趙を建国する趙襄子もまた、父である趙簡子が狄の下女に産ませた子である。そして戦国初期に至って、趙襄子は自らの姉が嫁いでいることによって築いていた友好関係を利用することで、代の君主を直接殺害し、労せずしてその地を併呑する。そしてこの地に、その後の戦国趙における北方進出の足がかりを構築することになる³²。

更に戦国中期には、武靈王によって趙の北方進出は活発化し、「胡服騎射」を主とした楼煩や林胡といった北方民を融合することとなった。この際の趙と北方民との関係を示す遺物が、前節において述べた内蒙古涼城地区の毛慶溝墓地3b群六七号墓より出土した銅製の印である³³。

宮本一夫氏は、この印が出土した毛慶溝3b群には、型式学的に見て戦国後期と考えら

れる帯鉤が埋葬されていることから、この印はおそらく趙のものであり、趙武靈王期の北
 征との関係で捉えなければならぬと述べる^{3 4}。



毛慶溝墓地 M67 平面図

1. 銅帯鉤 2. 銅印章 3. 料珠

内蒙古文物工作隊「毛慶溝墓地」より抜粋後、文字部修正

既に先学において指摘されているように、内蒙古涼城地区の毛慶溝墓地には「東西向き」と「南北向き」の二つの頭位が存在する。この内、「南北向き」頭位の墓地には、動物犠牲を伴わず、埋葬遺物も戦国後期のものに限られるため、戦国趙の北征後に当地に至った農耕民のものであり、「東西向き」頭位の墓地は遊牧民のものとして考えられている³⁵。

前述した毛慶溝六七号墓は、「東西向き」頭位の墓地であり、埋葬者は二〇〜二二歳ほどの女性である³⁶。つまり、遊牧民の壮年の女性の墓地に趙の官印が、その胸元の中心から出土している状況からも分かるように、意図的に副葬されていることが窺える³⁷。しかしながら、前述した趙という比較的異文化との婚姻に寛容な社会であることを鑑みれば、

この官印は墓主の配偶者（趙人）に関連する品である可能性が考えられる。

このように中原の人々と北方民が雑居するような状況は、一部の墓において見られるような特殊な現象ではない。楊建華氏は、内蒙古地区の墓地出土人骨に対して章末表一のような人種統計表を作成している。

表一からは、この内蒙古自治区涼城県を中心とした地域では春秋晚期以降、中原の人々や華北地域の人々更には北アジア系の人々が雑居していたことが窺える。ここで注目したいのが、楊氏が比定する墓地の年代が春秋晚期に始まる点である。

元来、史料上では、この地域に中原の影響が現れるのは戦国期以降である。つまり、この地域は晋や趙による領域拡張以前に移住した中原や華北地域の人々、そして在地の人々によって、文化や人種等の融合が行われた空間であったのではないだろうか。このことは、

当時の社会において華夷思想を前提としないような中原地域と北方地域との民間的な人物交流が、活発に行われていたことを示すと考えられる。

小 結

以上、春秋期の晋を中心として非中原民と中原の人々との関係について述べてきた。春秋期に晋の北部に居住していた人々は、主に「戎狄」と史料上で呼称されるように中原側からは異質な存在であった。このような認識は、当時戎狄と呼称された人々の一部が遊牧民であるように、中原地域に居住する人々とは異なった文化風習を有していたことに起因すると思われる。また、このような認識は、後代の華夷思想に繋がるものではあるが、当時の人々にとっては自らと異なる人々を区別するだけのものでしかなかったのではないだろうか。このことは、晋侯を中心としてその領域内において、中原・非中原間の通婚関係

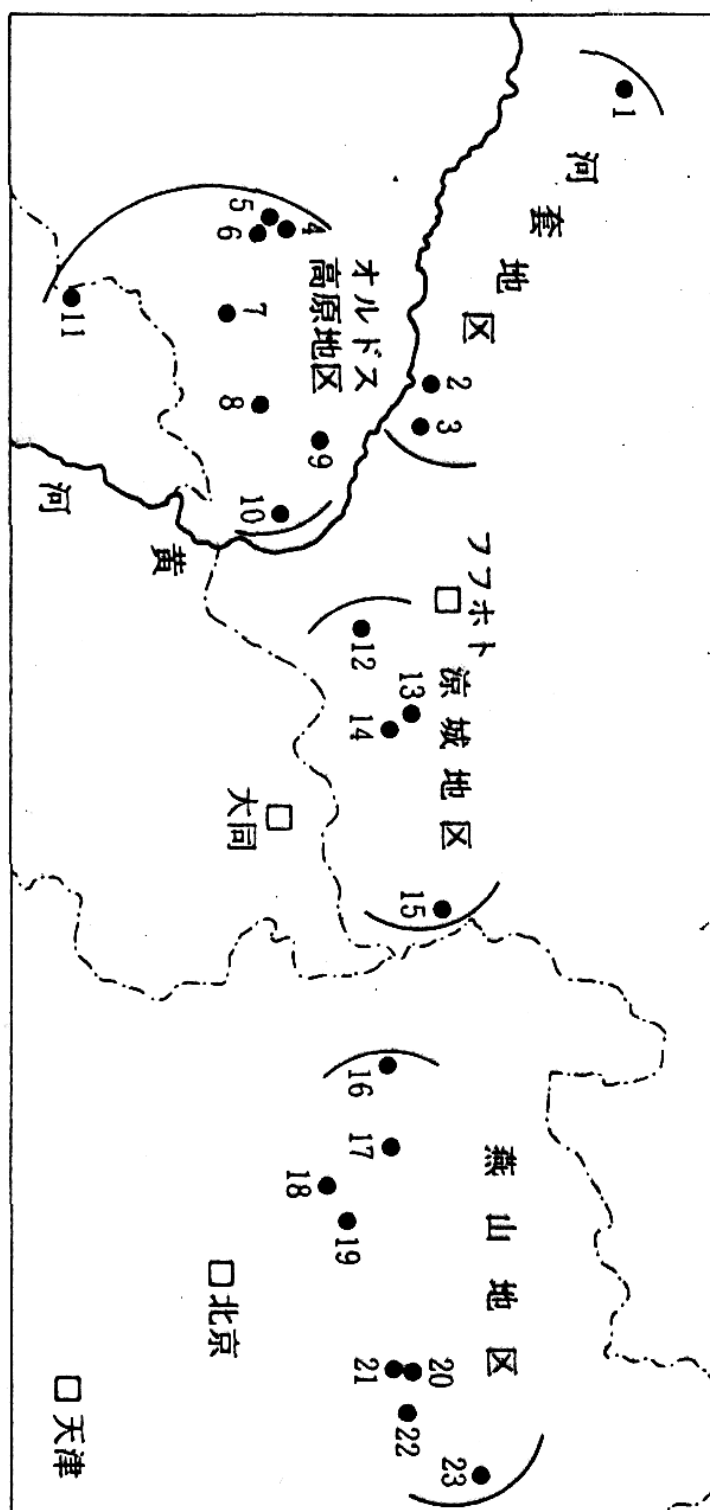
が特別視されることなく存在していたことから理解することができる。また、このような中原諸侯国と戎狄との婚姻関係は、春秋期において晋と東周の襄王以外には史料上では看取できないという、当時の社会において異色の関係として認識できる存在であった。

つまり、西周時代から始まった晋と中国北方民との関係は、度々互いを攻撃するという関係を有す一方で、婚姻関係による一時的な平和も訪れていた。そして、内蒙古自治区の墓葬状況からは、このような平和な期間は言うまでもなく、戦乱期においても人々の交流は活発に行われていたと考えられる。

そして、このような交流の結果、内蒙古自治区涼城県を中心とした地域では春秋晩期以降、中原の人々や華北地域の人々更には北アジア系の人々が接触し、雑居する状況が生まれる中で、中原民と非中原民との融合が婚姻関係のような比較的対等な関係によって、社

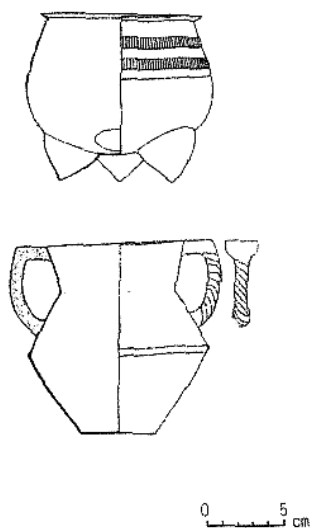
会の下層位においても進められ、華夷が共生する社会が生まれたと理解することができる。

そこで次章においては、華夷共生社会が、燕においては専制君主権力を強化する経済力をもたらしただけに対して、同じく中原諸侯国である戦国趙においては「胡服騎射」という大規模な社会的変革が生み出される下地となった可能性について述べる。

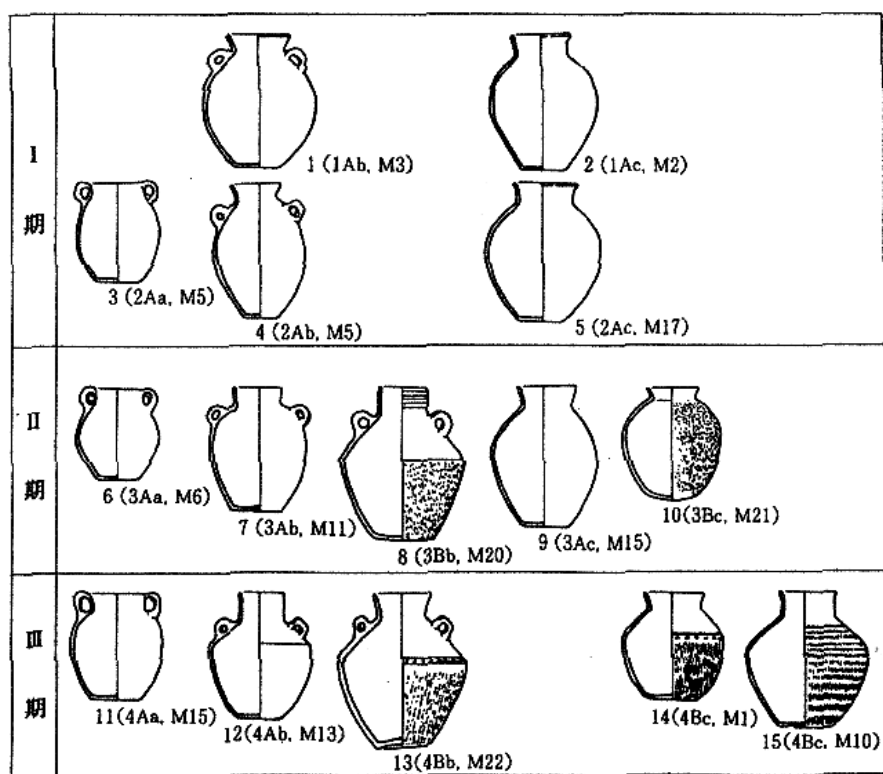


主要オルドス青銅器文化墓地

- 1 呼魯斯太, 2 西園, 3 水澗溝門, 4 阿魯才登, 5 桃紅巴拉, 6 公蘇圪, 7 石灰溝, 8 速機溝,
 9 西溝畔, 10 玉隆太, 11 納林高免, 12 範家窯子, 13 寧渠窯子, 14 毛慶溝・飲牛溝, 15 溝里頭,
 16 白廟, 17 小白陽, 18 北辛堡, 19 軍都山, 20 梨樹溝門, 21 炮台山, 22 墳子溝, 23 駱駝梁



山西曲沃北趙(曲村三区)113号墓出土の青銅製の三足甕と双耳罐(おそらく前10世紀中期以前)



崧県窯子基地の土器編年

資料曰 出土銅印（田広金・郭素新『鄂尔多斯式青銅器』より抜粋）



※楊建華「中国北方東周時期兩種文化遺存辨析——兼論戎狄与胡的關係」より抜粋後、筆者加筆

表一 内 蒙 古 地 区 関 連 墓 地 人 種 統 計 表

出 土 地 点	年 代	人 種 類 型	所 属 地 域
包 頭 西 園 墓 地	春 秋 晚 期	北 ア ジ ア 類 型	林 胡
杭 錦 旗 桃 紅 巴 拉 墓 地	春 秋 晚 期 初 ～ 戦 国 期	北 ア ジ ア 類 型	林 胡
和 林 格 爾 新 店 子 墓 地	春 秋 晚 期 初 ～ 戦 国 期	北 ア ジ ア 類 型	楼 煩
清 水 河 県 陽 畔 墓 地	春 秋 晚 期	北 ア ジ ア 類 型	楼 煩
涼 城 県 崢 県 窯 子 墓 地	春 秋 晚 期 初 ～ 戦 国 期	北 ア ジ ア 類 型 ・ 古 華 北	楼 煩
涼 城 県 毛 慶 溝 墓 地	春 秋 晚 期 早 ～ 戦 国 期	古 華 北 類 型 ・ 古 中 原	楼 煩
涼 城 県 飲 牛 溝 墓 地	春 秋 晚 期 早 ～ 戦 国 期	古 華 北 類 型 ・ 古 中 原	楼 煩
涼 城 県 板 城 墓 地	春 秋 晚 期 初 ～ 戦 国 期	北 ア ジ ア 類 型 ・ 古 中 原	楼 煩
涼 城 県 小 双 古 城 墓 地	戦 国 初 期	北 ア ジ ア 類 型 ・ 古 中 原	楼 煩
和 林 格 爾 将 軍 溝 墓 地	戦 国 中 晚 期	古 中 原 類 型	楼 煩

■ 注

¹ 当時の中国における異文化民の呼称はあくまでも、中原側史料の記述に見られる用法であり、彼らの自称が如何なるものであったかは不明である。しかし、使用されている文字体系からは、各史料中における編纂者側の思想背景を窺い知ることができる。

² 田中柚美子「晋と戎・狄―猷公の婚姻関係を中心として―」『國學院雜誌』七六（三）外国史特輯号 一九七五年。

³ 日本においては、江上波夫氏がこの種の青銅器にいち早く注目し、それらの青銅器の整理考察を行い、「綏遠青銅器」（『内蒙古長城地帯』東亜考古学会、一九三五年初出・『北アジア諸民族の歴史と文化』山川出版社、二〇〇〇年所収）において発表している。

⁴ このような史料状況で、春秋時代に中国北辺において活躍していた戎や狄について史料を

用い、その人種を論究の目的としたのが、白鳥庫吉氏の研究（「周代の戎狄に就いて」『東洋學報』第一四卷第二号、一九二四年）である。一方、田中柚美子氏が行った研究（「晋と戎・狄―献公の婚姻關係を中心として―」『國學院雜誌』外国史特輯号、一九七五年）「左伝に見える軍行―戎・狄研究の一助として―」『三上次男博士頌寿記念東洋史・考古學論集』三上次男博士頌寿記念論集編集委員會、一九七九年）は、主に彼らの居住地域を絞り込むことを目的としたものである。その為、何れの研究も筆者の問題關心とはやや異なる。このような管見の限りでは、日本において史料を研究材料の主とした戎狄に関する先行研究は少なく、それも限られたものである。

5 天水・隴西・北地・上郡與關中同俗。然西有羌中之利、北有戎翟之畜、畜牧為天下饒。

6 田中柚美子氏が、既に「晋と戎・狄―献公の婚姻關係を中心として―」において指摘して

いる。

7 無終子嘉父使孟樂如晉、因魏莊子納虎豹之皮、以請和諸戎。晉侯曰「戎狄無親而貪、不如伐之。」魏絳曰「諸侯新服、陳新來和、將觀於我。我德、則睦。否、則攜貳。勞師於戎、而楚伐陳、必弗能救、是棄陳也。諸華必叛。戎、禽獸也。獲戎、失華、無乃不可乎。」（中略）。」公曰「然則莫如和戎乎。」對曰「和戎有五利焉。戎狄荐居、貴貨易土。土可賈焉、一也。邊鄙不聳、民狎其野、穡人成功、二也。戎狄事晉、四鄰振動、諸侯威懷、三也。以德綏戎、師徒不勤、甲兵不頓、四也。鑒于后羿、而用德度、遠至、邇安、五也。君其圖之。」公說、使魏絳盟諸戎。脩民事、田以時。

8 『国語』晉語七において、「戎狄荐居」は「戎狄荐處」と記されている。

9 楊伯峻氏も、『春秋左伝注』三（中華書局、一九九〇年版）内の該当箇所（九三九頁）に

対して、「当時の戎狄が遊牧を生業としていた」と解釈する。

¹⁰ 赤狄侵晉、取向陰之禾。

¹¹ 「源遠流長的北方民族青銅器文化」『中国青銅器全集』一五卷 文物出版社、一九九五年（小

田木治太郎訳「北方民族青銅器文化の起源と発展―そのはるかなる流れ―」『遊牧騎馬民族文

化の生成と発展過程の考古学的研究』平成七、九年度文部省科学研究費補助金報告書 大

手前女子大学文学部 一九九八年）。

¹² 各墓地の発掘報告については、田広金「桃紅巴拉的匈奴墓」（『考古学報』一九七六年第

一期）、田広金・郭素新「内蒙古阿魯柴答發現的匈奴遺物」（『考古』一九八〇年第七期）、

伊克昭盟文物工作站・内蒙古文物工作隊「西溝畔匈奴墓」（『文物』一九八〇年第七期）、内

蒙古博物館・内蒙古文物工作隊「内蒙古準格爾旗王隆太的匈奴墓」（『考古』一九七七年第

二期)、塔拉・梁京明「呼魯斯太匈奴墓地」(『文物』一九八〇年第七期)、内蒙古文物考古研究所「涼城崞県窯子墓地」(『考古学報』一九八九年第一期)(上記は何れも『鄂尔多斯式青銅器』文物出版社一九八六年に再録)、内蒙古文物工作队「毛慶溝墓地」(『鄂尔多斯式青銅器』文物出版社一九八六年)を参照のこと。また、各墓地の位置関係については末尾地図A参照。

¹₃ 前掲注11。

¹₄ 「内蒙古高原の匈奴墓葬」『富山大学人文学部紀要』四、一九八〇年。

¹₅ 「オルドス式青銅器について」(原題「关于鄂尔多斯式青銅器」)玉城一枝訳『古代学研究』一一二、一九八六年。

¹₆ 「中国北方「青銅器文化」の墓」『宗教と考古学』勉誠社、一九九七年。

¹₇ オルドス式青銅器は、戦国趙の長城の内側地域に基本的に分布している。その為、『史記』

卷一一〇匈奴列伝の

趙武靈王亦變俗胡服、習騎射、北破林胡・樓煩。築長城、自代並陰山下、至高闕為塞。

而置雲中・鴈門・代郡。

という記述からは、趙が林胡・樓煩を攻略した後、長城を築いていることが分かる。その為、オルドス式青銅器の担い手は、長城の内側に位置した異文化民である林胡・樓煩の人々であったことが窺える。

¹₈ 「オルドス青銅器文化の地域性と展開（下）」『古代文化』五一・一〇、一九九九年。

¹₉ 前掲注18。

²₀ 「北方文化与草原文明」『内蒙古文物考古文集』第二輯 中国大百科全书出版社、一九九

七年初出（『北方考古論文集』科学出版社、二〇〇四年所収）。

²
¹ 「中国北方東周時期兩種文化遺存辨析——兼論戎狄与胡的關係」『考古學報』二〇〇九年第二期。

²
² 夏狄伐鄭、取櫟。王德狄人、將以其女為后。富辰諫曰「不可。臣聞之曰「報者倦矣、施者未厭。」狄固貪惓、王又啟之。女德無極、婦怨無終、狄必為患。」王又弗聽。

²
³ 五年、伐驪戎、得驪姬、驪姬弟、俱愛幸之。

²
⁴ 驪姬が自らの子を嫡子にしようと画策し、太子であつた申生を自殺に追い込んだ。この際、重耳と夷吾も狙われるが、国外に脱出し難を逃れた。詳細は『史記』卷三九晋世

家を参照。

²
⁵ 狄人伐唐咎如、獲其二女叔隗・季隗、納諸公子。公子取季隗、生伯儵・叔劉、以叔隗

妻趙衰、生盾。

²₆ 成二年、晉郤克・孫良夫伐廆咎如傳曰「討赤狄之餘焉。」彼言赤狄之餘、知是赤狄之

別種也。

²₇ 『春秋左氏伝』僖公二十四年伝文

狄人歸季隗于晉、而請其二子。文公妻趙衰、生原同・屏括・摟嬰。趙姬請逆盾與其母、子餘辭。姬曰「得寵而忘舊、何以使人。必逆之。」固請、許之。來、以盾為才、固請于公、以為嫡子、而使其三子下之。以叔隗為內子、而已下之。

²₈ 『春秋左氏伝』桓公一六年伝文の

初、衛宣公烝於夷姜、生急子、屬諸右公子。

という一文に登場する夷姜という名の衛の莊公の妾については、本章では夷という姜姓

の国家出身者として解釈した。また、秦についてはその出自に関して西戎とする説があるが、春秋期には周に封建された中原諸侯国家であると、本章においては規定した。

²
⁹ 章末資料Ⅰ参照。

³
⁰ ローター・フォン・ファルケンハウゼン (Lothar von Falkenhausen) 著 吉本道雅 解

題・訳『周代中国の社会考古学』（京都大学学術出版会、二〇〇六年）第Ⅱ部 内的な連
合と外に対する分界 第五章 周文化圏内部における民族的差異 一七一、一七二頁。

³
¹ 潞子嬰兒之夫人晉景公之姊也。酆舒為政而殺之、又傷潞子之目。

³
² 趙の北方進出の過程については、拙稿「戦国趙における「胡服騎射」改革」（『東洋史

苑』七二号、二〇〇九年）を参照のこと。

³
³ 章末資料Ⅱ参照。

3 4 「オルドス青銅器文化の地域性と展開（上）」『古代文化』五一、一九九九年。

3 5 内 蒙 古 文 物 工 作 隊（「毛慶溝墓地」）、小田木治太郎氏（「中国北方「青銅器文化」の墓」）

がこの説を採る一方で、宮本一夫氏（「オルドス青銅器文化の地域性と展開（上）」）は、

頭位が異なるのは、人種的差異ではなく、漢化による変化であると捉える。

3 6 内 蒙 古 文 物 工 作 隊「毛慶溝墓地」『鄂尔多斯式青銅器』文物出版社、一九八六年。

3 7 前掲墓葬状況図（内 蒙 古 文 物 工 作 隊「毛慶溝墓地」より抜粋）を参照のこと。

第三章 戦国趙における「胡服騎射」改革

緒言

胡服騎射という一種の変革は、戦国期の人々が春秋期までに形成された中原の文化のみに囚われず、良い物を積極的に採り入れ、発展していく様子をよく物語るものである。そして、この変革はまた、後の秦漢という統一帝国の形成段階において、中原民と非中原民である中国北方民との関係について考察する際の材料にも為り得る。

従来の研究では、胡服騎射は軍事的な改革として捉えられてきた¹。しかし近年、靳禾氏が胡服騎射という行為を単に戦法の変革としてのみ扱うのではなく、中国北方民との外交関係なども含めた変革であるとした²ため、胡服騎射は複合的な改革として捉えられ

は始めている。特に魏建震氏は、「胡服」することによって北方民と友好関係を築き、「騎射」という趙を軍事大国へ導くための技術の導入を目的とした改革として胡服騎射を捉え、その改革の要点を服飾礼俗に関する「胡服」に置く³。この研究は、胡服騎射を服飾礼俗と関連付けた見解としては斬新であるが、その目的が趙の軍事的強化とする点については、従来からの研究に従ったものである。

一方、日本においても、橋本明子氏が魏氏の見解を受け、『史記』卷四三趙世家の記述上において「胡服」と「騎射」がそれぞれ言及されている回数に注目し、胡服騎射が「胡服」を焦点とする改革であったとする。また「胡服」の役割が、趙が周王朝の礼秩序から離脱し、「胡族」へ歩み寄りを示していたとする⁴。その一方で橋本氏は、史料上にこの改革以降、趙軍が強化されたことを明確に示す記事がないことから、「騎射」の効用について疑問

を呈し、従来の軍事的改革とする説を否定した。しかし、「騎射」と同時に述べられている「舟楫」という言葉については、全く検討されていないことから、軍事的改革説を否定するには不十分であると思われる。

このように先行研究者の多くが、胡服騎射の改革の意義を述べる場合、主に「胡服」と「騎射」を分け、どちらに重点が置かれた改革であるのかを中心に考察を行ってきた。

これは林巳奈夫氏や橋本氏の論にも見られる風潮である⁵。しかしながら、あまりに「胡服」及び「騎射」に囚われ過ぎ、この改革を正確に捉える事が出来ていない。

このような研究状況の中で、近年出版された『戦國會要』において胡服騎射は、商鞅の変法等の代表的な変法改革記事と共に、卷一七 禮七 嘉禮 更法一に採録されている⁶。

胡服騎射改革の開始時期である紀元前三〇六年⁷より以前、戦国の各国においては国君

によって有能な人材が登用され、次々と変法改革が行われ、国力の増強を図られた。これら戦国初期に行われた変法改革の中で、最も成果を挙げたのが、秦における商鞅の改革である。

商鞅は土地制度を中心として改革を行い、秦による統一の基礎を築いた。この商鞅による改革は、武霊王による胡服騎射の改革の約五〇年前に行なわれたが、その様子を記した『史記』卷六八商君列伝（以下「商君列伝」）や『商君書』更法篇（以下「更法篇」）の記述と、『史記』卷四三趙世家（以下「趙世家」）や『戦国策』卷一九趙策二（以下「趙策二」）における胡服騎射の改革の記述表現には類似点がある。この記述表現の類似問題については、中国においては南宋の鮑彪が「趙策二 武霊王平晝閒居」の注において、「商君列伝」との記述表現における類似を指摘し、列伝は胡服騎射の改革を節録して、商鞅の変法改革

に適合させたものとの解釈をしている。

しかしながら、前述した何れの先行研究においても、改革の詳細を記す「趙世家」及び「趙策二」の史料問題については殆んど考察を加えることなく、これら史料を用いて論を構築している。そこでまず、既存史料における問題点を確認した上で、戦国趙における胡服騎射改革と華夷共生社会の関連について述べる。

第一節 変法記事と胡服騎射記事の相違点

胡服騎射の記述が見られる基本史料は、『古本竹書紀年』、『史記』卷一一〇匈奴列伝（以下「匈奴列伝」）及び「趙世家」そして、「趙策二」の四史料である。この中で『古本竹書

紀年』は周隱王十三年（紀元前三〇二年）の条に

十三年、邯鄲、吏大夫の奴に命じ九原に遷り、將軍・大夫・適子・戍吏、皆貉服す。⁸

というように邯鄲、つまりその地に都をおいていた趙が、貉の服つまり胡服を導入したと記述されているのみである⁹。また、「匈奴列伝」を見るに、

趙の武靈王もまた俗を變じて胡服し、騎射を習い、北のかた林胡・樓煩を破る。¹⁰

とあるように、胡服騎射を導入し北方の林胡・樓煩を破ったことは記されているが、詳細

については深く触れられてはいない。そのため従来、胡服騎射研究を行なう際に主に用いられた史料は、その改革の詳細を記す「趙世家」及び「趙策二」である。

しかし、前述したようにこの二つの史料には問題がある。その問題とは、「商君列伝」及び「更法篇」との記述表現の類似性である。この類似点の具体例としては、

【胡服騎射記事】

疑事無功、疑行無名。 「趙世家」・「趙策二」（肥義の発言）

【変法記事】

疑行無名、疑事無功。 「商君列伝」（商鞅の発言）

疑行無成、疑事無功。 「更法篇」（商鞅の発言）

等が挙げられる。

前述したように、南宋より注目されてきた史料問題は、現在では胡服騎射研究を行なう際においてさえあまり注目されていない。その中で、「趙世家」・「趙策二」・「商君列伝」・「更法篇」の四つの史料を詳細に比較し、考察を行なったのが、佐中壯氏である¹¹。佐中氏は、史料における類似箇所を戦国時代における主君と臣下の間において、しばしば用いられていた常套句として解釈する。しかし佐中氏以降、胡服騎射を考察する際に、この史料問題について十分に触れた研究は見られない。また橋本氏も、既に藤田勝久氏によって史料の信頼性が一定程度確認されている¹²とし、「趙世家」の記事を中心に検討を進めている。

しかし、商鞅変法改革を考察する際には、従来指摘されてきた胡服騎射改革記事と商鞅

変法改革記事の類似点については、『商君書』の成立問題という角度から度々考察が行なわれてきた。中でも近年、詳細にその問題について考察を行なったのは、鄭良樹氏と好並隆司氏である。鄭氏は主に「趙策二」と「更法篇」との類似点に注目している。氏は「趙策二 武靈王平晝閒居」で武靈王・肥義両者と公子成の議論に注目し、用語として、「服」・「禮」・「俗」の順で多用され、「教」と「道」でまとめられていると指摘する。そしてその上で、この類似点については、的確に一字のみを変えている部分が多くあり、それを『商君書』から『戦国策』が引用した結果とする¹³。そして鄭氏の説を受け吉本道雅氏は「更法篇」の

法は、民を愛する所以なり。禮は、事に便する所以なり。¹⁴

という記述と、「趙策二 武靈王平晝閒居」の

夫れ服は、用に便する所以なり。禮は、事に便する所以なり。¹⁵

とある記述を比較し、「更法篇」が「法」「禮」の変法の対概念を用いるのに対して、「趙策二」が更法の構文を流用しつつ胡服を論ずるために、「服」「禮」という本来一対になりやうのないものを無理に對にして不自然を呈していると述べる¹⁶。

その一方で、好並氏は鄭氏の説に否定的な立場に立ち、鄭氏の説が、武靈王の胡服騎射の改革が礼制の変更であり、変法ではないという氏の見解が潜んでいるとして、改めて胡服騎射について若干の考察を行なっている¹⁷。

この考察の中で、好並氏は胡服騎射の目的を軍事的変革の試みであったとしつつ、「趙世家」武靈王二十七年（紀元前二九八年）の条の

二十七年五月戊申、大いに東宮に朝し、國を傳え、王子何を立て以て王と為す。王廟見の禮畢え、出でて朝に臨む。大夫悉く臣と為り、肥義を相國と為し、并せて王に傳たり。是れ惠文王為り。惠文王は、惠后 吳娃の子なり。武靈王自ら號して主父と為る。

1
8

という、武靈王からその子の惠文王へ王位が譲られたことを記す一文を挙げ、「大夫悉く臣」とある点に特に注目して、旧来、周代封建身分であった大夫が悉く臣化し、王と臣とが官

僚体制に編成替えされたと解釈する。そしてこれを趙における変法と解釈し、その一連の流れの中に胡服騎射を置いて考える。

そして、胡服騎射を趙における変法改革の一部とした上で、「更法篇」及び「商君列伝」における商鞅の名称表記の比較を行っている。そこで好並氏は、「更法篇」では商鞅は常に「公孫鞅」という魏国における呼称が用いられていることに対し、「商君列伝」においては「公孫鞅」・「衛鞅」・「商君」という三種の呼称があり、それぞれ魏在住時・入秦以降・封邑の時期に対応して用いられていることを指摘する。そして、これは『商君書』が、後人の作である証であり、文章に類似が見られるのは、「更法篇」が「趙策二」に記されている胡服騎射を商鞅変法と重ね合わせて編集したとする。

この好並氏の説に依れば、胡服騎射は『商君書』編集者にとっても実に変法的な改革で

あったと解釈することができ。しかし、前述した鄭氏や吉本氏の説とは、真つ向から対立する説であり、胡服騎射記事と商鞅変法改革記事の類似点については、依然研究を継続すべき問題である。

しかしながら、このように商鞅の変法改革についての研究において活発に議論されている問題に対して、現在の胡服騎射研究においては殆ど顧みられることなく、安易に史料を用いて研究を行ってきたのではないだろうか。そこで、改めて胡服騎射記事を有する各史料の性質について考えたい。

先述した類似点を有する四つの史料は、『戦国策』が様々な史料を用いて劉向が編纂した史料であるということから、『史記』等と同一の材料を用いた可能性や、商鞅変法改革研究において指摘されているように相互に参照して記された可能性がある。

しかしその中で、『史記』という一つの書物に含まれる「趙世家」と「商君列伝」のみが、恐らく司馬遷という一人の人間の歴史観によつて胡服騎射の改革と商鞅の変法改革が共に記され、採録されている。つまり、この記述部分を比較すると、胡服騎射の改革を史官としての司馬遷がどのように捉えていたかを理解することができると、その結果知り得た司馬遷の胡服騎射像を参考にすることは、胡服騎射に対する理解を深めるために有効である。

また「趙世家」には、

道に當るの者曰く「（中略）主君の子且に必ず代を有せんとす。主君の後嗣に及びて、且に革政して胡服し、二國を翟に并すること有らんとす」と。

19

というように武霊王の先祖である趙簡子が路上で天帝からの啓示として、武霊王が胡服を着ることを伝えられたとする記述がある。また、趙簡子の子の趙襄子は、預言書を天使より受け取っている。この予言書の文面については、同じく「趙世家」において

趙毋卹、余は霍泰山の山陽侯の天使なり。（中略）後世に至り、且に仇王有らんとするに、赤黒、龍面にして鳥喙、鬢麋髭頤、大膺大胸、脩下にして馮なり、左衽界乘し、河宗を奄有し、休溷諸貉に至り、南のかた晉の別を伐ち、北のかた黒姑を滅ぼさん。²⁰

と、こちらにも武霊王が、「左衽界乘」つまり胡服騎射の改革を行なうことが記されている。

これら二つの伝説的な記述は、胡服騎射の改革の前触れを示すと同時に、先君である趙簡

子・趙襄子と武靈王との間の特別な関係を司馬遷が暗示していることが窺える。

また「趙策二」には、これらの伝説的な記述は見られないことから、司馬遷が「趙世家」を記すに当たり、武靈王という人物及び胡服騎射をどれ程重要視していたかということが分かる。つまり、胡服騎射について記された「趙世家」武靈王一九年（紀元前三〇六年）の条が、司馬遷という一人の歴史家を通して、胡服騎射の改革について最も的確に捉えられている記述であると思われる。

そこで、『史記』の両記述を比較してみると、「趙世家」の記述には、「商君列伝」の記述とは類似していない部分があることに気付く。

そのためにまず、胡服騎射の改革が記される「趙世家」武靈王一九年の条の記述について分析を行なう。この武靈王一九年の条は、

十九年春正月、大いに信宮に朝す。肥義を召して與に天下を議し、五日して畢わる。王、北のかた中山の地を略し、房子に至り、遂に代に往き、北のかた無窮に至り、西のかた河に至り、黄華の上に登る。樓緩を召し謀りて曰く「我が先王、世の變に因り、以て南藩の地を長し、阻しき漳・滏の險を屬け、長城を立て、又、藺・郭狼を取り、林人を荏に於いて敗れども、功未だ遂げず。今、中山我が腹心に在り、北のかた燕有り、東のかた胡有り、西のかた林胡・樓煩・秦・韓の邊有れども、彊兵の救い無く、是社稷を亡ぼすに、奈何せん。夫れ高世の名を有すは、必ず遺俗の累有り。吾、胡服せんと欲す」と。樓緩曰く「善し」と。羣臣、皆欲せず。²₁

というように武靈王がこの年の新春に胡服を行なう旨を樓緩に伝える場面より始まる。こ

の部分の記述では、武霊王が自国の軍事的強化を理由に、胡服を着るという自身の意思を示しているが、樓緩以外の臣下は皆反対している。この後、記述は武霊王と王族・重臣との問答へと進み、胡服騎射を正式に開始する所で終わる。この条は、登場人物によって凡そ五つに区切ることができる。

① 樓緩と武霊王の会話

② 肥義と武霊王の問答

③ 公子成と使者王綽（武霊王）の問答

④ 公子成と武霊王の問答

⑤ 群臣と武霊王の問答（武霊王の説得）

右記したように五つに分割し、それぞれ佐中氏の研究²²等を参照しつつ「商君列伝」の記述との類似部分を求めると、②⑤の部分に集中し、①③④には殆んど見られないことは明らかである。特に、王族・重臣と武霊王との問答を記す②③⑤の中で、④においては「更法篇」との類似は見られるにも拘らず、「商君列伝」と全く類似が見られないことは注目値する²³。つまり、この一文こそが胡服騎射という改革の中で、最も商鞅の改革と異なる部分である。そして、その特徴を表していると考えられる。

そこで続いて、類似点が全く見られない公子成と武霊王との問答部分である④と同時に、④の前段階の問答が記される③を中心に検討を行ないたい。

第二節 胡服騎射改革の導入目的

「趙世家」武靈王一九年の条には、胡服の導入を決定した武靈王に対し、

公子成 再拜し稽首して曰く「臣固に王の胡服するを聞くなり。臣不佞なりて、寢疾し、未だ趨走し以て滋進すること能わざるなり。王之を命ずるに、臣敢て對えて、因りて其の愚忠を竭くす」と。曰く「臣聞くに中國は、蓋し聰明睿智の居る所なり。萬物財用の聚まる所なり。賢聖の教える所なり。仁義の施す所なり。詩書禮樂の用うる所なり。異敏技能の試す所なり。遠方の觀赴する所なり。蠻夷の義行する所なり。今王此れを捨て遠方の服を襲し、古の教を變え、古人の道を易え、人の心に逆いて、學者を拂させ、中國を離れる、故に臣王之を圖らんことを願うなり」と。²⁴

と公子成は、まず胡服着用に反対を表明し、その理由として中国は他国の規範となり、仰ぎ見られる存在であるにもかかわらず、他国の服を着用する行為は、中国の文明から離れようとする行為であるとし、再度の考慮を願っている。

一方、武靈王はこの公子成の言葉に答えて、

聖人果たして以て其の國を利する可く、其の用を一にせず。果たして以て其の事をする可く、其の禮を同じくせず。儒者は一師なれども俗異なり、中國は同禮なれども教離れるに、況んや山谷の便においてをや。故に去就の變は、智者一にすること能わず。遠近の服は、賢聖同じくすること能わず。²⁵

というように、そもそも土地や考え方によって礼は、流動的に変化することを述べた上で、胡服騎射導入の目的について

吾が國、東のかた河・薄洛の水有り、齊・中山と之を同じくすれども、舟楫の用無し。
常山より以て代・上黨に至るまで、東のかた燕・東胡の境有りて、西のかた樓煩・秦・韓の邊有れども、今騎射の備え無し。故に寡人、舟楫の用無くして、水を夾みて居るの民、將に何を以て河・薄洛の水を守らんとす。服を變じて騎射し、以て燕・三胡・秦・韓の邊に備う。且つ昔、簡主は晉陽を塞がず以て上黨に及びて、襄主は戎を并せて代を取り以て諸胡を攘う。此れ愚智の明らかにする所なり。先時、中山、齊の疆兵を負み、吾が地を侵暴し、吾が民を係累し、水を引き鄙を圍み、社稷の神靈微かりせ

ば、則ち鄙、守らざるに幾きなり。先王之を醜すれども、怨未だ報いること能わざるなり。今、騎射の備え、近きは以て上黨の形を便とす可くして、遠きは以て中山の怨に報う可し。しかるに叔中國の俗に順じ以て簡・襄の意に逆らい、變服の名を惡み以て鄙事の醜を忘る、寡人の望む所に非ざるなり。²⁶

とあくまでもこの度の改革が、水辺の民を守るために船（軍船）の整備を行い、北方の国々との国境守備の為に胡服を着て騎射を行なう騎兵を設ける軍事的なものであることを述べる。次いで、武靈王は中山に対する怨みを述べ、騎射を備えるのは上党地方（現在の山西省南東）の形勢を有利にし、中山に対して怨みを晴らすためであるとしている。そして中国の礼にこだわることなく、先君の意に従って趙を強大にすることが目的であることを示

している。

以上一連の記述を要約すると、公子成によって従来の札に反する行為だと指摘を受けた武霊王は、自らの札に関する考えを述べた上で、王自身が従来の札に敢えて反するつもりは無く、あくまでも軍事目的によって改革を行なうということが記されている。つまり、胡服騎射の改革は結果として服飾札俗の変化をもたらすものの、それは積極的に行ったものではなく、軍事的改革を進めた結果、生じたものであるということが解釈できる。

このような問答の結果、武霊王は臣下を説得し、胡服令を施行する事になる。同じく「趙世家」武霊王一九年の条の末尾には、「遂胡服招騎射」と記されており騎射をする兵を招き、胡服騎射の改革を実行に移している。

魏建震氏は「胡服」を着ることによって胡族と友好関係を築き、「騎射」を招致したと考

え、服飾礼俗に関する「胡服」を改革の要点と捉えている。しかしながら魏氏は、「胡服」する事によって招致した「騎射」により、趙が諸強の雄たる事を示そうとしたとし、胡服騎射の最終目的は軍事強化にあるとした²⁷。

一方、この魏氏の「胡服」を服飾礼俗に関する行為と捉える考えに注目した橋本氏は、胡服騎射の目的を周王朝由来の礼秩序から離脱し、北方異民族世界への接近による趙の体制一新を広く宣言するということであったと述べる²⁸。これらの研究は何れも「胡服」と「騎射」を分け、どちらがその改革の要点であったのかを中心に考察を行なう。しかし、前述したように胡服騎射の特徴を最も明確に示す一文において「騎射」と同時に述べられている「舟楫」という言葉については、全く検討されていない。

前述した「趙世家」の記述では、斉・中山に対してはあくまでも船（軍船）の整備を行

い、胡服を着て騎射を行なう騎兵はあくまでも燕・三胡・秦・韓に備えるために設けるとのみ記されている。次いで、武靈王は中山に対する怨みを述べ、騎射を備えるのは上党地方の形勢を有利にし、中山に対する報復のためであるとしている。

現在多くの研究者は、次章において詳述するように、戦国中山を元々中原文化の範囲外にいた非中原民である鮮虞が中原化した国であるという説を採る。

一九七四年一月より、河北省石家荘市より西へ約七五キロの平山県において春秋・戦国時代に属する遺跡群の発掘調査が行なわれた。その結果、この遺跡群が戦国中山の古都である靈寿城とそれに伴う墓群（王墓を含む）であることが発表された²⁹。これらの発掘成果の中で本節において特に注目したいのが、中山王陵第一号墓の葬船坑である³⁰。

先秦時代の権力者の墓には、車馬坑が附属している例が多々存在する。それは、戦国時

代のものと考えられる墓においても同様である³¹。しかし、現在既に発掘された戦国時代の国君墓において、葬船坑の出土例は管見の限りにおいては見られない。報告によれば船は合計四隻出土している。この発掘された船は、何れも軍船としてではなく、遊覧船として用いられていたものとする。³²

しかしこのことは、中山王陵第一号墓に葬られた中山王が死亡した当時（紀元前三〇八年頃）の中山において船が車馬と並んで重要視されていたことを窺わせる³³。この時期は、胡服騎射導入開始時期（紀元前三〇六年）とほぼ同じであり、趙が船を重視する中山に対して軍船の整備を行なうのは、対中山戦を考えた場合、当然のように思われる。

一方、「趙世家」においては、中山と共に斉に対しても舟楫の必要性が述べられている。そこで、注目したいのが出土文献の『孫臏兵法』である。『孫臏兵法』は、紀元前三五〇年

前後に齊おいて軍師として活躍した孫臏の兵法を記した書であるが、『孫臏兵法』十陣には

水戦の法、必ず其の徒を衆くして其の車を寡なくし、之をして鉤楮を為さしめ、莖柎
は貳ねて輯め□絳は皆な具わる。進めば則ち必ず遂げ、退けば則ち蹙らず、蹙るに方
りては流れに従い、敵の人を以て招と為す。水戦の法、舟に便して以て旗を為り、舟
を馳せて以て使と為し、敵往けば則ち遂げ、敵来れば則ち蹙り、推攘因慎して之を飭
え、移りて之を革め、陣して之を□し、規（窺）いて之を離る。故に兵に誤車有り御
徒有り、必ず其の衆少を察し、舟を撃ちて津に頽（毅）し、民に徒の来たるを示す。
水戦の法なり。³₄

（※ □は判読不能な文字）

というように水戦の方法が記されている。このことは、武霊王が胡服騎射の改革を行なう凡そ五〇年前に、斉においては水軍の運用法が確立されており、その運用法に則して軍船の整備が行なわれていたことを窺わせる。

このように、一般に胡服騎射改革と呼ばれる武霊王による改革は、軍船整備と胡服騎射という二つを柱にした軍事改革であった。つまり、胡服騎射は武霊王によって行なわれた軍事改革の一面のみを表しているのではないだろうか。しかしながら、胡服騎射は結果として服飾礼俗の変化をもたらす行為であったため、武霊王と群臣との間で導入の是非が議論された。

つまり、『史記』を記した司馬遷や『戦国策』を編纂した劉向は、武霊王が行なった軍事改革の中でそれまで中原において行われなかったという点を評価して胡服騎射という部分

に注目し、その結果武靈王の改革記事には、偏りが生じたのではないかと理解できる。そして、その偏りは現在の研究に影響し、「胡服」「騎射」という部分にのみ注目する研究動向を生み出したのではないだろうか。

以上のように胡服騎射という非中原的改革は、戦国趙に強力な軍事力を生み出し、服飾礼俗を変化させるに至った。そこで次に、前章末において示唆したように、戦国趙に存在した華夷共生社会とこの改革の関連性に注目したい。

第三節 胡服騎射導入の背景

中国の研究者たちは、『七国考』卷一一趙兵制・胡服騎射の条に董説が、漢の劉向の言葉

として引用する

漢の劉向曰く「戦國に騎有るも、騎射無し。騎射するは、胡兵なり。趙武靈王之を用
う」と。^{3 5}

という一文を根拠として、胡服騎射の改革によって生まれた趙の騎兵が胡兵であったとい
う共通の結論に達している^{3 6}。つまり、この一文が真実であれば、戦国時代に武靈王が
用いた騎射を行った騎兵は、中国北方民であることとなる。

張烈氏はこの引用文について、劉向は漢代の人物であり、胡服騎射誕生の経緯を容易に
知ることが可能であり、その上『戦国策』の編者であることから戦国期の史料を多数見て

いたはずであるので、この言葉を信じてよいとする³⁷。しかし、この『七国考』の記述は引用典拠が確認できず、この劉向の発言は董説による創作の可能性が高い。

一方、武霊王死後およそ五〇年を経た趙に登場する李牧は、『史記』卷八一の李牧の伝に

李牧は、趙の北邊の良將なり。常に代の鴈門に居し、匈奴に備う。便宜を以て吏を置き、市租は皆、莫府に輸入し、士卒の費と為す。日に數牛を撃ち士に饗し、射騎を習い、烽火を謹み、間諜を多くし、戰士を厚遇す。³⁸

と記されていることから、射騎つまり騎射を習練している。つまり、胡服騎射当初におい

ては不明ではあるが、李牧が活躍した時代には、李牧のような中原諸侯国出身の人々の中にも騎射できる人物が存在していたことが想定される。これは、胡服騎射の改革以降も趙において騎射という行為が評価され、騎射の習練が継続されていた様子を窺わせる。

『史記』等の「胡服」の「胡」という字や「招騎射」という行為からは、北方民の影響が存在したことが窺える。しかしながら、趙と同様に北方民と接していた秦や燕または北方民の一種である白狄が建国した中山において、胡服騎射と同種の改革が行なわれたとする記述が既存の史料上においては見られない。それでは、胡服騎射の改革が趙において行なわれた理由はどの点にあったのだろうか。

前章において簡単に述べたように、趙と北方民との関係は、春秋期に趙の祖にあたる趙衰に赤狄の娘が嫁いだことから始まる。このことは、重耳が晋の文公として即位した後、

趙衰と赤狄の娘との間に生まれた子である盾を嫡子としたことが、『春秋左氏伝』の僖公二十四年（紀元前六三六年）の伝文に

狄人季隗を晉に歸すれども、其の二子を請う。文公趙衰に妻せ、原同・屏括・樓嬰を生む。趙姫盾と其の母を逆えんことを請うも、子餘辭わる。姫曰く「寵を得て舊を忘れるは、何を以て人を使わんや。必ず之を逆えん」と。固く請うに、之を許す。來りて、盾を以て才と為し、固く公に請い、以て嫡子と為し、而して其の三子をして之に下らせしむ。叔隗を以て内子と為して、己は之に下る。³⁹

と記されており、これが後の趙の宗室へと繋がっていき、戦国趙を建国する趙襄子もまた

趙簡子が狄の下女に産ませた子である。そして、趙襄子が代を攻撃し併呑すること、その後の北方進出の足がかりを構築することになる。

趙はその興隆期であつた趙襄子元年（紀元前四五八年）より、その北方進出に意欲を見せ、実際に行ない始めていたことが、「趙世家」の

簡子 既に葬すれども、未だ服を除かず、北のかた夏屋に登り、代王を請う。廚人をし
て銅料を操らしめ以て代王及び従者に食わし、斟を行い、陰かに宰人各をして料を以
て代王及び従官を撃ち殺しめ、遂に兵を興し代の地を平らぐ。⁴⁰

という記述から分かる。このように、趙襄子は代王を殺害することによって代の地を手

入れた。この代の地に居住していた部族については、同じく「趙世家」の

翟の犬は、代の先なり。主君の子、且つ必ず代を有す。⁴¹

という一文より、翟（狄）の一種であることが分かる。また、代と趙との間には婚姻関係があり、趙襄子の姉が殺された代王に嫁いでいた。これもまた春秋時代から続く趙と狄との婚姻関係を示すと考えられる。この後、この代の地は、趙滅亡時までほぼ絶えることなく代々趙の領土の一部となる。『史記』卷一二九貨殖列伝には、代について

種・代は、石北なり、地は胡に邊し、しばしば寇を被る。人民、矜りて懞伎し、氣を

好み、任俠にして、姦を為し、農商を事とせず。然れども北夷に迫近して、師旅亟々往き、中國委輸して時に、奇羨有り。其の民、羯・羗均しからず、全晉の時より固より已に其の標悍を患いて、武靈王益々之を厲し、其の謠俗猶お趙の風有るなり。⁴²

と記されており、ある種の独特な文化を形成していながらも趙に融和していた人々であるとも考えられる。また、武靈王二十一年（紀元前三〇四年）に趙が中山に攻める際の記述である、「趙世家」の

二十一年、中山を攻む。趙招を右軍と為し、許鈞を左軍と為し、公子章を中軍と為し、王并わせて之を將う。牛翦、車騎を將い、趙希、并わせて胡・代を將う。⁴³

という記述からは、趙襄子の代併合より約一五〇年経っているにもかかわらず、代の兵は趙の正規軍である右軍・左軍・中軍（中原の人々）とは区別されており、胡とも区別して認識されていたことが分かる。

このように趙は、北方への進出を押し進めることで自国の領土を拡大しつつ、支配下においた人々を自軍に組み込んでいく。つまり、趙は婚姻と併合によって北方民との関係を築く。そして、このような関係の下で胡服騎射が導入されることとなる。

趙襄子による代併合後しばらくの間、趙は主に中原諸国と争い続けるが、北方に対する進出については史料上では、読みとることができない。次に趙が北方進出を活発化させるのは、武靈王によってである。そして、その開始時期は胡服騎射導入後のことである。

前述したように、武靈王は紀元前三〇六年春正月に初めて胡服騎射の考えを示すが、そ

の翌年（紀元前三〇五年）には、「趙世家」の

二十年、王中山の地を略し、寧葭に至る。西のかた胡地を略し、榆中に至る。林胡王、馬を獻ず。歸りて、樓緩をして秦に之かしめ、仇液をして韓に之かしめ、王賁をして楚に之かしめ、富丁をして魏に之かしめ、趙爵をして齊に之かしむ。代相の趙固、胡を主り、其の兵を致す。^{4 4}

という記述から、武靈王が中山から西の榆中に赴き林胡の王から馬を献上され、そして趙の軍に新たに林胡の兵が加わっていることが分かる。

武靈王による北方進出はこの後も継続される。この際、林胡と同じく趙の北方に暮らし

ていた楼煩もまた趙の北方進出に苦しめられた。このことは「趙世家」恵文王二年（紀元前二九八年）の条に、

恵文王二年、主父、新地に行き、遂に代を出で、西のかた楼煩王と西河に於いて遇いて其の兵を致す。⁴⁵

とあるように胡服騎射導入後八年を経て、主父つまり武靈王は遂に楼煩の王とも会見を行い、その兵力までも配下に納めることとなる。

このように林胡・楼煩の兵力を吸収した趙は、続いてその領土の北方に長城を築いた。

その記述が、「匈奴列伝」の

趙武靈王も亦た俗を變じて胡服せしめ、騎射を習い、北のかた林胡・樓煩を破る。長城を築き、代より陰山の下に並なり、高闕に至るまで塞を為る。而して雲中・鴈門・代郡を置く。^{4 6}

である。この記述から趙は、陰山山脈に沿って高闕まで長城を築いており、これが現存する趙の長城に該当する。これによって林胡・樓煩は長城の内側に位置し、この時築かれたこの長城は、その地理的状況から長城の北側の匈奴に対する備えであることは明白である。この北方進出の際に趙がその配下に収めた林胡は、前述した趙の名将・李牧によって滅ぼされる。このことは『史記索隱』に、

如淳云く「林胡は即ち儋林なり、李牧の滅ぼす所と為るなり」と。
4
7

と記されていることから窺える。

その一方で林胡と共に趙へ下った樓煩は、趙滅亡後もしばしば歴史上に登場することとなる。『史記』卷九五の灌嬰の列伝には、

柘公王武を撃破し、燕西に軍し、將いる所の卒、樓煩の將五人、連尹一人を斬る。
4
8

と記されており、この記述における「樓煩」について『史記集解』では、

李奇曰く「樓煩は、縣名なり。其の人善く騎射し、故に以て射士を名づけて「樓煩」と為すは、其の美稱を取り、未だ必ずしも樓煩人にあらざるなり」と。⁴⁹

というように解釈しており、元來樓煩と呼ばれた人々が騎射に巧みな者であつたことが分かる。しかしながら、この漢楚抗争以降、樓煩の名は次第に見られなくなっていく。このことは、樓煩の人々が匈奴に併呑された為と思われる。「匈奴列伝」の

冒頓兵を以て至るに及び、撃ちて、大いに破り東胡王を滅して、其の民人及び畜産を虜とす。既に歸り、西のかた撃ちて月氏を走らせ、南のかた樓煩・白羊河南王を并わす。
（中略）其の明年（紀元前一二七年）、（衛）青復た雲中を出で以て西のかた

隴西に至り、胡の樓煩・白羊王を河南において撃ち、胡の首・虜數千、牛羊百餘萬を得。
50

という記述からは、冒頓単于の時代に樓煩が匈奴に併合され、その後前漢時代には匈奴の樓煩というように見なされていたことが分かる。つまり、樓煩という名は後の時代においても県名などとして使われるが、元来の樓煩と呼ばれた人々は匈奴の一派というように中国では認識されるようになったと思われる。「趙世家」恵文王元年（紀元前二九九年）の条には、

主父、子をして治國を主さどらしめんと欲し、而して身ら胡服して士大夫を將いて西

北のかた胡地を略して、雲中・九原より直ちに南して秦を襲わんと欲す。是に於いて詐りて自ら使者と為りて秦に入る。秦昭王知らず、已にして其状の甚だ偉にして、人臣の度に非ざるを怪しみ、人をして之を逐わしめども、主父馳せて已に關を脱せり。之を審問すれば、乃ち主父なり。秦人大いに驚く。主父の秦に入りし所以は、自ら地形を略し、因りて秦王の人と為りを觀んと欲すればなり。⁵¹

と記されているように、主父つまり武靈王が恵文王に王位を譲り、占領後の北方の地より秦へ侵入し、危険を冒してまで自らその地形を偵察している。このように武靈王は恵文王に内政を任せる事によって自身は本格的に秦を攻撃する意思を示している。つまり、中山及び北方の地の攻略、さらには胡服騎射までもが、秦攻略のための足掛りであつたとも考

えられる。

ここで先に提示した『七国考』の記述に再び注目したい。張烈氏は、この騎射を行なった胡兵を匈奴と解釈する⁵²。前述したように劉向が述べたとされる一文については、引用典拠が不明であるため信頼できない。しかし、「招騎射」と「趙世家」に有るように北方民を招致することで、騎射を修練したと考えられる。ここで、この際招致された北方民が楼煩であった可能性を指摘したい。

林胡・楼煩の両兵力を吸収した趙が、続いてその領土の北方に長城を築いたことは既に述べた。そして林胡・楼煩の両兵力の吸収に前後して、趙が秦への攻略を計画していたこともまた史料上に記されている。

前章においても述べたように、宮本一夫氏は現在墓葬構造と青銅器の組み合わせから地

域的に細分化を行い、それによって生じた地域性の差に起因して文献上の古代部族に比定しようとする考え方があり、北方系青銅器の研究が進んだことによって林胡・楼煩の民衆は、春秋期に狄と呼ばれていた人々が戦国期になり各名称で呼ばれるようになったという説が、一般的に認められていると述べている⁵³。

この説に依れば、趙は春秋期より林胡・楼煩の民と婚姻関係を結んでいたことになり、特に楼煩は騎射に巧みなものとして、後代においてもその存在が知られていた。つまり、戦国趙は華夷共生社会を有していたことにより、胡服騎射を中心とした軍事改革を成功させることとなった。そして、この改革は服飾礼俗という中原的な秩序からの脱却をもたらすこととなった。また、専制君主であった武靈王には、退位したにも拘わらず他国に例がない主父として強大な権力を保持させることとなった。

小結

以上、胡服騎射という改革が有する性質について述べてきた。胡服騎射の改革の約五〇年前に行なわれた商鞅の変法改革は、秦による統一の基礎を築いた。その様子を記した「商君列伝」や「更法篇」の記述と、「趙世家」や「趙策二」における胡服騎射の改革の記述表記には、明らかに類似点が存在した。

これら類似点を有する四つの史料の中で、「趙世家」と「商君列伝」は『史記』という一つの書物の中に、恐らく司馬遷という一人の人間の歴史観によって、胡服騎射の改革と商鞅の変法改革が共に記され、採録されている。この記述部分を比較すると、「趙世家」では公子成と武靈王との直接問答部分において類似点が全く見られないが、この部分こそ胡服騎射改革の特徴を明記していると考えられる。

この非類似部分には、公子成によって従来の札に反する行為だと指摘を受けた武霊王が、自らの札に関する考えを述べた上で、王自身が従来の札に敢えて反するつもりが無く、あくまでも軍事目的によって改革を行なうということが記されている。

具体的には、斉・中山に対してはあくまでも船（軍船）の整備を行い、胡服を着て騎射を行なう騎兵はあくまでも燕・三胡・秦・韓に備えるために設けるとのみ記されている。

次いで、武霊王は中山に対する怨みを述べ、騎射を備えるのは上党地方の形勢を有利にし、中山の怨みに報いるためであるとする。つまり、胡服騎射の改革は結果として服飾礼俗の変化をもたらすものの、それは積極的に行ったものではなく、軍事的改革を進めた結果、生じたものであると解釈できる⁵⁴。

つまり、一般に胡服騎射改革と呼ばれる武霊王による改革は、軍船整備と胡服騎射とい

う二つを柱にした軍事改革であったと理解できる。しかしながら、胡服騎射は結果として服飾礼俗の変化をもたらす行為であったため、武靈王と群臣との間で導入について議論が行われた。そして、司馬遷や劉向は武靈王が行なった軍事改革の中で、特にこの胡服騎射導入議論に注目し、その結果武靈王の改革記事には、偏りが生じたのではないかと理解できる。つまり、胡服騎射は武靈王によって行なわれた軍事改革の一面だったのではないだろうか。

胡服騎射改革は、武靈王死後も受け継がれた。武靈王死後およそ五〇年後には中原の人々の中にも騎射できる人物が存在していたことが想定される。これは、胡服騎射の改革以降も趙において騎射という行為が評価され、騎射の習練が継続されていた様子を窺わせる。

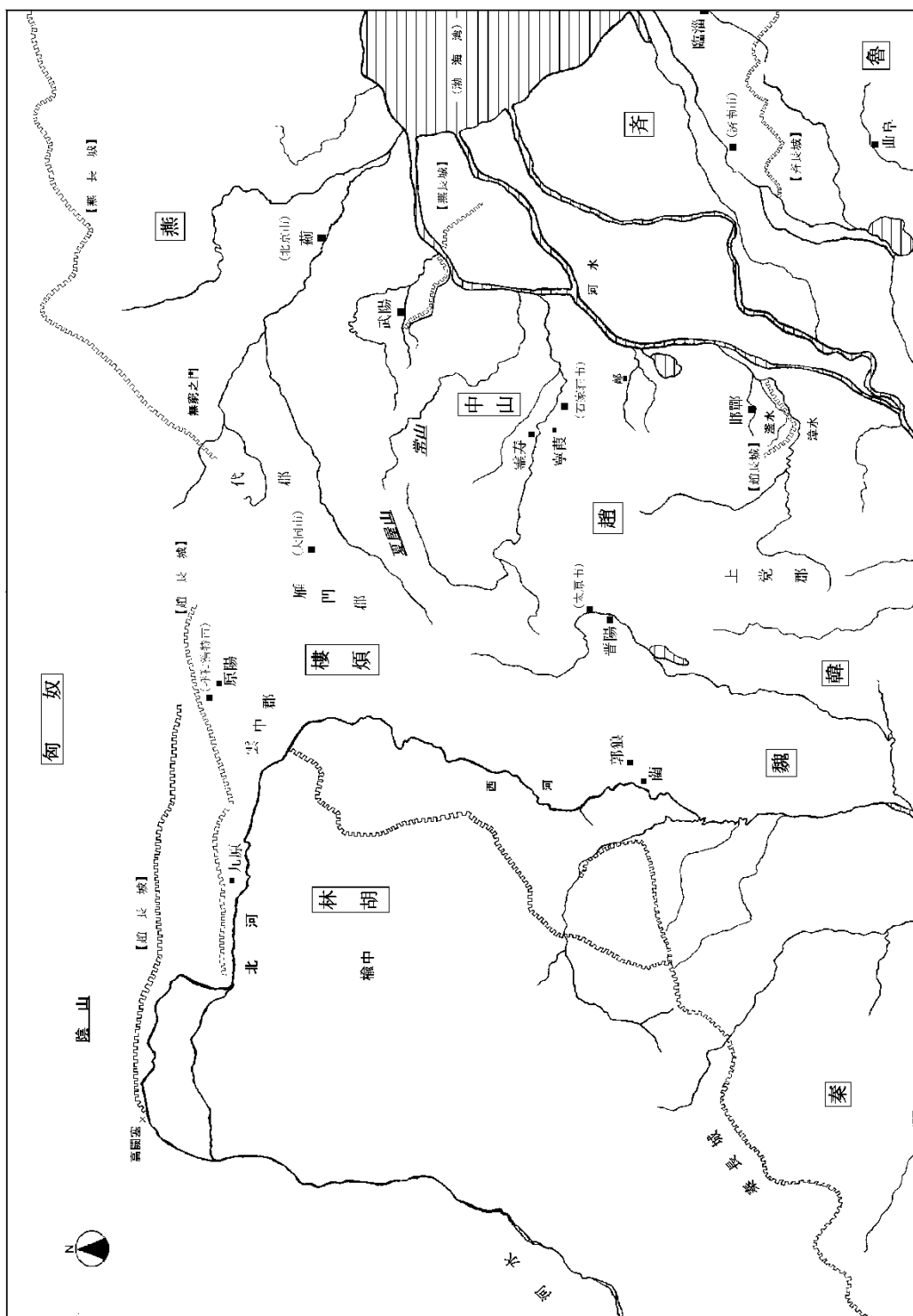
変法改革を「旧来の法律や制度を変更すること」として解釈した場合、旧来の軍事制度

を変化させた胡服騎射の改革は、変法改革であつたと言えよう。変法である騎射の導入によつて強兵を果たした武靈王は、趙襄子以降停止していたと思われる北方進出を活発化させる。そして騎射が巧みであつた楼煩などを吸収することで更に強兵を入手し、西の大国であつた秦への侵攻を計画するに至つたが、その死によつて趙が秦へ侵攻することは無かつた。

以上から考えるに、華夷共生社会という下地によつて行われた武靈王による胡服騎射の改革はあくまでも軍事に主眼が置かれた改革であり、その結果として趙国内における服飾礼俗の変化が生じた。さらに、他国の改革と異なり、国君による有能な人材の登用が史料上においては見られないという点で、武靈王という主君と華夷共生社会という二つが存存在してこそ成立した特殊な変法改革として、胡服騎射は捉えるべきであらう。つまり、華

夷共生社会がもたらした改革は、武霊王という専制君主により強力な専制権を加えることとなったのである。

以上のように、燕・趙という中原民系諸侯国家において、華夷共生社会が経済力・軍事力という具体的な形で両国の全盛期の君主に強力な権力を与えたことが分かった。そこで、次に視点を変え非中原民に出自を有する北方諸侯国の社会について述べたい。



※1 () 内に現在の地名を
2 〓 内は同名及び別名

『中国歴史地図集』第1冊を参照に複製画作成

■ 注

1 何清谷「胡服騎射初探」（『史學月刊』一九八二年第四期）、同『秦史探索』（蘭臺出版社二〇〇四年）第二編「春秋戰國時期秦國史管見」（九 趙武靈王與胡服騎射）、繆文遠「趙武靈王胡服騎射考——《戰國策》檢論》稿之一」（『歷史論叢』第二輯 一九八一年）等を参照。

2 「趙武靈王胡服騎射考辨」『歷史文獻研究』北京新一輯 一九九〇年。

3 沈長云・魏建震・白國紅・張懷通・石延博『趙國史稿』（中華書局 二〇〇〇年）第七章「趙武靈王的功烈——趙國的強盛」一五五—一八一頁。

4 「戰國趙の「胡服騎射」」『名古屋大學東洋史研究報告』三〇 二〇〇六年。

5 林巳奈夫氏は『中國殷周時代の武器』（朋友書店 一九七二年・一九九九年再版）の中で胡服騎射について、胡服と騎射を取り入れたことが新しく、騎兵自体は新しい考えでは

なかったと述べる。また同時に騎射の困難さを指摘し、胡服騎射の改革は「胡服」することに重点が置かれたものであるとする。（第一二章 殷周時代の武装と戦法の変遷 四三一頁）。

騎兵自体が初めて用いられた時期については未だ明確ではないが、胡服騎射以前に用いられていたことは、多くの研究者が指摘している。代表例としては、閻錫氏の「我国騎兵的誕生和發展」『文史知識』（第五九期一九八六年）、張烈氏の「也談我国騎兵的產生与發展」（『文史知識』第八二期一九八八年）、最近のものとしては孟古托力氏の「騎馬的定界和起源」（『北方文物』第七四期二〇〇三年）などが挙げられる。これらは何れも騎兵の誕生が胡服騎射以前に遡ることを史料によって論証しようとしたものである。

橋本氏の論については、前掲論文参照。

6 楊 寛・吳浩坤 主編『戰國會要』（歷代會要叢書 上海古籍出版社 二〇〇五年）卷一七 禮

七嘉禮 更法一、一三二〜一三七頁。

7 胡服騎射開始時期については、『古本竹書紀年』の周隱王一三年（紀元前三〇二年）と

『史記』の趙武靈王一九年（紀元前三〇六年）の二説がある。本論文においては、より一般的な趙武靈王一九年説に依る。

8 十三年、邯鄲命吏大夫奴遷于九原、將軍・大夫・適子・戍吏、皆貉服。

9 原文は、『水経注』河水注三に引用されている。

10 趙武靈王亦變俗胡服、習騎射、北破林胡・樓煩。

11 「変法と騎射―関係記事の近似点をめぐって―」『藝林』第二一卷第五號 一九七〇年。

12 本文において記したように橋本氏は、「戦国趙の「胡服騎射」」の註において、藤田勝

久氏の研究によって「趙世家」の史料的信頼性が一定程度確認されていると述べ、「趙世家」中の「更法篇」及び「商君列伝」との記述の類似部分も含めて検討対象とする。しかし藤田氏は、「『史記』趙世家の史料的性格」（『愛媛大学教養部紀要』二二号 一九八九年・『史記戦国史料の研究』東京大学出版会 一九九七年所収）の中で、「趙世家」の司馬遷の編年や故事自体の信頼性などを改めて考証によって確認する必要があると述べる。

¹₃ 『商鞅及其学派』第二章「分論」第一節《更法篇》九〇—一九頁。

¹₄ 法者、所以愛民也。禮者、所以便事也。

¹₅ 夫服者、所以便用也。禮者、所以便事也。

¹₆ 「商君变法研究序説」『史林』第八三卷第四号 二〇〇〇年及び、「史記匈奴列伝疏証

— 上古から冒頓单于まで —」『京都大学文学部研究紀要』四五 二〇〇〇六年。

¹₇ 「「商君書」更法・定分兩篇釈読」『岡山大学文学部紀要』一一号 一九八九年。『商君

書研究』第二部 第三章 商君書の考訂と和訳 十五 更法・定分兩篇釈読、五二五～五四

二頁。

¹₈ 二十七年五月戊申、大朝於東宮、傳國、立王子何以為王。王廟見禮畢、出臨朝。大夫

悉為臣、肥義為相國、并傳王。是為惠文王。惠文王、惠后吳娃子也。武靈王自號為主父。

¹₉ 當道者曰「（中略）主君之子且必有代。及主君之後嗣、且有革政而胡服、并二國於翟。」

²₀ 趙毋卹、余霍泰山山陽侯天使也。（中略）至于後世、且有伉王、赤黑、龍面而鳥喙、鬚

麋髭頤、大膺大胸、脩下而馮、左衽界乘、奄有河宗、至于休溷諸貉、南伐晉別、北滅黑

姑。

²₁ 十九年春正月、大朝信宮。召肥義與議天下、五日而畢。王北略中山之地、至於房子、

遂之代、北至無窮、西至河、登黃華之上。召樓緩謀曰「我先王因世之變、以長南藩之地、屬阻漳・滏之險、立長城、又取藺・郭狼、敗林人於荏、而功未遂。今中山在我腹心、北有燕、東有胡、西有林胡・樓煩・秦・韓之邊、而無彊兵之救、是亡社稷、柰何。夫有高世之名、必有遺俗之累。吾欲胡服。」樓緩曰「善。」羣臣皆不欲。

²
² 佐中氏前掲論文。

²
³ 四つの史料上における文章表現についての類似箇所については、下記の通りである。

※ は記述の類似部分を示す。

※ は特に『史記』卷四三趙世家の記述と『史記』卷六八商君列伝の記述

が類似している部分を示す。

『史記』卷四三 趙世家（各段落番号は本文中の分類に対応する。）

① 十九年春正月、大朝信宮。召肥義與議天下、五日而畢。王北略中山之地、至於房子、遂之代、北至無窮、西至河、登黃華之上。召樓緩謀曰「我先王因世之變、以長南藩之地、屬阻漳・滏之險、立長城、又取藺・郭狼、敗林人於荏、而功未遂。今中山在我腹心、北有燕、東有胡、西有林胡・樓煩・秦・韓之邊、而無彊兵之救、是亡社稷、奈何。夫有高世之名、必有遺俗之累。吾欲胡服。」樓緩曰「善。」羣臣皆不欲。

② 於是肥義侍、王曰「簡・襄主之烈、計胡・翟之利。為人臣者、寵有孝弟長幼順明之節、通有補民益主之業、此兩者臣之分也。今吾欲繼襄主之跡、開於胡・翟之鄉、而卒世不見也。為敵弱、用力少而功多、可以毋盡百姓之勞、而序往古之勳。夫有高世之功者、負遺俗之累。有獨智之慮者、任驚民之怨。今吾將胡服騎射以教百姓、而世必議寡人、奈何。」

肥義曰「臣聞疑事無功、疑行無名。王既定負遺俗之慮、殆無顧天下之議矣。夫論至德者、不和於俗、成大功者不謀於衆。昔者舜舞有苗、禹袒裸國、非以養欲而樂志也、務以論德而約功也。愚者闇成事、智者覩未形、則王何疑焉。」王曰「吾不疑胡服也、吾恐天下笑我也。狂夫之樂、智者哀焉。愚者所笑、賢者察焉。世有順我者、胡服之功未可知也。雖驅世以笑我、胡地·中山吾必有之。」於是遂胡服矣。

③使王綰告公子成曰「寡人胡服、將以朝也、亦欲叔服之。家聽於親而國聽於君、古今之公行也。子不反親、臣不逆君、兄弟之通義也。今寡人作教易服而叔不服、吾恐天下議之也。制國有常、利民為本。從政有經、令行為上。明德先論於賤、而行政先信於貴。今胡服之意、非以養欲而樂志也。事有所止而功有所出、事成功立、然後善也。今寡人恐叔之逆從政之經、以輔叔之議。且寡人聞之、事利國者行無邪、因貴戚者名不累、故願慕公叔

之義、以成胡服之功。使縹謁之叔、請服焉。」公子成再拜稽首曰「臣固聞王之胡服也。臣不佞、寢疾、未能趨走以滋進也。王命之、臣敢對、因竭其愚忠。曰臣聞中國者、蓋聰明徇智之所居也、萬物財用之所聚也、賢聖之所教也、仁義之所施也、詩書禮樂之所用也、異敏技能之所試也、遠方之所觀赴也、蠻夷之所義行也。今王舍此而襲遠方之服、變古之教、易古人道、逆人之心、而佛學者、離中國、故臣願王圖之也。」使者以報。王曰「吾固聞叔之疾也、我將自往請之。」

④王遂往之公子成家、因自請之、曰「夫服者、所以使用也。禮者、所以便事也。聖人觀鄉而順宜、因事而制禮、所以利其民而厚其國也。夫翦髮文身、錯臂左衽、甌越之民也。黑齒雕題、卻冠紩紉、大吳之國也。故禮服莫同、其便一也。鄉異而用變、事異而禮易。是以聖人果可以利其國、不一其用。果可以便其事、不同其禮。儒者一師而俗異、中國同

禮而教離、況於山谷之便乎。故去就之變、智者不能一。遠近之服、賢聖不能同。窮鄉多異、曲學多辯。不知而不疑、異於己而不非者、公焉而求盡善也。今叔之所言者俗也、吾所言者所以制俗也。吾國東有河·薄洛之水、與齊·中山同之、無舟楫之用。自常山以至代·上黨、東有燕·東胡之境、而西有樓煩·秦·韓之邊、今無騎射之備。故寡人無舟楫之用、夾水居之民、將何以守河·薄洛之水。變服騎射、以備燕·三胡·秦·韓之邊。且昔者簡主不塞晉陽以及上黨、而襄主并戎取代以攘諸胡、此愚智所明也。先時中山負齊之彊兵、侵暴吾地、係累吾民、引水圍鄣、微社稷之神靈、則鄣幾於不守也。先王醜之、而怨未能報也。今騎射之備、近可以便上黨之形、而遠可以報中山之怨。而叔順中國之俗以逆簡·襄之意、惡變服之名以忘鄣事之醜、非寡人之所望也。」公子成再拜稽首曰「臣愚、不達於王之義、敢道世俗之聞、臣之臆也。今王將繼簡·襄之意以順先王之志、臣敢不聽

命乎。」再拜稽首。乃賜胡服。明日、服而朝。於是始出胡服令也。

⑤ 趙文·趙造·周紹·趙俊皆諫止王毋胡服、如故法便。王曰「先王不同俗、何古之法。

帝王不相襲、何禮之循。處戲·神農教而不誅、黃帝·堯·舜誅而不怒。及至三王、隨時制法、因事制禮。法度制令各順其宜、衣服器械各便其用。故禮也不必一道、而便國不必古。聖人之興也不相襲而王、夏·殷之衰也不易禮而滅。然則反古未可非、而循禮未足多也。且服奇者志淫、則是鄒·魯無奇行也。俗辟者民易、則是吳·越無秀士也。且聖人利身謂之服、便事謂之禮。夫進退之節、衣服之制者、所以齊常民也、非所以論賢者也。故齊民與俗流、賢者與變俱。故諺曰『以書御者不盡馬之情、以古制今者不達事之變』。循法之功、不足以高世。法古之學、不足以制今。子不及也。」遂胡服招騎射。

『戰國策』卷一九 趙策二 武靈王平晝間居

武靈王平晝間居，肥義侍坐，曰「王慮世事之變、權甲兵用之、念簡・襄之迹、計胡・狄之利乎。」王曰「嗣立不忘先德、君之道也。錯質務明主之長、臣之論也。是以賢君靜而有道民便事之教、動有明古先世之功。為人臣者、窮有弟長辭讓之節、通有補民益主之業。此兩者、君臣之分也。今吾欲繼襄主之業、啓胡・翟之鄉、而卒世不見也。敵弱者、用力少而功多、可以無盡百姓之勞、而享往古之勳。夫有高世之功者、必負遺俗之累。有獨知之慮者、必被庶人之恐。今吾將胡服騎射以教百姓、而世必議寡人矣。」

肥義曰「臣聞之、疑事無功、疑行無名。今王即定負遺俗之慮、殆毋顧天下之議矣。夫論至德者、不和於俗。成大功者、不謀於衆。昔舜舞有苗、而禹袒入裸國、非以養欲而樂志也、欲以論德而要功也。愚者闇於成事、智者見於未萌、王其遂行之。」王曰「寡人非疑

胡服也、吾恐天下笑之。狂夫之樂、知者哀焉。愚者之笑、賢者戚焉。世有順我者、則胡服之功未可知也。雖歐世以笑我、胡地中山吾必有之。」

王遂胡服。使王孫緹告公子成曰「寡人胡服、且將以朝、亦欲叔之服之也。家聽於親、國聽於君、古今之公行也。子不反親、臣不逆主、先王之通誼也。今寡人作教易服、而叔不服、吾恐天下議之也。夫制國有常、而利民為本。從政有經、而令行為上。故明德在於論賤、行政在於信貴。今胡服之意、非以養欲而樂志也。事有所出、功有所止。事成功立、然後德且見也。今寡人恐叔逆從政之經、以輔公叔之議。且寡人聞之、事利國者行無邪、因貴戚者名不累。故寡人願募公叔之義、以成胡服之功。使緹謁之叔、請服焉。」

公子成再拜曰「臣固聞王之胡服也、不佞寢疾、不能趨走、是以不先進。王今命之、臣固敢竭其愚忠。臣聞之、中國者、聰明叡知之所居也、萬物財用之所聚也、賢聖之所教也、

仁義之所施也、詩書禮樂之所用也、異敏技藝之所試也、遠方之所觀赴也、蠻夷之所義行也。今王釋此、而襲遠方之服、變古之教、易古之道、逆人之心、畔學者、離中國、臣願大王圖之。」

使者報王。王曰「吾固聞叔人之病也。」即之公叔成家、自請之曰「夫服者、所以便用也。被禮者、所以便事也。是以聖人觀其鄉而順宜、因其事而制禮、所以利其民而厚其國也。被髮文身、錯臂左衽、甌越之民也。黑齒雕題、鯢冠秫縫、大吳之國也。禮服不同、其便一也。是以鄉異而用變、事異而禮易。是故聖人苟可以利其民、不一其用。果可以便其事、不同其禮。儒者一師而禮異、中國同俗而教離、又況山谷之便乎。故去就之變、知者不能一。遠近之服、賢聖不能同。窮鄉多異、曲學多辨、不知而不疑、異於己而不非者、公於求善也。今卿之所言者、俗也。吾之所言者、所以制俗也。今吾國東有河、薄洛之水、與

齊·中山同之、而無舟楫之用。自常山以至代·上黨、東有燕·東胡之境、西有樓煩·秦·韓之邊、而無騎射之備。故寡人且聚舟楫之用、求水居之民、以守河·薄洛之水。變服騎射、以備其參胡·樓煩·秦·韓之邊。且昔者簡主不塞晉陽、以及上黨、而襄王兼戎取代、以攘諸胡、此愚知之所明也。先時中山負齊之強兵、侵掠吾地、係累吾民、引水圍鄣、非社稷之神靈、即鄙幾不守。先王忿之、其怨未能報也。今騎射之服、近可以備上黨之形、遠可以報中山之怨。而叔也順中國之俗以逆簡·襄之意、惡變服之名、而忘國事之恥、非寡人所望於子。」

公子成再拜稽首曰「臣愚不達於王之議、敢道世俗之間。今欲繼簡·襄之意、以順先王之志、臣敢不聽今。」再拜。乃賜胡服。

趙文進諫曰「農夫勞而君子養焉、政之經也。愚者陳意而知者論焉、教之道也。臣無隱

忠、君無蔽言、國之祿也。臣雖愚、願竭其忠。」王曰「慮無惡擾、忠無過罪、子其言乎。」

趙文曰「當世輔俗、古之道也。衣服有常、禮之制也。修法無愆、民之職也。三者、先聖之所以教。今君釋此、而襲遠方之服、變古之教、易古之道、故臣願王之圖之。」王曰「子言世俗之間。常民溺於習俗、學者沉於所聞。此兩者、所以成官而順政也、非所以觀遠而論始也。且夫三代不同服而王、五伯不同教而政。知者作教、而愚者制焉。賢者議俗、不肖者拘焉。夫制於服之民、不足與論心。拘於俗之衆、不足與致意。故勢與俗化、而禮與變俱、聖人之道也。承教而動、循法無私、民之職也。知學之人、能與聞遷。達於禮之變、能與時化。故為己者不待人、制今者不法古、子其釋之。」

趙造諫曰「隱忠不竭、奸之屬也。以私誣國、賤之類也。犯姦者身死、賤國者族宗。反此兩者、先聖之明刑、臣下之大罪也。臣雖愚、願盡其忠、無遁其死。」王曰「竭意不諱、

忠也。上無蔽言、明也。忠不辟危、明不距人。子其言乎。」

趙造曰「臣聞之、聖人不易民而教、知者不變俗而動。因民而教者、不勞而成功。據俗而動者、慮徑而易見也。今王易初不循俗、胡服不顧世、非所以教民而成禮也。且服奇者志淫、俗辟者亂民。是以蒞國者不襲奇辟之服、中國不近蠻夷之行、非所以教民而成禮者也。且循法無過、脩禮無邪、臣願王之圖之。」

王曰「古今不同俗、何古之法。帝王不相襲、何禮之循。宓戲・神農教而不誅、黃帝・堯・舜誅而不怒。及至三王、觀時而制法、因事而制禮、法度制令、各順其宜。衣服器械、各便其用。故禮世不必一其道、便國不必法古。聖人之興也、不相襲而王。夏・殷之衰也、不易禮而滅。然則反古未可非、而循禮未足多也。且服奇而志淫、是鄒・魯無奇行也。俗辟而民易、是吳・越無俊民也。是以聖人利身之謂服、便事之謂教、進退之謂節、衣服之

制、所以齊常民、非所以論賢者也。故聖與俗流、賢與變俱。諺曰『以書為御者、不盡於馬之情。以古制今者、不達於事之變。』故循法之功、不足以高世。法古之學、不足以制今。子其勿反也。」

『史記』卷六八 商君列傳

孝公既用商鞅、鞅欲變法、恐天下議己。

商鞅曰「疑行無名、疑事無功。且夫有高人之行者、固見非於世。有獨知之慮者、必見敖於民。愚者闇於成事、知者見於未萌。民不可與慮始而可與樂成。論至德者不和於俗、成大功者不謀於衆。是以聖人苟可以彊國、不法其故。苟可以利民、不循其禮。」

孝公曰「善。」

甘龍曰「不然。聖人不易民而教、知者不變法而治。因民而教、不勞而成功。緣法而治

者、吏習而民安之。」

商鞅曰「龍之所言、世俗之言也。常人安於故俗、學者溺於所聞。以此兩者居官守法可也、非所與論於法之外也。三代不同禮而王、五伯不同法而霸。智者作法、愚者制焉。賢者更禮、不肖者拘焉。」

杜摯曰「利不百、不變法。功不十、不易器。法古無過、循禮無邪。」

商鞅曰「治世不一道、便國不法古。故湯武不循古而王、夏殷不易禮而亡。反古者不可非、而循禮者不足多。」

孝公曰「善。」以商鞅為左庶長、卒定變法之令。

孝公平畫、公孫鞅、甘龍、杜摯三大夫御於君、慮世事之變、討正法之本、求使民之道。君曰「代立不忘社稷、君之道也。錯法務明主長、臣之行也。今吾欲變法以治、更禮以教百姓、恐天下之議我也。」

公孫鞅曰「臣聞之、『疑行無成、疑事無功。』君亟定變法之慮、殆無顧天下之議之也。且夫有高人之行者、固見負於世。有獨知之慮者、必見訾於民。語曰『愚者闇於成事、知者見於未萌。民不可與慮始、而可與樂成。』郭偃之法曰『論至德者、不和於俗。成大功者、不謀於眾。』法者、所以愛民也。禮者、所以便事也。是以聖人苟可以強國、不法其故。苟可以利民、不循其禮。」

孝公曰「善。」

甘龍曰「不然。臣聞之、聖人不易民而教、知者不變法而治。因民而教者、不勞而功成。

據法而治者、吏習而民安。今若變法、不循秦國之故、更禮以教民、臣恐天下之議君、願孰察之。」

公孫鞅曰「子之所言、世俗之言也。夫常人安於故習、學者溺於所聞。此兩者所以居官守法、非所與論於法之外也。三代不同禮而王、五霸不同法而霸、故知者作法、而愚者制焉。賢者更禮、而不肖者拘焉。拘禮之人、不足與言事。制法之人、不足與論變。君無疑矣。」

杜摯曰「臣聞之、利不百、不變法。功不十、不易器。臣聞法古無過、循禮無邪。君其圖之。」

公孫鞅曰「前世不同教、何古之法。帝王不相復、何禮之循。伏羲神農教而不誅、黃帝堯舜誅而不怒、及至文武、各當時而立法、因事而制禮。禮法以時而定、制令各順其宜、

兵甲器備各便其用。臣故曰『治世不一道、便國不必法古。』湯武之王也、不循古而興。殷夏之滅也、不易禮而亡。然則反古者未可必非、循禮者未足多是也。君無疑矣。」

孝公曰「善。吾聞窮巷多怪、曲學多辨。愚者之笑、智者哀焉。狂夫之樂、賢者憂焉。拘世以議、寡人不之疑矣。」於是遂出墾草令。

²
⁴公子成再拜稽首曰「臣固聞王之胡服也。臣不佞、寢疾、未能趨走以滋進也。王命之、臣敢對、因竭其愚忠。」「曰臣聞中國者、蓋聰明徇智之所居也。萬物財用之所聚也。賢聖之所教也。仁義之所施也。詩書禮樂之所用也。異敏技能之所試也。遠方之所觀赴也。蠻夷之所義行也。今王舍此而襲遠方之服、變古之教、易古人道、逆人之心、而佛學者、離中國、故臣願王圖之也。」

²
⁵聖人果可以利其國、不一其用。果可以便其事、不同其禮。儒者一師而俗異、中國同禮

而教離、況於山谷之便乎。故去就之變、智者不能一。遠近之服、賢聖不能同。

2 6 吾國東有河・薄洛之水、與齊・中山同之、無舟楫之用。自常山以至代・上黨、東有燕・

東胡之境、而西有樓煩・秦・韓之邊、今無騎射之備。故寡人無舟楫之用、夾水居之民、將何以守河・薄洛之水。變服騎射、以備燕・三胡・秦・韓之邊。且昔者簡主不塞晉陽以及上黨、而襄主并戎取代以攘諸胡、此愚智所明也。先時中山負齊之彊兵、侵暴吾地、係累吾民、引水圍鄣、微社稷之神靈、則鄣幾於不守也。先王醜之、而怨未能報也。今騎射之備、近可以便上黨之形、而遠可以報中山之怨。而叔順中國之俗以逆簡・襄之意、惡變服之名以忘鄣事之醜、非寡人之所望也。

2 7 『趙国史稿』第七章「趙武靈王的功烈——趙国的強盛」一五五—一八一頁。

2 8 橋本明子氏前揭論文。

²₉ 河北省文物研究所「河北省平山県戦国時期中山国墓相発掘簡報」『文物』一九七九年

第一期。

³₀ 葬船坑及び出土船の詳細については、河北省文物研究所『**譽墓**——戦国中山国国王之墓』

（文物出版社一九九六年）第二章 墓葬形成 第四節 外蔵坑結構 四、葬船坑結構（四三
く四六頁）・第三章 出土遺物 第一六節 船与船体金属構件（三二七く三三二頁）・第六章
結語 一二、船的特点（五一六く五二五頁）等を参照のこと。報告によれば、四隻の船が
殉葬されていた。

³₁ 中国古代の墓葬における車馬の埋葬については、益満義裕氏の「中国古代における車
馬埋葬の変遷——特に黄河下流域の特殊性に注目して」（『黄河下流域の歴史と環境——東ア
ジア海文明への道』東方書店二〇〇七年）に詳しい。

3
2 『**魯**墓——戦国中山国国王之墓』第六章 結語 一二、船的特点（五一六～五二五頁）。

3
3 中山王**魯**の死亡時期については、確定できない。しかし、その墓とされる中山王陵第一号墓の副葬品の内、王**魯**の一五年以降の紀年を有する青銅器の出土例がない等の理由から、**魯**は一四年に死亡していると考えられる。このことについては、西村俊範氏の「中山国王墓出土銅器の鑄造関係銘文」（『展望東アジアの考古学——樋口隆康教授退官記念論集』新潮社 一九八三年）に詳しい。

また、長文の銘を有する三器（方壺・円壺・鉄足大鼎）の銘文中に見える中山国の燕出兵は、『史記』の記述と比較して、紀元前三一四年であると推定される。李学勤・李零の両氏は「平山三器与中山国史的若干問題」（『考古学報』一九七九年第二期）の中で、銘文中に見える王**魯**の「十四年」を紀元前三〇九・三〇八年とする。この説については、

小南一郎氏も「中山王陵三器銘とその時代背景」『戦国時代出土文物の研究』（林巳奈夫編 京都大学人文科学研究所 一九八五年）において支持しており、本稿もこの説に依り、の死亡時期を紀元前三〇九年頃とする。

³
⁴ 水戦之法、必衆其徒而寡其車、令之為鈎楫、蓰祖貳輯□絳皆具。進則必遂、退則不蹙、方蹙從流、以敵之人為招。水戦之法、便舟以為旗、馳舟以為使、敵往則遂、敵来則蹙、推攘因慎而飭之、移而革之、陣而□之、規而離之。故兵有誤車有御徒、必察其衆少、擊舟須津、示民徒来。水戦之法也。（※ □は判読不能な文字）

尚、『孫臏兵法』の文字起こしについては、金谷治 訳注、銀雀山漢墓整理小組編『孫臏兵法』（東方書店 一九七六年）を参考にした。

³
⁵ 漢劉向曰「戦國有騎、無騎射。騎射、胡兵也。趙武靈王用之。」

3 6 代表的なものとして、張烈氏前掲論文、孟古托力氏前掲論文が挙げられる。

3 7 張烈氏前掲論文。

3 8 李牧者、趙之北邊良將也。常居代鴈門、備匈奴。以便宜置吏、市租皆輸入莫府、為士卒費。日擊數牛饗士、習射騎、謹烽火、多閒諜、厚遇戰士。

3 9 狄人歸季隗于晉、而請其二子。文公妻趙衰、生原同・屏括・摟嬰。趙姬請逆盾與其母、子餘辭。姬曰「得寵而忘舊、何以使人。必逆之。」固請、許之。來、以盾為才、固請于公、以為嫡子、而使其三子下之。以叔隗為內子、而已下之。

4 0 簡子既葬、未除服、北登夏屋、請代王。使廚人操銅料以食代王及從者、行斟、陰令宰人各以料擊殺代王及從官、遂興兵平代地。

4 1 翟犬者、代之先也。主君之子且必有代。

^{4 2}種・代、石北也、地邊胡、數被寇。人民矜憤、好氣、任俠為姦、不事農商。然迫近

北夷、師旅亟往、中國委輸時有奇羨。其民羯・羗不均、自全晉之時固已患其獯悍、而武

靈王益厲之、其謠俗猶有趙之風也。

^{4 3}二十一年、攻中山。趙招為右軍、許鈞為左軍、公子章為中軍、王并將之。牛翦將車騎、

趙希并將胡・代。

^{4 4}二十年、王略中山地、至寧葭。西略胡地、至榆中。林胡王獻馬。歸、使樓緩之秦、仇

液之韓、王賁之楚、富丁之魏、趙爵之齊。代相趙固主胡、致其兵。

^{4 5}惠文王二年、主父行新地、遂出代、西遇樓煩王於西河而致其兵。

^{4 6}趙武靈王亦變俗胡服、習騎射、北破林胡・樓煩。築長城、自代並陰山下、至高闕為塞。

而置雲中・鴈門・代郡。

4 7 如淳云「林胡即儋林、為李牧所滅也。」

4 8 擊破柘公王武、軍於燕西、所將卒斬樓煩將五人、連尹一人。

4 9 李奇曰「樓煩、縣名。其人善騎射、故以名射士為「樓煩」、取其美稱、未必樓煩人也。」

5 0 及冒頓以兵至、擊、大破滅東胡王、而虜其民人及畜產。既歸、西擊走月氏、南并樓煩、

白羊河南王。（中略）其明年、青復出雲中以西至隴西、擊胡之樓煩、白羊王於河南、得胡首虜數千、牛羊百餘萬。

5 1 主父欲令子主治國、而身胡服將士大夫西北略胡地、而欲從雲中、九原直南襲秦、於是詐自為使者入秦。秦昭王不知、已而怪其狀甚偉、非人臣之度、使人逐之、而主父馳已脫關矣。審問之、乃主父也。秦人大驚。主父所以入秦者、欲自略地形、因觀秦王之為人也。

5 2 張烈氏前揭論文。

⁵
³ 「オルドス青銅器文化の地域性と展開（下）」『古代文化』五一、一〇 一九九九年。

⁵
⁴ 柿沼陽平氏は、「戦国趙武靈王の諸改革」『日本秦漢史研究』第一三号、二〇一三年（

において、軍事改革から服飾礼俗の改革というように、二段階改革であったことを強調する。

第四章 戦国中山国の社会と国際関係

緒言

前三章において述べてきた中原由来の人々によつて統治された諸侯国と異なり、中山国は、その発祥が非中原民に遡ることができる点において、戦国期では特に異彩を放つ国家である。その支配地域は、現在の河北省石家荘市付近を中心とした地域であり、北は燕、東は斉、西及び南は趙と周辺を大国に囲まれていた。このような大国の狭間において、所謂戎狄と呼称される異文化民が建国した例は、同時代には見られない。

春秋・戦国時代、中原諸侯国はその支配地域を拡大し、周辺異文化民の居住地域を自国へと編入していった。このような時代状況の中で、中原文化外の戎狄によつて建てられた

中山国は、その時代性を象徴する国家であると言える。

戦国中山は古来より、その出自が不明確であり、史料上においても様々な注が付されている¹。このような状況の中で、その出自について一定程度の指針を示したものが、中山に関連する考古資料の発掘である。

一九七四年一月から一九七八年六月にかけて、石家荘市より西へ約七五kmの平山県において春秋戦国期に属する遺跡群の発掘調査が行なわれた。その結果、この遺跡群が戦国中山の古都である霊寿城とそれに伴う墓群（王墓を含む）であることが発表された²。この発掘調査によって出土した文物は、様々な青銅器のほか、動物造形を用いたデザインや天幕など、他の中原諸侯国では見られない副葬品が確認され、その文化的特色が注目された。

その結果、多くの研究者が、戦国中山国を白狄の別種である鮮虞によって建てられた国であると現在認識している。その代表的な研究者が楊寛氏である。楊寛氏は『戦国史』の中で、近年の考古資料に対する検討を踏まえた上で、「元は白狄の別種であったが、出土遺跡・遺物から戦国時代にはその文化は基本的には既に中原の各国と同じであり、その文字・器物・墓葬制度は中原文化と一致している。しかし民族文化の特徴も残しており、少しは遊牧生活の遺風を留めている」と述べる³。

また、河北省文物研究所による発掘成果報告においても、山字形の青銅礼器・建築物の天頂部分に取り付ける山形の瓦などから、中山国は山岳を信仰する人々によって形成された国であると述べており、その人々を鮮虞であるとしている⁴。つまり、現行の研究では戦国中山国は、元々中原文化の範囲外にいた鮮虞が中原化した国であるという説が主流で

ある。

一方、ロータール・フォン・ファルケンハウゼン氏は、このような器物を異文化、特に遊牧生活に関連付ける研究に対して批判的であり、そのような考古学的解釈がかなりの程度に偏向したものであると述べる⁵。また、渡邊英幸氏は、春秋期の中山の建国を「遊牧民が中原地域に侵入して同化された」のではなく、「華北地域の山岳・森林地帯に居住する非定住民Ⅱ「狄」が、自分たちの都市国家を建設し」たと捉え、遊牧民の中原化によって建国されたとする従来の説を否定する⁶。しかしながら、その後出版された『鮮虞中山国史』⁷においては、これらの指摘に対しては全く触れられてはいない。

以上のように、従来の研究では中山国に対しては、主にその文化に注目して研究が行われてきた。そしてその文化から、前述したように戎狄によって建国されたと考えられるこ

とから、先秦期における「遊牧民の中原化」の象徴としても考えられてきた。その一方で、近年では遊牧民との関連を否定する説が提起されるように、その出自を明らかにすることを中心に研究が行われてきたが、建国後に形成された社会とその歴史的意味付けは、未だ不十分であると言える。

そこで本章では、歴史的空白部分の多い春秋期の中山ではなく、積極的に国際社会と関わりを有する戦国国家としての中山に焦点を当て考察を行う。その上で、戦国中山社会が戦国期における他の諸侯国と如何なる点で異なるかを明らかにし、他の諸侯国の中山に対する評価を述べることで、春秋・戦国時代の北方地域において新たに形成される社会を理解するための一助としたい。

第一節 戦国中山社会の実態

劉来成・李曉東両氏が、戦国中山の文化を「狄族と中原民族との融合の結果」生まれたものと述べているように⁸、多くの先学が平山の王墓の出土文物には、「北方系」青銅器と「中原系」青銅器が混在していることを認めている。そしてその多くが、北方系の鮮虞が中原の文化の影響を受けたという方式を支持している。

だがその中で、黄盛璋氏のみが華夏族が北方系の文化の影響を受けたと主張している。氏は統治者と被統治者を一括りにして述べることはできないとし、統治者を華夏族、被統治者を鮮虞と華夏族の混在というように氏の考えを示す⁹。しかし、被統治者を鮮虞と華夏族の混在であるとした根拠については述べてはいない。そのため、統治者と被統治者を分けて考えるという氏の考えには賛同できるが、被統治者が鮮虞と華夏族の混在であった

とする考えには未だ疑問が残る。

また、前述したように、そもそもこのような出土文物と民族的な帰属問題を直接的に結び付けるような研究方法に対する批判も存在する。そこで、本節ではこの批判に留意しつつ、改めて戦国中山における社会状況について明らかにしていきたい。

戦国中山の領域は、東陽と呼ばれる太行山脈東部で黄河西岸の地域であり、この東陽南部地域の河北省邢台市には、西周期から春秋期にかけて邢という諸侯国が存在した。邢は春秋初期、狄によって度々侵攻を受け¹⁰、紀元前六五九年には斉の桓公によって遂に遷国という手段が用いられ¹¹、以降この地域は狄の勢力地域であったことが分かる。このような前時代の状況は、戦国中山社会の構成者にどのような影響を与えたのだろうか。

『鮮虞中山国史』において、戦国中山を遊牧民による国家であると認める証左の一つと

して挙げられているのが、その墓葬制度であり、その特徴の一つとして注目するのが、殉牲の習慣である。そして、その比較対象の一つとして挙げるのが、内蒙古自治区の毛慶溝墓地である。確かに、当墓地には殉牲つまり動物犠牲の習慣が存在する。そして、中山側の事例として河北省懷来甘子堡の墓地を挙げ、大墓には馬・牛が、小墓には羊・犬がそれぞれ殉牲されていると指摘するが、報告書等の根拠が示されておらず、詳細は不明である

^{1 2}。一方、渡邊氏は、滹沱河流域の鮮虞人墓葬には殉牲の習慣は確認できない点を、中山の人々が遊牧民ではなく、華北地域の山岳・森林地帯の非定住民とする根拠としている

^{1 3}。

しかしながら、第二章において述べたように、殉牲の習慣には墓主の頭位と密接な関係を有していることが既に指摘されている。内蒙古涼城地区の毛慶溝墓地には、「東西向き」

と「南北向き」の二つの頭位が存在する。この内、「南北向き」頭位の墓地には、動物犠牲を伴わず、埋葬遺物も戦国後期のものに限られるため、戦国趙の北征後に当地に至った農耕民のものであり、「東西向き」頭位の墓地は遊牧民のものとして考えられている¹⁴。そこで、本節ではこの点に留意して、再度戦国中山の各墓地の墓葬について検討を加える。

戦国中山では、国君墓を含む王族墓地に関しては、北向きの頭位が採用されている。このように王族墓地において北向き頭位が採用されている事例に関しては、中山と同じく、西周末期に中原諸侯国に仲間入りを果たした秦において、元来西向き頭位の原則が優勢な当該地域の習慣に反して、国君墓にのみ北向き頭位が採用されていることと合致する。これは、恐らく中原的な礼制度に則ったものであると理解することができ、中原の諸侯国との関係性を窺わせる。

一方、戦国中山の墓葬制度における頭位に対する考え方の特徴的な事例が国君墓の陪葬墓において確認することができる。中山王**譽**墓及び成公墓（M6）の陪葬墓の内、発掘が済みのもので被盜掘、骨が散乱しているものを除く全てにおいて、その頭位は主墓に向かつており、現在の所、これは他の戦国国家の国君墓では確認できない習慣であり、副葬品以外で中山国の文化を特徴付けるものであると言える。また、成公の弟の墓と考えられているM3は土壙竪穴墓であるが、墓壙内には後述するように非中原的構造である積石が見られ、更に副葬品には非中原的服装をした玉製の人形俑が出土している¹⁵。このような墓葬状況から、支配者である中山王族は非中原民である鮮虞であったことが分かる。

一方、霊寿城周辺の一般墓地を検討対象とした場合、埋葬された墓区や時期に依っても頭位の傾向を明らかにすることはできないほど混在していることが指摘できる。この点に

については、当地に様々な文化を有した人々が雑居していたからであると理解できる。この点については、頭位からだけではなく、墓主の埋葬方法からも看取できる。靈寿城周辺の一般墓はその多くが乱れていたり、盗掘されていたりするため墓主の埋葬法が確認できる事例が少ないが、主として仰身直肢が用いられてはいるが、側身や屈肢による埋葬がほぼ同時期に並行して行われている。更に、春秋初・中期の一般墓地においては、中山の遙か北方の現在の中国東北地域において特に見られる積石墓及び、北方地域の戎の遺跡から主に出土する尖首刀の副葬も確認されている。

このような文化混在状況の原因は、以下の史料から確認することができる。前漢の司馬遷は、中山の地とその人々について『史記』卷一二九 貨殖列伝において

溫・軹は西のかた上黨に賈し、北のかた趙・中山に賈す。中山は地薄く人衆く、猶お沙丘の紂の淫地の餘民有り。民の俗は懷急なりて、機利を仰ぎて食す。丈夫は相い聚りて遊戲し、悲歌忼慨し、起てば則ち相い隨いて椎剽し、休すれば則ち冢を掘り巧を作り姦治し、美物多く、倡優を為す。女子は則ち鳴瑟を鼓し、屣を跼み、貴富に游媚し、後宮に入り、諸侯に徧し。¹⁶

と述べている。この記述からは、中山は現在の河南省北部地域と交易を行い、土地が痩せているにも拘らず、人口が多かったことなどが窺えるが、その中でも注目したいのは、殷代に沙丘に暮らしていた人々の末裔が存在していることである。つまり、司馬遷の認識では、殷代には中原地域に暮らしていた人々が、前漢期に至って中山地方の民として残って

いたと解釈できる。事実、戦国中山の領域内には、殷代の都市遺跡が確認されており、霊寿城から東南に約六〇km、滹沱河を下った河北省藁城市台西村にも殷代の遺跡が確認されている。

また、戦国中山は魏によって攻撃を受け、魏によって一時期（紀元前四〇六年～紀元前三八〇年頃）その支配下に置かれていた。この時、魏の文侯の命で攻略した将軍である楽羊は、言うまでも無く魏の人間であるが、『史記』卷八〇 楽毅列伝の

楽毅は、其の先祖を樂羊と曰う。樂羊、魏の文侯の將たりて、伐ちて中山を取り、魏の文侯 樂羊を封ずるに靈壽を以てす。樂羊死して、靈壽に葬られ、其の後子孫因りて焉に家す。中山復國し、趙の武靈王の時に至りて復た中山を滅す。¹⁷

という記述からは、彼の子孫が中山の国都である靈寿に残っていたことが、窺うことができる。そして、これら二つの『史記』の記述は、所謂「華夏族」の人々が戦国中山の領内において暮らしていた可能性を示している。

つまり、靈寿城周辺の一般墓における墓葬文化の混在は『史記』中に示されている殷や魏の子孫の存在と鮮虞と呼称される非中原文化民が、同じ時期に共同で生活し、社会を形成していたことを示しているのではないだろうか。そしてこのことは、殷の遺民に鮮虞が加わり、魏の支配に依る中原民の流入という単純で大きな作用によるものだけではないと考えられる。そのことは、靈寿城出土の銅銭から推測することができる。

靈寿城内における各銅銭の出土枚数は、

一	空首布錢	： 四六枚
二	成白刀錢	： 一五〇一枚
三	明刀錢	： 三七四枚
四	甘丹刀錢	： 二六枚
五	白化刀錢	： 二一枚
六	蘭布錢	： 一枚

の六種、計一九六九枚である。この内の七十二%、一五〇一枚を占める成白刀錢は、官手工業鑄銅鉄器作坊遺址内の鑄幣遺址より大量に出土していることから、中山国の貨幣であると考えられる¹⁸。この成白刀錢については、面文に「明」、背文に「成白十」とある齊に

において鑄造されたと考えられるものが、斉の支配地域より出土していることが指摘されており¹⁹、斉と中山との間に交易が行われていたことが分かる。

また、燕において主に鑄造されていた明刀銭が、他地域の貨幣の中で最も多く出土しているにも拘らず、趙の貨幣の出土例が少ないことは、趙と中山が長らく敵対関係にあったため、民間の商業的往来が少なかったと解釈する²⁰ことは可能ではあるが、後に趙によって支配される点を加味すれば、この説明では不十分である。

そこで、明刀銭が最も多く出土している点やその鑄型が蘭布銭の鑄型とともに出土している点から考えると、第一章において述べたように経済大国であった燕の経済圏内に中山が位置していたためと理解できる。

このように、王族墓における陪葬墓の頭位の特殊性から、支配者層は非中原の鮮虞であ

ると考えられる。その一方で、一般墓地における頭位の混在に規則性が無いことは、その社会に「華」と「夷」の区別は存在せず、人々がお互いの文化を尊重し合いながら共に一つの社会を形成していたことが窺える。つまり、非支配者層は華夷共生社会であつた。また、靈寿城内出土の各種銅銭からは、戦国中山が燕・斉・趙等周辺の大国との間で活発に交易を行うことで、戦国中山に周辺から様々な人々が集まり、その社会が形成されていたことを示している。

そこで次に、このような非中原民である鮮虞が華夷共生社会を支配する国家が、当時の国際社会にどのような受け入れられていたのかについて、戦国中山が自国をどのように認識していたのかという点とともに述べたい。

第二節 国際社会における中山

戦国期に入り、周王室の権威は次第に形骸化し、王を称する諸侯も登場することとなる。

このような時代の流れにおいて、紀元前三二三年には燕、韓、趙、魏とともに、魏の支配下の中山において復国を成し遂げた桓公の子の成公が王を称した。この時の称王について、『戦国策』中山策には、

犀首 五王を立てて、中山後に持す。齊、趙・魏に謂いて曰く「寡人中山と並びて王
為るを差^さず。願はくは大國と與に之を伐ち、以て其の王を廢せん」と。中山、之を聞
きて、大いに恐る。張登を召して之に告げて曰く「寡人且に王たらんとす、齊・趙・
魏に謂いて、寡人と並びて王為るを差^さずと曰いて、寡人を伐たんと欲す。其の國を亡

さんことを恐れ、王たるを索むるに在らず。子に非ずんば、能く吾を救う莫けん」と。

登對えて曰く「君 臣の為に車を多くし幣を重くせよ。臣請う田嬰に見えん」と。中山

の君 之を齊に遣わす。嬰子に見えて曰く「臣聞く、君 中山の王を廢せんと欲し、將

に趙・魏と之を伐たんとすと。過てり。中山の小を以てして、三國 之を伐たば、中山

王を廢するよりも益すと雖も、猶お且つ聽かん。且つ中山恐れて、必ず趙・魏の為に

其の王を廢して務めて焉に附かん。これ君 趙・魏の為に驅羊するなり。齊の利に非ざ

るなり。豈に中山の其の王を廢して齊に事うるに若かんや」と。²₁

とあり、戦国中山が他の諸侯国に続いて王を称した際に、小国であることを理由として齊が自国とともに戦国中山が称王することを問題視したと解釈することができ。事実、そ

の境域は他国と比べて狭いものであり、同じく『戦国策』中山策には、

中山・燕・趙と與に王と為る。齊・關を閉じて中山の使いを通ぜず、其の言に曰く「我

は萬乗の國なり。中山は千乗の國なり。何ぞ名を我に倖しくせんや」と。平邑を割い

て以て燕・趙に賂し、兵を出だして以て中山を攻めんと欲す。^{2 2}

というように、他の称王した諸侯国が「万乗の国」と表現される一方で、戦国中山は「千乗の国」と表現されている。

このように、周王室つまり周を中心とした国際政治体制からの離脱である称王という行為を中山が行うに際し問題となったのは、主として国の規模だけであり、その出自が問題

とはなっていない。また、中山が当時、鮮虞白狄の国家つまり中原の規定の外にある国家として各国に認識されていた場合、そもそも中原の国際政治体制からの離脱という行為にも該当することはないため、このような問題は起こり得ないのである。つまり、この説話の事件にのみ着目した場合、戦国中山は当時の国際社会において、中原諸侯国の一員として各国から認められていたと考えられる。

では、戦国中山側は自身をどのような国家であると認識していたのだろうか。その手がかりは、戦国中山関連の出土文物に求めることができる。前述したように、戦国中山国に関連して特徴的な様々な遺物が、発掘作業により既に発見されている。その中でも、長文の銘を有する三器（方壺・円壺・鉄足大鼎）に関しては、出土直後より様々な解釈が試みられている。

戦国期の青銅器の銘文が一般的に短文であり、歴史資料的価値が皆無であるのに対して、これらの中山青銅器の銘文は何れも長文であり、銘文自体も良好な状態で保存されていたため、文字起こしも比較的容易である。

まず注目されるのは、銘文中の「十四年」とは、西暦ではいつのことであるかについてである。これまでも、春秋・戦国期に属する金文は少なからず存在しており、それらに対して多くの研究者が考察を加え、多数の釈読が残されている。しかし、年代比定に関してのみ注目すると、研究者が示す年代は極めてあいまいなものが多い。それに対して中山三器は、銘文中に見える中山国の燕出兵が、紀元前三一四年であると推定されることから、先行研究ではそれから数年を下らぬ年代に比定されている。このように、その年代を極めて狭く限定できる例としても、この青銅器は貴重なものである。

そして本論文で特に注目したいのが、方壺一五〇二四行目の

適ま燕君子噲の、大義を顧ず、諸侯に求めずして、臣と宗の位を易うるに遭う。以て内には召公の業を絶ち、其の先王の祭祀を廃し、之を外にしては則ち將に使して天子の廟に上覲して、退きては諸侯と会同において齒長せんとす。則ち上は天に逆らい、下は人に順ぜざるなり。寡人はこれを非とす。曰く人臣たりて反て其の宗を臣とす。不祥なることこれに大なることなし。將に吾が君と世に並立し、会同に齒長せんとすれば、則ち臣は見るに忍びざるなり。

という記述である²³。ここでは、戦国期に入り各国が既に王を名乗る時代においても、

天子を中心とする礼の一種である会同行なわれていることを看取することができる。また、この記述からは、中山国が他国の王と並立して会同に参加している点に注目すべきである。つまり、戦国中山がいわゆる夷狄としてではなく、中原諸侯国の一つとして認められていた可能性がある。渡邊氏も、この銘文を周の封建諸侯として周王や諸侯間において認知されるに至っていることと理解している²⁴。しかしながら、これはあくまでも中山側の視点で書かれたものであるため、当時の会同の役割等も含めて更に考察を加える必要が有る。

それでは、当時の会同とはどのようなものであつたのだろうか。『周禮』春官大宗伯には
春見を朝と曰う。夏見を宗と曰う。秋見を覲と曰う。冬見を遇と曰う。時見を會と曰

う。殷見を同と曰う。²⁵

と記されており、会同とは元来、時見である会と殷見である同とを組み合わせたものと思われる。また、清代の金鶚が『求古錄禮說』卷一三「会同考」において、会同について考察を試みている。その中で金鶚は、

會同の禮は四有り。一つは是れ王、將に征討有らんとし、一方の諸侯と會す。周官大宗伯に云く、時見を會と曰う。鄭注に云く、時見は常期無きを言う。諸侯の順服せざる者有りて、王將に征討の事を有らんとすれば、則ち既に王に朝覲して壇を國外につくり、諸侯を合して事を命ずと。大行人謂う所の時に會し以て四方の禁を發すなり。

一つは是れ王巡守せず、四方の諸侯は皆な京師に會す。大宗伯に云く、殷見を同と曰う。鄭注に云く、殷なお衆のごときなりと。十二歳にして王もし巡守せざれば、則ち六服盡く朝す。朝禮既に畢わり、王また壇をつくり、諸侯を合して以て政を命ず。大行人謂う所の殷同は天下の政を施くを以てするなり。此の二者は皆な境内に行う者なり。一つは是れ王巡守し、諸侯は方岳に會す。尚書周官篇謂う所の王乃ち時巡し、諸侯は各々方岳に朝すなり。一つは是れ王巡守せざりて、殷國し諸侯畢く近畿に會す。周宣王の諸侯と東都に會するが若きなり。詩に会同繹する有りと言うは是れなり。此の二者は皆な境外に行う者なり。²⁶

と記しており、会同を

① 周王が征討する時、諸侯と会する場合

② 周王が諸侯を巡って視察しない時、四方の諸侯と京師において会する場合

③ 周王が諸侯を巡って視察する時、四方の岳において会する場合

④ 周王が諸侯を巡って視察しない時、諸侯を都に近い地域に集めて会する場合

という四つの形式に分類している。以上のことから、会同とは王つまり周王が主催する会盟のことであると考えられる。では、中山王墓出土の方壺に記されている会同とはどのようなものであったのか。

戦国時代には、周知のように周王室の力は弱まっており、中山王墓出土の方壺が製造された時（紀元前三一四年頃）以前の紀元前三一八年の時点で、戦国七雄を始めとして中山

や宋といった小国をも含めた諸侯の全てが、紀元前三四三年に魏によって始められた称王を行なっている。このような時代状況であつたにもかかわらず、この銘文では天子が主催する会同行なわれていたことが記されている。

つまり、この銘文に記されている会同行を先に挙げた金鶚による四つの分類と照らし合わせる、周王に諸国をめぐるだけの力が無かつたと推測される為、②の「周王が諸侯を巡って視察しない時、四方の諸侯と京師において会する場合」もしくは④の「周王が諸侯を巡って視察しない時、諸侯を都に近い地域に集めて会する場合」に該当すると思われる。また、天子の廟に詣でた後に会同行なっていることから、この銘文に記されている会同行は、②に該当すると考えられる。

しかし、周王室の力が弱まっているこの時期に、果たして会同行が実際に行なわれたのだ

ろうか。そこで次に注目したいのが、『戦国策』趙策三「秦圍趙之邯鄲」中に見える、

昔齊の威王嘗て仁義を為し、天下の諸侯を率いて周に朝す。周貧しく且つ微かなりて、
諸侯朝すること莫けれども、齊獨り之に朝す。²⁷

という説話である。この説話では齊の威王（在位紀元前三五七年～紀元前三二〇年）が周に朝している。このことについて、吉本道雅氏は『中国先秦史の研究』において、各国が王を称することによって、王号の至高性は失われたが単なる王では全中国的秩序の核たりえず、周王が「天子」であることが再確認され、周王朝を戴く秩序が改めて追及されることになったというように解釈している²⁸。また氏は、この齊の威王による周への朝こそ、

天子である周王を奉じて、諸侯である王たちを統率する覇者としての王である霸王の承認を求めたものであろうと述べる。つまり、このように時代背景を解釈した場合、紀元前三一四年の燕への侵攻もまた、霸王として斉が行なったものであるかと考えられる。

この燕への侵攻が、天子の名を冠して行われた可能性は、中山王墓出土の方壺の銘文からも窺える。方壺三〇〇三一行目の

天子は其の勲有るを忘れず、其の老を使して、仲父に策賞せしむ。諸侯もみな賀す。

という一文では、天子である周王より使者が派遣され、仲父が燕に対する出兵の功により褒美を授けられたことが記されている。ここからは、この当時少なくとも中山国において

は、周王が天子として認識されていることが分かる。また不義を行い、禪譲という行為を行なった燕を斉が討伐するという形であつたにも拘わらず、周王より褒賞を授けられている。このことを仮託ではなく事実として認識した場合、この燕に対する討伐には、当時の周王である赧王（在位紀元前三一四年～二五六年）が係わっていた事が推測される。

このように戦国中山は、天子が主催する会同において諸侯である燕と肩を並べられる立場であり、他の諸侯とともに軍事活動を行ない、戦後には周王より賞せられている。このことから、中原諸侯国の一国として正式に認知されるとともに、「会同」という当時ほぼ有名無実化していた言葉を態々使用することで、自らを中原諸侯と認識して天子を奉る姿勢の強さが、方壺の銘文より窺える。

小 結

従来、戦国中山国は遊牧もしくは非中原文化の側面のみを強調することで述べられてきた。しかし、墓葬形態からその社会構成について理解を試みみると、王族墓地において北向き頭位が採用されている事例に関しては、中山の支配者層が中原的な礼制度に則って埋葬されたものであるが、それは秦の場合と同様、その出自を示すものではないものの、陪葬墓に見られる主墓に向けられた頭位は正しく中山独自の風習であった。その一方で、一般墓地における頭位の混在については、非支配者層においては当地に様々な文化を有した人々が雑居し、お互いの文化を尊重し合いながら共に一つの社会を形成していたと理解できる。このような社会状況は、中原の人々と鮮虞の人々が、雑居していたと考えられる『史記』の記述等からも裏付けることができる。また、その社会形成は、戦国中山が燕・

齊・趙等周辺大国との間で交易を活発に行い、戦国中山に様々な人々が集まることで、促進されていたと考えられる。

そして、このような「華」「夷」共生国家である戦国中山が、当時の国際社会においてどのように受け入れられていたのかについては、中原国家の称王事件から窺い知ることができた。

周王室つまり周を中心とした国際政治体制からの離脱である称王という行為を中山が行うに際し問題となったのは、主として国の規模だけであった。また、中山が当時、鮮虞白狄の国家つまり中原の規定の外にある国家として各国に認識されていた場合、そもそも中原の国際政治体制からの離脱という行為にも該当することはないため、このような問題は起こり得ない。つまり、春秋晋や戦国趙における「華」「夷」混血君主の存在にも見られる

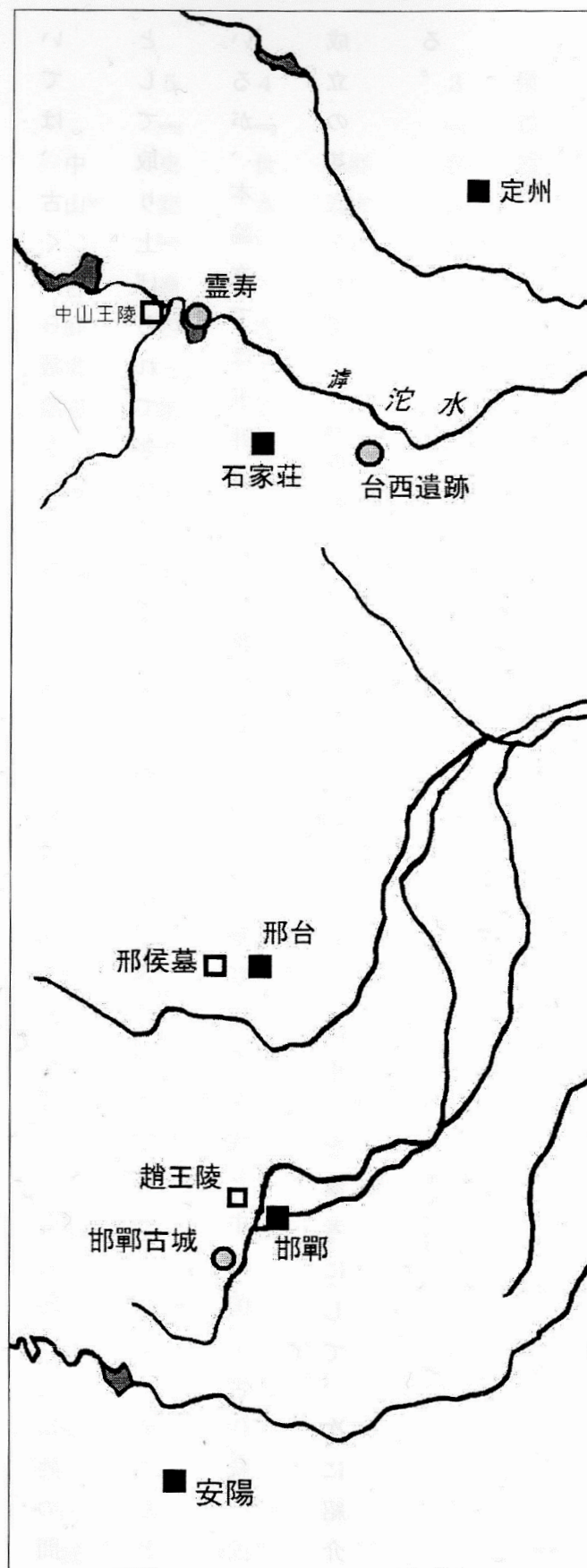
ように、春秋・戦国期の中国においては血統や文化に基づく「華」「夷」の別などというものは、存在していなかったと考えられる。

このような他国からの認識に対して、戦国中山も、自国を天子が主催する会同において諸侯である燕と肩を並べられる立場であると認識していたことは、方壺の銘文中の「会同」という字句からも推察できる。そして、その周の天子を奉戴する姿勢は他国に比してより強いものであったと考えられる。

以上のような非中原支配者を奉戴する国家である戦国中山を、同種の国家でありながら後に中国初の統一帝国を築く秦と本章で述べた範囲で比較した場合、その最も異なる点は周王室に対する姿勢である。秦は西周末に封建され諸侯国となるが、建国後から穆公期に至るまでの間に周王室と距離を置くことで発展していく。その一方で、戦国中山は前述し

たように、周王を奉戴する姿勢は他国に比してより強いものであったと考えられる。このような周に対する姿勢は、そのまま周王を権威付ける中原文化とその秩序に対する尊重を表していると言える。このことは、中山が国家として存続するに際して、周王の権威を必要としていたことを表しており、燕や趙等の戦国の各国が中原文化からの変質によって富国強兵化することに対して、非中原文化を主体とした異文化共生社会国家でありながら、中山が大国となりえなかった要因の一つであると理解できる。

河北省南部地図



■は現在の都市 □は陵墓 ○は都市遺跡

中国国家文物局主編『中国文物地図集』河北分冊（文物出版社 二〇一三年）を基に筆者作成

■ 注

¹ 前述したように、中山がいわゆる夷狄の国であったか、華夏族の国であったのかについて、古くから議論されてきた。様々な史料の注において、この問題は主に姓の問題として取り上げられてきた。このことについては、多くの先学がその論文の中で触れているが、本論文では五井直弘氏が整理したもの（『華夏族の形成と中山国―古代統一国家成立の基底として―』『専修人文論集』五三号 一九九四年）を参考にして、次に紹介する。

姫姓説

1 『国語』鄭語、三国・呉、韋昭注

鮮虞、姫姓在狄者也。【鮮虞は、姫姓の狄に在る者なり。】

2 『春秋左氏伝』昭公一二年、西晋、杜預注

鮮虞白狄別種、在中山新市縣。【鮮虞は白狄別種なりて、中山新市縣に在り。】

3 『春秋穀梁伝』昭公一二年、西晋、范甯集解

鮮虞姬姓白狄也。【鮮虞は姬姓、白狄なり。】

4 『世本』 右で范甯が引用

5 『史記』卷四三趙世家 献侯十年、唐 司馬貞 索隱

中山、古鮮虞國、姬姓也。系本云中山武公居顧、桓公徙靈壽、為趙武靈王所滅、不言誰之子孫。徐廣云西周桓公之子、亦無所據、蓋未能得其實耳。

【中山、古の鮮虞の國、姬姓なり。系本に中山の武公、顧に居し、桓公、靈壽に徙り、趙の武靈王の為に滅ぼさるる所となると云うも、誰の子孫なるかを言わず。

徐廣、西周桓公の子なりと云うも、亦た據る所無く、蓋し未だ其實を得ること能わざるのみ。」

姬姓説（周王室の末裔）

1 『漢書』卷二〇 古今人名表

中山武公。周桓公之子。

2 『史記』卷四三趙世家 獻侯十年、集解 所引西晉 除廣の説

徐廣曰「（武公）西周桓公之子。桓公者、孝王弟而定王子。」

「徐廣曰く「（武公は）西周桓公の子なり。桓公は、孝王の弟なりて定王の子なり」と。」

子姓説

『統漢書』郡国志 冀州中山国の条、西晋、司馬彪

新市有鮮虞亭、故國、子姓。 【新市 鮮虞亭あり、故國、子姓なり。】

姁姓説

『潜夫論』志氏姓 後漢、王符

姁姓白狄。

² 河北省文物管理所「河北省平山県戦国時期中山国墓相発掘簡報」『文物』一九七九年第一期。

³ 『戦国史』（上海人民出版社 二〇〇三年版）第七章 七強並立の形勢和戦争規模の拡大
二、七強並立形勢的形成、二九九～三〇〇頁。

4 河北省文物研究所『戦国中山国霊寿城』（文物出版社 二〇〇五年）。

5 ロータール・フォン・ファルケンハウゼン著 吉本道雅解題・訳『周代中国の社会考古

学』（京都大学学術出版会 二〇〇六年）第Ⅱ部 内的な連合と外に対する分界 第六章 拡大する社会、二〇六～二〇九頁。

6 『古代へ中華へ観念の形成』（岩波書店 二〇一〇年）第三章 鮮虞中山国の成立。

7 何艶杰・曹迎春・馮秀環・劉英『鮮虞中山国史』科学出版社 二〇一一年。

8 劉来成・李曉東「試談戦国時期中山国歴史上の幾個問題」『文物』一九七九年第一期。

9 黄盛璋「再論平山中山国墓若干問題」『考古』一九八〇年第五期。

10 『春秋左氏伝』莊公三十二年 經文

狄伐邢。【狄 邢を伐つ。】

『春秋左氏伝』閔公元年 伝文

狄人伐邢。（中略）齊人救邢。【狄人邢を伐つ。（中略）齊人邢を救う。】

『春秋左氏伝』僖公元年 伝文

諸侯救邢、邢人潰、出奔師。師遂逐狄人、具邢器用而遷之、師無私焉。

【諸侯邢を救えども、邢人潰え、師に出奔す。師遂に狄人を逐い、邢の器用を具えて之を遷せども、師に私するもの無し。】

1
1
『春秋左氏伝』閔公二年 伝文

僖之元年、齊桓公遷邢于夷儀、二年封衛于楚丘、邢遷如歸、衛國忘亡。

【僖の元年、齊の桓公邢を夷儀に遷し、二年衛を楚丘に封ず、邢の遷ること歸するが如く、衛國亡ぶるを忘る。】

¹
² 『鮮虞中山国史』第一章中山族属与族姓、二八〇三一頁。

¹
³ 『古代へ中華へ観念の形成』第三章鮮虞中山国の成立、一二六、一二七頁。

¹
⁴ 内蒙古文物工作队（「毛慶溝墓地」『鄂尔多斯式青銅器』文物出版社一九八六年）、小田

木治太郎氏（「中国北方「青銅器文化」の墓」『宗教と考古学』勉誠社一九九七年）がこの説を採る一方で、宮本一夫氏（「オルドス青銅器文化の地域性と展開（上）」『古代文化』五一、九一九九九年）は、頭位が異なるのは、人種的差異ではなく、漢化による変化であると捉える。

¹
⁵ 『戦国中山国靈寿城』第四章中山王族墓 第一四節中山王族三、四、五号墓小結、

二四八頁。

¹
⁶ 溫・軹西賈上黨、北賈趙・中山。中山地薄人衆、猶有沙丘紂淫地餘民。民俗懷急、仰

機利而食。丈夫相聚遊戲、悲歌忼慨、起則相隨椎剽、休則掘冢作巧姦冶、多美物、為倡優。女子則鼓鳴瑟、跕屣、游媚貴富、入後宮、徧諸侯。

¹⁷ 樂毅者、其先祖曰樂羊。樂羊為魏文侯將、伐取中山、魏文侯封樂羊以靈壽。樂羊死、葬於靈壽、其後子孫因家焉。中山復國、至趙武靈王時復滅中山。

¹⁸ 『戰國中山國靈壽城』一一三—一一五頁、三四六、三四七頁。

¹⁹ 張光明「齊明刀的考古發現与研究」『齊國貨幣研究』齊魯書社 二〇〇三年所収（『中國錢幣論文集』第三輯 一九九八年初出）等を参照のこと。

²⁰ 『戰國中山國靈壽城』第七章 結語、三四六頁。

²¹ 犀首立五王、而中山後持。齊謂趙・魏曰「寡人羞與中山並為王、願與大國伐之、以廢其王。」中山聞之、大恐。召張登而告之曰「寡人且王、齊謂趙・魏曰、羞與寡人並為王、

而欲伐寡人。恐亡其國、不在索王。非子莫能吾救。」登對曰「君為臣多車重幣。臣請見田嬰。」中山之君遣之齊。見嬰子曰「臣聞君欲廢中山之王、將與趙・魏伐之、過矣。以中山之小、而三國伐之、中山雖益廢王、猶且聽也。且中山恐、必為趙・魏廢其王而務附焉。是君為趙・魏驅羊也、非齊之利也。豈若中山廢其王而事齊哉。」

² ² 中山與燕・趙為王。齊閉關不通中山之使、其言曰「我萬乘之國也、中山千乘之國也。何侔名於我。」欲割平邑以賂燕・趙、出兵以攻中山。

² ³ 以下、銘文の文字起こし訓読に関しては、小南一郎氏の「中山王陵三器銘とその時代背景」(『戰國時代出土文物の研究』林巳奈夫編 京都大学人文科学研究所 一九八五年)における研究に依拠する。

² ⁴ 渡邊氏前掲書、同章、一一七頁。

2 5 春見曰朝。夏見曰宗。秋見曰覲。冬見曰遇。時見曰會。殷見曰同。

2 6 會同之禮有四。一是王將有征討、會一方之諸侯。周官大宗伯云、時見曰會。鄭注云、

時見者言無常期。諸侯有不順服者、王將有征討之事、則既朝覲王為壇於國外、合諸侯而

命事焉。大行人所謂時會以發四方之禁也。一是王不巡守、四方諸侯皆會京師。大宗伯云、

殷見曰同。鄭注云、殷猶衆也。十二歲王如不巡守、則六服盡朝。朝禮既畢、王亦為壇、

合諸侯以命政焉。大行人、所謂殷同以施天下之政也。此二者皆行於境內者也。一是王巡

守、諸侯會于方岳。尚書周官篇所謂王乃時巡、諸侯各朝于方岳也。一是王不巡守、而殷

國諸侯畢會於近畿。若周宣王會諸侯于東都。詩言会同有繹是也。此二者皆行於境外者也。

2 7 昔齊威王嘗為仁義矣、率天下諸侯而朝周。周貧且微、諸侯莫朝、而齊獨朝之。

2 8 『中国先秦史の研究』第三部 第一章 戦国期前半の中原 第三節 戦国中期 四九七、

四
九
八
頁
。

第五章 秦における異文化融合―春秋穆公期以前を中心に―

緒言

中原諸侯国は、領域の広がりとともに、蛮夷戎狄と様々な形で接触を持ち、その影響を受けた。その結果、戦国後期に到っては、彼らの文化等を中原諸侯国がその領域に取り込むこととなる。このような動向は、先秦期においては主に当時の中国北辺地域において活発であった。そして、先秦期に凡そ確定された中国の北辺には、始皇帝によって万里の長城が築かれて以降、中国の歴代の漢族王朝が、その北辺を拡大させることは叶わなかった。

そのような中国における漢族北辺画定期において、秦は、「胡服騎射」によって軍事大国となった趙¹や、朝鮮半島等との交易によって経済大国となった燕²とともに中国北辺を

形成しており、更に中国西辺をも単独で形成していた。つまり、このような辺境地域の国家であった秦が、中国史上初の統一を成し遂げるのである。

しかし、秦の民族的な来源については、「東來說」と「西來說」に二分化され、未だ結論は出ていない。そのため、この問題は先秦時期の秦に関する研究の中でも最も注目される問題となっている³。しかしながら、この論争については、甘肅省において西周並行期に遡って秦文化が考古学的に確認された現在においても未解決のままである。

少なくとも秦は、中原の他の諸侯国とは、異なった文化を有していた。そして、このような異質な文化を背景に、商鞅による変法改革が行われたことは、秦が統一帝国となるための一因となった。確かに、商鞅による変法改革は、秦のそれまでの制度を改め、富国強兵を成功させたという点で評価できる。しかし、秦が西周によって封建されて諸侯国とな

って以降、商鞅の変法に至るまでの約四〇〇年間の変化を無視し、変法以前の秦の実情が不明確なまま、商鞅の変法による変化の度合いを評価することは、不精確である⁴。

一方、現在の秦研究で最も活発に行われている研究は、考古遺物を用いた秦文化に関連するものである。特に、一九九四年より発掘が始まった甘肅省礼県大堡子山遺跡周辺出土文物は、秦文化の来源を明らかにする資料として注目された。

しかし、秦文化に対する考古遺物を用いた研究は、あくまで文化を主観とした考古学的な研究であり、それらの遺物を用いて改めて歴史的に秦を考察した研究は未だ不十分であると言える⁵。このような研究傾向は、春秋期の秦における主要都市の幾つかが未発見であることにも、起因する⁶。

秦は、西周滅亡時に諸侯国家として周に封建される。しかし、中原側の史料である『春

秋左氏伝』等に秦が頻繁に登場するのは、封建されてからおよそ一〇〇年後の穆公⁷の時代（紀元前六六〇～六二一年）である。穆公は、秦にとって建国以来の悲願であった西戎制覇を成し遂げ、当時の中原において最大勢力を誇っていた国家の一つである晋と互角にわたりあった。このような穆公期の国力は、それ以前の国家形成段階に源が求められると考えられる。

そこで本章では、穆公期に至るまでの秦に特に注目して秦という国家の変化の過程を明らかにすることで、商鞅変法以前の秦の実情を理解する為の一助としたい。そのため、まず初めに改めて史料上における穆公期に至るまでの秦の記述を整理することで、秦という国家がどのように形成されるのかを確認する。その上で、近年の発掘成果による考古遺物による考察を加えることで、春秋秦形成段階における異文化融合の過程について考える。

そして最後に、異文化融合の結果誕生する社会が、戦国秦及び秦帝国にどのように受け継がれるか述べることで、その社会の歴史的意義について考察する一助としたい。

第一節 編纂史料から見る春秋秦

宋代の代表的な歴史家である司馬光は、商鞅の変法以前の秦を『資治通鑑』卷二 周紀二 顯王七年の条において、

皆夷翟を以て秦を遇し、之を擯斥して、中國の會盟に與かるを得ざらしむ。是に於いて孝公發憤し、徳を布き政を修め、以て秦を強くせんと欲す。⁸

と記しており、戦国期の秦が他の諸侯国より夷狄として排斥され、中国の会盟に加えられなかったと認識している。このような認識は、既に司馬遷が『史記』卷一五 六国年表において、

太史公 秦記を讀むに、犬戎の幽王を敗るに至りて、周東のかた洛邑に徙り、秦の襄公始めて封ぜられて諸侯と為り、西峙を作りて用て上帝に事え、僭端見わる。禮に曰く「天子は天地を祭り、諸侯は其の域内の名山・大川を祭る」と。今秦戎翟の俗に雜じり、暴戾を先にして、仁義を後にし、位藩臣に在りて郊祀に臚し、君子懼る。(中略) 秦始め小國僻遠にして、諸夏之を賓して、戎翟に比し、獻公の後に至りて常に諸侯に雄たり。秦の徳義を論ずるに魯衛の暴戾なる者に如かず、秦の兵を量るに三晉の

彊に如かざるなり。⁹

と記している。ここで、司馬遷は『秦記』を読み、周の東遷を助けた功により諸侯に列せられた襄公が、祭天を行ったことに対して、戎狄の習俗に雑じってしまっているとしている。また、秦が建国当初は遠い小国であり、中原の諸侯国が秦を戎狄並みに扱っていたことが記されている。

更に、『史記』卷四四 魏世家には、

秦は戎翟と俗を同じうし、虎狼の心有りて、貪戾好利にして信無く、禮義徳行を識らず。苟も利有れば、親戚兄弟を顧みず、禽獸の若きのみ。此れ天下の識る所なり、施

厚積徳する所に非ざるなり。 10

とあり、この記述では戦国秦が戎狄と同じ習俗であり、虎狼の心を持ち、利益に走って信用・礼義・徳行を有さない人々の国であるとされている。

これらの史料中の記述で共通するのが、秦を戎狄と同質の国とする中原側の認識である。そこで、このような秦を変え、中原の諸侯国化を果たしたのが、『史記』では商鞅による変法改革であるとする。『史記』卷六八 商君列伝には、

始め秦に戎翟の教あり、父子の別無く、室を同じうして居る。今我其の教を更め制して、其の男女の別を為し、大いに冀闕を築き、營むこと魯衛の如し。 11

という商鞅が変法改革の成果を自ら述べる記述がある。ここで、商鞅は秦にあった戎狄の風習を自らが改めたとする。これら『史記』における記述の背景には、司馬遷の秦を戎狄並みとする考えが存在する。このような司馬遷の秦に対する認識は、華夷思想に基づけば秦を蔑視するに近いものではあるが、好並隆司氏は、『秦漢帝国史研究』の中で、このような『史記』に記される秦の姿を、『史記』卷一一〇匈奴列伝中の匈奴の姿と同一視し、秦の遊牧民的性質を強調する^{1 2}。

このような史料中における司馬光や司馬遷の秦に対する一方的な認識を妄信することはできないが、次に春秋秦に関する『史記』及び『春秋左氏伝』の記述を改めて整理することとで、春秋秦の性質とその最盛期である穆公期に至るまでの過程についての理解を深めた
い。

秦が西周によって封建される契機については、『史記』卷五 秦本紀（以下「秦本紀」）に、

非子 犬丘に居り、馬及び畜を好み、善く之を養息す。犬丘の人之を周の孝王に言い、孝王 召して馬を汧・渭の間に主どらしめ、馬大いに蕃息す。孝王 以て大駱の適嗣と為さんと欲す。申侯の女は大駱の妻たり、子の成を生みて適と為す。申侯乃ち孝王に言いて曰く「昔我が先の酈山の女は、戎胥軒の妻と為り、中湣を生み、親故を以て周に歸し、西垂を保ち、西垂 其の故を以て和睦せり。今我れ復た大駱に妻を與え、適子の成を生めり。申・駱重ねて婚し、西戎皆服す。王の為にする所以なり。王其れ之を圖れ」と。是に於いて孝王曰く「昔伯翳 舜の為に畜を主どり、畜多く息す。故に土を有ち、姓嬴を賜う。今其の後世また朕の為に馬を息し、朕其れ土を分ちて附庸と為さ

ん」と。之を秦に邑し、復た嬴氏の祀を續がしめ、號して秦嬴と曰う。また申侯の女の子駱の適たる者を廢せずして、以て西戎を和す。¹³

という記述がある。この記述に依れば、秦の先祖である非子は、馬を養うことに巧みであったことを理由に、西周の孝王（紀元前九一六〜九〇八年）によって秦（現在の甘肅省天水市付近）に附庸として封じられている。また、この記述からは、諸侯との婚姻によって西戎と西周が比較的良好な関係を有していたことが窺える。

このように、馬の畜養に巧みな者、つまりある種の技能者として、西周末期に封建された秦に变化が訪れるのは、非子の曾孫に当たる秦仲期（紀元前八四五〜八二三年）に入ってからである。この頃、中原では西周の支配力が弱まり、各地で反乱が起こり、遂には友好

的であつた西戎も西周に叛くこととなる。「秦本紀」には、

秦仲立ちて三年、周の厲王無道にして、諸侯或は之に叛く。西戎王室に反き、犬丘の大駱の族を滅ぼす。周の宣王即位し、乃ち秦仲を以て大夫と為し、西戎を誅す。西戎秦仲を殺す。秦仲立ちて二十三年にして、戎に死す。子五人有り、其の長ずる者を莊公と曰う。周の宣王乃ち莊公の昆弟五人を召し、兵七千人を與え、西戎を伐たしめ、之を破る。是に於て復た秦仲の後及び其の先大駱の地犬丘を予えて之を并有せしめ、西垂の大夫と為す。^{1 4}

と記されている。西周の宣王が即位するのは、秦仲二十年（紀元前八二六年）のことである。

つまり、秦仲は大夫として、三年間西戎を攻撃し続けており、莊公を筆頭としてその子供達も宣王によって西戎征伐者として用いられている。

また、莊公の子である襄公の代に到っては、「秦本紀」に

（襄公）七年春、周の幽王 褒姒を用いて太子を廢し、褒姒の子を立てて適と為し、數々諸侯を欺き、諸侯之に叛く。西戎・犬戎 申侯と與に周を伐ち、幽王を酈山の下に殺す。而して秦の襄公 兵を將いて周を救い、戰甚だ力めて、功有り。周 犬戎の難を避け、東のかた雒邑に徙り、襄公 兵を以て周の平王を送る。平王 襄公を封じて諸侯と為し、之に岐以西の地を賜う。曰く「戎は無道にして、我が岐・豐の地を侵奪するに、秦能く戎を攻逐し、即ち其の地を有て」と。與に誓いて、之を封爵す。襄公 是に於て始め

て國し、諸侯と使・聘・享の禮を通じ、乃ち駟駒・黃牛・羝羊各々三を用い、上帝を西峙に祠る。十二年、戎を伐ちて岐に至り、卒す。¹⁵

とあり、襄公は西周の滅亡（紀元前七七一年）に際して周王室を救い、洛陽への東遷を助けた功により、諸侯に列せられている。太田幸男氏は、このときの封建の特異性を指摘する。太田氏は、秦が他の封建諸侯と異なり、周王朝との血縁がないことと伐殷の際の功績がないという二点に注目する。また、「西來說」つまり秦Ⅱ西戎とする立場から秦を非農耕民と考え、秦の封建を軍事的緊急問題に対処するために非農耕民を使うことにともなう封建であると解釈し、周王朝封建制の重要な側面である祭祀の統一とは矛盾する問題を有している」と述べる¹⁶。

確かに、太田氏の述べるように、秦の封建は他の封建諸侯国と比較して特殊な例であると言える。そこで、改めて前掲史料に検討を加えると、前述した「秦初封説話」中に西戎の管理役として登場する申侯が、西戎や犬戎とともに周王室に対して反乱を起こしており、申に変わる西戎の管理役が必要であったことが窺われる。更にこの地方は、本来周王室の故地であるため、祭祀を行う必要がある。しかし、建国当初の国力を有さなくなった周には、不可能である。そこで、これらの問題に対処するため、周王室が選択したのが秦を封建諸侯とすることで、申の替わりとして西戎の管理をさせるとともに、祭祀を代行させたのではないだろうか。つまり、初期の秦は単純に西戎と同一の存在として捉えることができないが、馬を養うことに巧みであったことを理由に秦に封じられていることから、中原の純粋な農耕民とはやや異なった文化を有していた部族集団として捉えるべきであると考

える。

このように、西周末期における秦は、当初は技能者として周王室の臣下となるも、次第に西戎に対する征討に利用され、その功によって諸侯に列せられた。そして、封建以降の西戎との慢性的な交戦状態は秦を、周王室を守るための軍事的な国家として発展させた。そして秦は、西周の滅亡とともに、平王によって封建されることで中原諸侯国の仲間入りを果たした。しかし、中原諸侯国側の史料である『春秋左氏伝』に国家としての秦が登場するのは、桓公四年（紀元前七〇八年）の伝に

秋 秦師 芮を侵しこれに敗れるは、之を小とすればなり。冬 王師・秦師 魏を圍み、

芮伯を執えて以て歸す。¹⁷

とあるのが最初である。そのため、諸侯国として封建されて以降、中原諸侯国から国家として認められるのには、凡そ八〇年もの歳月が必要であったことが分かる。また、この記事が芮に対する軍事行動であること、及び周王の軍と行動していることから、秦の軍事面が強調されるとともに、その建国以来周王室との間に密接な関係を有していたことが窺える¹⁸。その一方で、これ以降、秦の軍が周の軍と行動を共にすることを記した記事は見られない。では、この時期に前後して秦国内はどのような状況であったのだろうか。

「秦本紀」の文公十三年（紀元前七五七年）の条には

（文公）十三年、初めて史有りて以て事を紀し、民化する者多し。十六年、文公兵を以て戎を伐ち、戎敗走す。是に於て文公遂に周の餘民を収めて之を有ち、地は岐に至

り、岐より以東は之を周に獻ず。¹⁹

という記述があり、十三年には自国史の記録を開始し、同じく十六年には戎を敗走させその地に残っていた周の民を治下に収め、岐山以東の地を周に献上したことから、赤塚忠氏は、「出土遺文を通じて見た秦の文化」²⁰の中で、秦が諸侯としての体制を整えるのが、早くてもこの文公の時代（紀元前七六九～七二〇年）からとする。

ここで特に注目したいのが、「民多化者」という語である。好並氏はこの四文字を「秦に融合する民が多かった」と解釈することで、西戎が秦の統治下に入ったことを示していると述べる²¹。しかし、この解釈では前節の「初有史以紀事」との関係が不明確であり、また西戎が統治下に入った理由については前後の文章から看取できず、余りに唐突な解釈

である。その為、ここは中原の諸侯国と同じように文字を使用して自国史を記録させるという文公の中原化政策に、「教化される秦の民が多かった」と解釈すべきであろう。また時をほぼ同じくして、戎支配下にあった周の遺民を国内に受け入れたことで、中原文化の流入が活発化したと考えられる。

以上のように建国以降、戎狄並みの国家として中原諸侯国に認識されてきた秦は、文公の「初有史以紀事」というような中原化政策などによって、主に西戎より周王室を守るための軍事的な国家から徐々に脱却し、一つの独立国家である春秋期の諸侯国としての体制を整えたと理解することができると。そして、その成果が結実するのが、更に時代を下った穆公期である。穆公は、春秋五覇の一人にも挙げられ、春秋期の秦を一大強国に押し上げた人物である。その穆公が、中原に対する政策として行ったのが、「秦本紀」に

（穆公）四年、婦を晉より迎う。晉の太子申生の姉なり。
2 2

とあるように、隣国晋との間に婚姻関係を結ぶことである。そして、これは秦が初めて他の諸侯国と婚姻関係を結んだ例である。

このように、中原諸侯国である晋と婚姻関係を結ぶ一方で、穆公は人材登用を活発に行い、蹇叔及び百里奚を始めとする名臣を得ることとなった。この穆公の人材登用に関して、『春秋左氏伝』においても高く評価されている。『春秋左氏伝』文公三年（紀元前六二四年）夏の伝文には、

秦伯 晉を伐つに、河を濟りて舟を焚き、王官を取りて郊に及ぶに、晉人出でず。遂に

茅津より濟り、穀の尸を封じて還る。遂に西戎に覇たるは、孟明を用いたればなり。君子是を以て秦の穆公の君たるを知る。人を舉ぐることに之れ周し、人に與することに之れ壹なり。孟明の臣たるや、其れ解らず、能く懼れ思うなり。子桑の忠たるや、其れ人を知り、能く善を舉ぐるなり。^{2 3}

とあり、秦の穆公が西戎の覇者となれたのは、孟明を用いたからであるとして、用いた穆公と臣下として仕えた孟明、孟明を推挙した子桑の三人を高く評価する。ここで注目したのが、秦の穆公が西戎の覇者となれたのは、孟明を用いたからであるとする『春秋左氏伝』の解釈である。

確かに、西周末期から続いていた西戎との慢性的な交戦状態が解決するのは、この春秋

秦最盛期の穆公期である。しかし、「秦本紀」において西戎討伐に活躍するのは、由余と呼ばれる人物であり、由余もまた、穆公によって戎王の下にいたのを登用された。その後、穆公は由余を厚く遇し、対西戎の策を求めている。その結果、「秦本紀」に

（穆公）三十七年、秦由余の謀を用いて戎王を伐ち、國を益すこと十二、地を開くこと千里、遂に西戎に霸たり。天子召公過をして繆公を賀するに金鼓を以てす。²⁴

とあるように、紀元前六二四年について建国以来の宿願であつた西戎の征伐が終了しており、周王室からは、召公過が祝いの使者として送られてきている。

このように『春秋左氏伝』『秦本紀』に記された「霸西戎」という表現が、『史記』卷一

一〇匈奴列伝に「西戎八國服於秦」とあるように、西戎の秦に対する服属の意味であることは間違いない。つまり、秦はこの穆公期において、凡そ一五〇年間自国と争い続けた西戎の軍事力を手中にした。その一方で、「秦本紀」には

繆公之を怪しみ、問いて曰く「中國は詩書禮樂法度を以て政を為す。然るに尚お時に亂れ、今戎夷は此れ無く、何を以てか治を為し、亦難からずや」と。由余笑いて曰く「此れ乃ち中國の亂るる所以なり。夫れ上聖黃帝の禮樂法度を作為せしより、身以て之に先んじ、僅に以て小しく治まる。其の後世に及びて、日に以て驕淫にして、法度の威を阻み、以て下を責督し、下罷極すれば則ち仁義を以て上に怨望す。上下交々争い怨みて相篡弑し、宗を滅ぼすに至るは、皆此の類を以てなり。夫れ戎夷は然らず。

上は淳徳を含みて以て其の下を遇し、下は忠信を懷きて以て其の上に事え、一國の政は猶お一身の治のごとく、治まる所以を知らず、此れ真に聖人の治なり」と。²⁵

という前述した由余を秦へ登用する際の穆公と由余との問答の中で、穆公は自国を中国の一カ国として捉え、詩・書・礼・樂・法度によつて国家を統治していると述べている。つまり、この記述は、穆公期の秦が中原諸侯国としての体裁を既に保有していたことを示す。その一方で、穆公が中原側の詩・書・礼・樂・法度に拘らない由余を登用したことは、当時の秦が中原文化に拘らず、良いものは取り入れる合理的な国家であつたと理解できる。しかし、穆公は西戎討伐後僅か二年で死亡し、再び秦が中原に影響力を有するようになるのは、戦国期に入つた後のことである。

以上のように、西周の孝王によって封建されて以降、春秋秦の最盛期である穆公期に至るまでの秦に関する記述を整理すると、馬の畜養者という技能者として登場した秦は、西周の支配力の低下とともに西戎攻撃の専門集団へと第一段階の変化を遂げる。その後、諸侯国として封建されて以降も、周王室を守るための軍事的な国家としての性質を変えない。しかし、その立場から脱却し、一つの独立した国家である春秋諸侯国の一員として次第に変化するという、第二段階の変化が春秋前期の穆公の時に結実したことが分かる。つまり、元来強盛であつた軍事集団が、周王室と徐々に決別するとともに、文公期の記述に見られるような周の遺民の保護などの要因によって中原側の政治システムを導入することで、国家としての体裁を整え、強盛な諸侯国家として生まれ変わったと考えられる。

しかしながら、このような理解は、他の史料中と相互に対応しない各史料唯一の記述に

依拠したものであり、また、あくまでも秦を蔑視するような司馬遷によって記された『史記』や春秋期の秦に対して限られた情報しか有さない『春秋左氏伝』に基づいている以上、他の資料からの更なる論証が必要となってくる。そこで次に、墓葬という文化の根本部分を見ることで、このような史料中に見られる春秋秦の第二段階の変化による中原文化の流入程度が、考古学的にも看取することが可能であるのかという確認を試みたい。

第二節 春秋秦における墓葬

考古学の立場から、秦文化の墓葬制度について包括的に考察を行ったのは、黄曉芬氏である。黄氏は、「秦の墓制とその起源」²⁶の中で、考古学的考察から秦の墓制の特徴とし

て、①「倣銅陶器の様式を始めとする副葬品」、②「西向き頭位の原則」、③抱屈葬を代表とする「屈葬の圧倒的な強さ」の三点を挙げる。この三点の中でも特に「西向き頭位の原則」と「屈葬の圧倒的な強さ」は、秦墓を容易に見分ける際の目安となっている。

甘肅省甘谷県の毛家坪の墓地からは、西周期の秦文化に属するとされる墓葬が三十二基確認されている²⁷。そして、その何れもが前掲の秦文化墓葬の特徴を示している。これは、先に述べた西周によって封建される前後の秦、つまり第一、第二の各段階を経る前の秦墓の特徴が、後の秦文化影響下の墓葬の雛型になっていると理解できる²⁸。

その一方、秦における埋葬法に関する史料上の記述は、ほとんど見られない。その中でも、史料中にみられる秦の墓葬の特徴として好並氏が挙げるのが、殉葬の風習である²⁹。「秦本紀」には、

二十年、武公卒し、雍の平陽に葬る。初めて人を以て従死せしめ、従死する者六十六人。³⁰

とあり、秦においては紀元前六七八年の武公の死以降、殉葬の風習が始まったことが分かる。そして、このような殉葬の風習は、春秋秦の最盛期を築いた穆公が死亡した際にも行われている。このことは、「秦本紀」に、

三十九年、繆公卒し、雍に葬る。従死する者百七十七人、秦の良臣子輿氏の三人名づけて奄息・仲行・鍼虎と曰う。亦た従死の中に在り。秦人之を哀れみ、為に黄鳥之詩を作歌す。³¹

というように記されており、穆公が死亡した際に殉葬された者は、良臣の三人を含む一七七人に上ったことが分かる。このような穆公の殉葬に対して、司馬遷は「秦本紀」において、

君子曰く「秦の繆公は地を廣め國を益し、東は彊晉を服し、西は戎夷に霸たりて、然れども諸侯の盟主と為らざりしは、亦た宜なるか。死して民を棄て、其の良臣を収めて従死せしむ。且つ先王の崩ずるや、なお徳を遺し法を垂れるに、況んや之が善人良臣にして百姓の哀しむ者を奪わんや。是を以て秦の復た東征すること能わざるを知るなり。」と。³₂

というように、ある君子の言葉を借りて、司馬遷は良臣を殉葬させた穆公を批判し、諸侯の盟主となれなかった原因であると指摘する。

つまり、これらの一連の史料上の記述は、何れも先に指摘した秦の第二段階の変化時期における秦の武公・穆公という二人の国君を埋葬する際に殉葬が行われていたことを窺わせる。そして、好並氏は、これらの殉葬の風習が中原の諸侯国においては史料上見られず、匈奴のような遊牧社会の風習の中には登場することを述べる。そしてその上で、秦における殉葬を戎狄の影響を受けて生じた秦の風習の一つとして理解する³³。

しかし、現在の考古学的成果に依れば、中原地方における殉葬の習慣は河南省安陽市の殷墟の墓においても既に見られる。更に殉葬の事例は、西周・東周を通じて様々な地域の周の遺跡において確認されている。そのため、秦における殉葬の風習は中原地域の風習に

起因するとも考えられ、必ずしも遊牧社会の風習と同一のものとはできない。つまり、中原の風習である殉葬を秦が前述した第二段階の変化の過程において武公の死後、自国の墓葬制度に導入した可能性がある。それでは次に、史料上において殉葬が秦に導入された時期が、考古学的にも裏付けられるのかを確認したい。

現在、最古の秦公墓とされるのが、前述した甘肅省礼県大堡子山遺跡の二基の大墓である。『秦西垂陵区』^{3 4}に依れば、一九九四年三月～一一月にかけて甘肅省文物考古研究所によって行われた発掘では、大堡子山遺跡において目字型大墓（M 3）、中字型大墓（M 2）、瓦刀型車馬坑（M 1）と九基の中小型墓が調査された。いずれの墓においても、頭位が西向きであることが確認されている。各大墓のデータは以下の通りである。

◆ 目字型大墓（M 3）

全長一一五 m 墓室面積二四・六五×九・八 m 深さ一六・五 m

殉葬者 内部一人・西墓道七人

◆ 中字型大墓（M 2）

全長八八 m 墓室面積一二×一一 m 深さ一五・一 m

殉葬者 内部七人（直肢葬）・西墓道一二人（屈肢葬）

この他、九基の中小型墓はいずれも直肢葬であった。更に、一九九八年及び二〇〇〇年に調査された大墓と同時期の礼県圓頂山春秋秦墓の貴族墓においても、殉葬が確認されて

いる。そこで問題となるのが、果たしてこれらの墓の墓主がどの秦公に比定されるかである。先行研究では、前出の武公より以前の襄公と文公の墓として比定するのが主流である。つまり、礼県の秦墓からは史料上殉葬が始まったとされる武公期よりも古く、襄公・文公期には既に殉葬が始まっていたことが分かる。また、黄曉芬氏が挙げる秦墓制の特徴の一つである屈葬の強さは、墓道に殉葬されていた人々には合致するが、墓主及び墓室内に殉葬された人物には当てはまらない条件であることが窺える。つまり、階級の高い者には中原の文化が深く浸透していたことを表すのではないだろうか。更にこのことは、前述した秦の第二段階の変化期である文公期における中原文化の浸透具合を明確に示している。しかし、秦の墓制の特徴とされる「西向き頭位の原則」と「屈葬の圧倒的な強さ」に対

しては、疑問を呈する説も存在する。ロータール・フォン・ファルケンハウゼン氏は、陝西省中部の墓地における墓の向きが、秦がその地域を周王室から受け継いだ西周から東周への交代期に突如、西向きに転向することは、印象的であるとする。しかし、「西向き頭位の原則」と「屈葬」が一部の西周墓や秦の政治的領域を超えた地域で少数の慣行として出現することから、特殊な宗教的慣行が周文化圏全域に普及し、ある地域では他地域より大きな貴族の支持を得ていたと述べる³⁶。そこで改めて、秦において第二段階の変化が生じると考えられる春秋期の秦墓における墓葬について確認することで、当時の秦における宗教的慣行について考えたい。

以下、秦墓については、梁雲氏が「従秦墓葬俗看秦文化的形成」³⁷の中で、

① 国君墓

② 大夫墓（5 ～ 7 個の鼎が副葬）

③ 士級墓（1 ～ 3 個の鼎、或いはその他の銅容器が副葬）

④ 庶民墓（僅かな陶器が副葬、或いは陶器の副葬も無いもの）

と四つの等級に区分しており、氏の区分法と整理結果を主に利用しつつ、秦墓について述べていく。

まず、国君墓については、前述した甘肅省礼県大堡子山遺跡の二基の大墓に共通するのは、黄氏も挙げる「西向き頭位」及び「殉葬者が屈葬」、「墓主が仰身直肢葬」、そして梁氏が秦墓の特徴の一つとして注目する「腰坑」の存在である。

また腰坑とは、元来安陽やその他の地域における殷墓の目安となる特徴であるが、秦墓においては等級が高いものに数例見られる。このことは、春秋後期の秦の君主である景公の墓とされる陝西省鳳翔県の雍城一号陵园の一号大墓においても確認されていることから、秦公墓における墓葬傾向の一つであると考えられる。また、一号大墓の墓主の葬式は、古来より度々行われた盗掘によって骨が散逸してしまい不明ではあるが、頭位が西向きであったことは推定できる。そこで、次に黄氏が秦墓の特徴として挙げていない「腰坑」と墓主の葬式を中心に二級以下の墓葬の状況を確認していく。

梁氏が第二級の大夫墓として九基挙げているのは、何れも春秋期のものである（表1）。

表 1 春秋秦大夫墓

(※梁雲「從秦墓葬俗看秦文化形成」内の表を基に作成)

墓 番 号	頭 向	葬 式	腰 坑	年 代	状 況
隴 県 辺 家 荘 M 1	?	?	×	春秋 早期	
隴 県 辺 家 荘 M 5	北	直 肢	×	春秋 早期	
宝 鷄 南 陽 村 M 3	西	直 肢	○	春秋 早期	
礼 県 圓 頂 山 98LDM1	西	?	○	春秋 中期	
礼 県 圓 頂 山 98LDM2	西	?	○	春秋 中期	
礼 県 圓 頂 山 2000LDM4	西	?	?	春秋 中期	
鳳 翔 西 道 溝 M 3	西	?	×	春秋 晚期	盗 掘
鳳 翔 八 旗 屯 76BM32	西	?	○	春秋 中期	盗 掘
鳳 翔 長 青 公 社 2 号 変 電 房 M 5	?	?	×	春秋 中期	

九基中、西向き頭位のものは六基、凡そ六六・七％を占めており、不明な二基を除くと北向きの頭位のものは一基のみである。葬式は不明なものが多いが、判明している二基については、何れも直肢葬である。また、腰坑については、凡そ半数の五座において確認されている。次に、第三級の士級墓を見ていく。梁氏が挙げる三四例中、春秋墓は二一基確認できる（表2）。

表 2 春秋秦士級墓

墓 番 号	頭 向	葬 式	腰 坑	年 代	状 況
靈 台 景 家 莊 M 1	南	?	○	春秋 早期	
宝 鷄 南 陽 村 M 1	北	?	?	春秋 早期	破 壊
宝 鷄 南 陽 村 M 2	西	直 肢	○	春秋 早期	
陽 平 秦 家 溝 M 1	南	屈 肢	×	春秋 晚期	
陽 平 秦 家 溝 M 2	南	屈 肢	×	春秋 晚期	
宝 鷄 福 臨 堡 M 1	西	?	×	春秋 中期	
鳳 翔 八 旗 屯 7 6 B M 2 7	西	仰 直	×	春秋 中期	
鳳 翔 八 旗 屯 7 6 C M 2	西	仰 直	×	春秋 早期	
鳳 翔 八 旗 屯 7 6 A M 9	西	仰 直	×	春秋 早期	盗 掘
鳳 翔 八 旗 屯 7 6 C M 3	西	仰 直	×	春秋 早期	盗 掘
鳳 翔 八 旗 屯 7 6 B M 1 0 2	西	仰 直	×	春秋 早期	盗 掘
鳳 翔 八 旗 屯 7 6 B M 1 0 4	西	?	×	春秋 早期	盗 掘
鳳 翔 八 旗 屯 7 6 B M 2	西	?	×	春秋 中期	盗 掘
鳳 翔 八 旗 屯 7 6 B M 9	西	?	○	春秋 中期	盗 掘
鳳 翔 八 旗 屯 7 6 B M 1 0	西	?	×	春秋 中期	盗 掘
鳳 翔 長 青 公 社 東 硫 M 1	西	仰 直	×	春秋 中期	
鳳 翔 長 青 公 社 東 硫 M 2	西	屈 肢	×	春秋 中期	
鳳 翔 長 青 公 社 東 氣 M 5	西	?	×	春秋 中期	
鳳 翔 長 青 公 社 東 硫 M 3	西	?	×	春秋 中期	
長 武 上 孟 村 M 2 7	西	仰 直	○	春秋 戰國 國際	
礼 県 圓 頂 山 9 8 L D M 3	西	?	×	春秋 中期	
礼 県 大 堡 子 山 I M 2 5	西	屈 肢	○	春秋 中期	
宝 鷄 洪 塬 村 M 1 ^{3 8}	南	屈 肢	×	春秋 中期	破 壊

※ 梁雲「從秦墓葬俗看秦文化的形成」内の表を基に作成後、加筆

この内、西向き頭位のものは一七基、北向き頭位は一基のみであり、南向き頭位のものは一基である。葬式は不明な七基を除くと、直肢葬のものが八基、屈葬は六基と、この等級で初めて屈肢葬が現れる。また、腰坑が確認できるものは四基のみであり、第二級に比べると確実に全体に対する割合が減少している。

このような傾向は、近年の発掘成果でも確認することができる。大堡子山遺跡東北の城壁外の墓地には数百基の中小型墓が確認されており、その中の「M25」には、三個の鼎及びその他青銅器が副葬されていることから、前述した梁雲氏の分類に依拠した場合、第三級の士級墓に該当する。この墓の墓葬状況は表2にも挙げたように、西向き頭位、屈葬、腰坑有とこの等級の墓葬傾向をよく表している³⁹。

続いて、第四級の庶民墓では、西向き頭位及び屈葬の割合が増加し、腰坑についてはそ

の存在がほぼ確認できなくなる。この傾向もまた、大堡子山遺跡において春秋早期に該当する西向き頭位、屈葬、腰坑無の庶民墓（≡ M 12）が発掘されていることから確認することができ⁴⁰。

以上の春秋秦墓における墓葬の傾向をまとめると、墓主の等級が高いものほど直肢葬の割合も高くなる。また、頭位については、全等級において高い割合で西向きであり、僅かに見られる北向きや南向きのものは、秦とは別の宗教的慣行を有したまま他地域より秦へ流入した人々のものであると思われる。

一方、腰坑においても葬式と同じように、墓主の等級が高いものにおいて存在割合が高いことが窺える。更に腰坑は、先に述べなかったが、梁氏の整理成果によると、戦国期の墓葬には確認することはできない。

フアルケンハウゼン氏は、腰坑の存在から秦の君主の出自を殷に求めることは出来ないとしながらも、前述した「西向き頭位の原則」と「屈葬」と同様、「腰坑」についても、特殊な宗教的慣行として捉える⁴¹。氏のこの説に依れば、秦においては建国当初より、その支配者層のみではなく、梁氏分類における第四等級墓葬に該当する庶民にまで中原文化の影響が現れていることになる。また、西周期の秦文化墓葬である毛家溝墓地の墓は、何れも小規模ではあるが、棺や椁を備え、副葬品としては銅鈴や多数の「倣銅陶器」が出土しているなど比較的身分が高い階層のものであることが窺えるが、何れも腰坑の存在は確認されていない。その為、腰坑は秦における第一・第二段階の変化の過程において、他地域から流入した習慣である可能性が高いが、この習慣が中原からの流入と確定するには材料が足りない。

一方で、前述した秦墓の傾向から春秋秦における墓葬の特徴を改めて考えてみると、当時最も重要視されていた秦文化的埋葬行為における習慣は、全等級において高い割合で見られる「西向き頭位」である。また、ファルケンハウゼン氏が外部文化の習慣として捉える「屈葬」については、より等級が低い墓ほど例が多いことは、やはり秦文化独自のものであり、反対に「直肢葬」こそが、外部の文化から流入したものであると考えるべきである。

このように、中原文化とは異なる特徴が宗教的な分野である墓葬において顕著な秦文化ではあるが、国君墓や士大夫墓では秦独自の「西向き頭位」と外部文化の「直肢葬」が一つの墓で並行して施されていることは、春秋秦における文化の混合が見られる。このことは、秦が変化をしていた春秋前期においても顕著にみられる特色であると言える。つまり、

春秋秦の拡大とともに取り込まれた中原出身者や戎といった様々な人々が、秦が変化する過程における秦文化と他文化との融合によって生じた秦文化を中心とした新たな文化を共有することとなった。そして、このような新文化形成とそれに基づく、他の国や地域における文化や人物を自国に採り入れることを厭わない新たな社会の成立によって、元来異なつた文化を有する人々は同じ文化を共有する確固とした集団である国家として再構築されたのではないだろうか。そこで次に、このように墓葬という宗教的な行為においても、その変化期に文化の融合が見られる春秋前期の秦における文化融合を祭祀という、より宗教的な面から確認したい。

第三節 春秋秦における祭祀

既存の史料中において、秦では祭天という本来は周王が行った祭祀が行われていたとされる。このような秦による祭天という行為について、前述したように司馬遷は『史記』卷一五 六国年表において、『秦記』を読み、周の東遷を助けた功により諸侯に列せられた襄公が、祭天を行ったことに対して、戎狄の習俗に雑じってしまったとしている。そして、諸侯の身でありながら、元来周王が行う祭天を行ったことを批判する。

このような秦における祭天については、既出ではあるが「秦本紀」襄公七年の条に、

襄公 是に於て始めて國し、諸侯と使・聘・享の禮を通じ、乃ち駟駒・黃牛・羝羊各々

三を用い、上帝を西時に祠る。⁴²

とあるように、襄公が周によって諸侯国として封建された当初より、上帝を祭っている。

更に同書、文公十年（紀元前七五六年）の条には、

十年、初めて酈時を為り、三牢を用う。^{4 3}

とあり、続いて徳公元年（紀元前六七七年）の条には

徳公元年、初めて雍城の大鄭宮に居る。犧三百牢を以て酈時を祠る。^{4 4}

というように、上帝への祭祀を度々行っている。また、『史記』卷二八 封禪書には

徳公立ちて二年して卒す。其の後四年して、秦の宣公 密時を渭南に作り、青帝を祭る。
其の後十四年して、秦の繆公立ちて、病臥すること五日 寤めず。寤めて乃ち言う、夢
に上帝を見、上帝 繆公に命じて晉の亂を平らげしむと。史書して之を府に記藏す。

後世皆曰く秦の繆公 天に上ると。⁴₅

と記されている。ここでは、徳公の死後、後を継いだ宣公が渭南において青帝を祀り、更
にその後を継ぎ、西戎を制覇する繆公（穆公）が夢の中で上帝と対面していることが述べ
られている。

これらの史料からは、秦の君主が春秋前期より上帝と密接に関わっていることが窺える
が、「封禅書」の記述が説話的である点などから、秦が後に統一帝国となる過程に自国の正

統性を示す為に創作した記述の可能性がある。しかしながら、春秋期の秦に関連すると考えられる青銅器の銘文中には、「祖先が「受天命」という語句がしばしば登場する⁴⁶ことから、やはり、秦が天と密接に関わる何らかの祭祀を行っていたことは、確かなことであると理解できる。

一方、前掲史料上の祭天について、好並氏は、中原において行われていた祭天を土地神祭祀に由来するものであり、秦において行われていた祭天は、戎狄伝来の原始的な祭天であると述べる⁴⁷。しかしながら、好並氏は同時に秦の祭祀が行われた地が原野であり、その行為は野祭であり中原の礼に反する行為であると述べる点については、中原における祭天が郊祀として都市の郊外で行われていたことを鑑みれば、必ずしも原野で行っていることのみを理由に中原の礼に反する行為であると理解することはできない。

何れにしる、秦において祭天が行われてきたことは確かなことであり、祭天という行為は元来周王室が行うものであったにも拘らず、諸侯国として封建当初の中原化を目指していた秦においてその行為がどのような意味を有していたのであろうか。好並氏が述べるように、中原における祭祀は土地神祭祀と深く関連している。その点を考慮に入れると、前述したように周族発祥の地である地域を西戎より奪還した秦にとって、権威が失墜した周に代わり、本来は周が行う祭天の儀を土地の所有者として催すことは、正当なことであると理解できる。しかし、先に確認したように異文化の融合が見られる春秋秦の第二段階の変化期において、祭天という文化が中原側のものを取り入れたとは確定しがたい。

そこで次に、実際に秦において行われていた祭天の実像に迫りたい。『史記』卷二八 封禅書には、

帝位に即きて三年、東のかた郡縣を巡り、騶嶧山を祠り、秦の功業を頌す。是に於いて徴して齊魯の儒生博士七十人を従え、泰山の下に至る。諸々の儒生或いは議して曰く「古は封禪には蒲車を為り、山の土石草木を傷つくるを惡む。地を埽いて祭るに、席は菹稽を用い、其の遵い易きを言うなり」と。始皇此の議を聞くに各々乖異し、施用し難しとし、此に由りて儒生を絀く。而して遂に車道を除い、上るに泰山の陽よりして巔に至り、石を立て秦始皇帝の徳を頌し、其の封ずるを得たるを明らかにするなり。陰道より下り、梁父に禪す。其の禮頗る太祝の雍の上帝を祀るに用うる所を采りて、封藏して皆な之を祕し、世々得て記せざるなり。⁴⁸

とあり、始皇帝が封禪を初めて行う際に、儒者にその方法を尋ねたが説が異なり用い難か

つたため、それらの説を採用せず、結局は特に祭天を執り行う太祝が秦の古都である雍で上帝を祀る際に用いる方法で、封禪が執り行われたことが記されている。つまりこの記述からは、斉・魯という中原諸侯国の中でも特に儒教と関わりが深い地域の儒者でさえ、既に祭天の方法を正確に理解する者がいなかったことが分かる。その一方、秦においては独自に祭天が執り行われることで、その方法が伝わっており、その方法は中原おける祭天の方法とは一致していないことが、斉魯の儒者の説を一切採用していないことから看取できる。

また、この記述に関してもう一つ注目したいのが、祭天が行われていた雍という土地についてである。前述したように、雍には一時期秦の都が置かれていたが、祭天に関しては西周期より深い関わり合いを有していた。『史記』卷二八 封禪書の

未だ鄜時を作らざりしよりして、雍の旁らに故吳陽の武時有り、雍の東に好時有り、皆な廢れて祠る無し。或ひと曰く「古より雍州の積高、神明の隩なるを以て、故に時を立てて上帝を郊し、諸々の神祠皆な聚まれりと云う。蓋し黃帝の時嘗て事を用い、晩周と雖も亦た焉に郊す。」と。其の語經に見えず、縉紳者道はず⁴⁹。

という記述には、前述した文公による鄜時造営以前より雍の東の地に、祭壇が存在しており、古来より祭天に適した土地であり、西周末期においてもこの地で祭天が執り行われていたことが記されている。このことは、雍において行われていた秦の祭天が、所謂聖地のように、その土地とも深く関わったものであったと理解することができ。

このように、独自の方法と觀念を基として祭天を行う一方で、秦において中原の礼制と

深く関わった祭祀が行われていたことを窺える考古資料が近年出土している。

二〇〇六年、前述した礼県大堡子山の大墓より二〇mの位置から、楽器坑と祭祀坑が発見されている。楽器坑より、三点の銅罇及び八点の甬鐘が出土しており、更にその周囲の四座の人祭坑からは屈葬で葬られた人骨が出土している。この楽器坑の製作年代は、大墓との位置関係からそれに付属するものと考えられ、春秋初期とされている⁵⁰。

一方で、この種の楽器坑は、中原地域であった河南省中部地域の鄭の古城である新鄭において確認することができ⁵¹。この新鄭の楽器坑の年代は、春秋中期とされており、大堡子山の楽器坑より新しいが、坑の数が多いため規模が大きい。しかしながら、中原において行われている楽器坑より古い例が大堡子山において発見されていること及び、楽器坑に付属すると思われる祭祀坑の人骨が全て秦における元来の風習の屈葬であることは、

十分注目に値する。

つまり、その第二段階の変化を迎えていた春秋前期の秦が、祭天という中原側の文化においてとは本来周王室が行う祭祀を行いながら、中原の礼制度に深く関わる楽器坑を有する祭祀も行っていたことが窺える。そして、その楽器坑には秦文化の特徴である屈葬の人骨を用いた祭祀坑が付属していることから、そこには中原文化と秦文化の融合が看取できる。その為、この楽器坑とほぼ同時期に史料中では行われていたことが確認できる秦の祭天においても、中原文化と秦文化の融合が起こっていたのではないだろうか。

しかしながら、春秋秦の祭祀に関しては、その遺跡が前述の楽器坑の他、陝西省の鳳翔馬家莊一号建築群遺址における春秋後期～戦国前期の祭祀坑^{5, 2}以外は現在のところ発見されておらず、より複数の祭祀遺跡から複合的な考察が必要である。

以上のように、春秋秦においては、西周以来の秦文化と中原文化の融合が見られ、それに基づく新たな社会が形成されていたと理解することができる。そこで次に、戦国期の秦における社会に注目することで、文化の融合により生まれた新たな秦社会の秦帝国形成における役割について述べたい。

第四節 戦国時代における秦の社会

戦国秦の社会の実情を把握するのに有効な史料が、睡虎地秦簡である。一九七五年一月、湖北省雲夢県の睡虎地一一号秦墓の棺内から一〇〇〇枚を超える竹簡が発見された⁵³。この墓の墓主は、喜という名前の秦の官吏であり、竹簡の内、秦の大事と期の個人

的事柄が書かれた『編年記』から生没年は紀元前二六二～紀元前二一七年であると推測される。そして、一〇〇〇枚を超える竹簡は睡虎地秦簡と名付けられ、秦律関係のものが多く占め、墓主の喜が生前に実際の日常業務において使用していたものと考えられることから、秦における政治制度の解明に役立つこととなった。また、このように実際の業務に使用された法律は、当時の社会状況を解明するための材料になると考えられる。

そこで、本節において特に注目したいのが睡虎地秦簡「法律答問」における次の二つの問答である⁵⁴。

① 第一七六簡

「臣邦の人の其の主長に安んぜずして、夏を去らんと欲する者は、許す勿かれ」と。

● 何をか夏と謂う。秦の屬を去らんと欲するを是れ「去」夏と謂う。^{5 5}

② 第一七七、一七八簡

「眞臣邦君公に皐有りて、耐皐以上に致るも、贖せしめよ」と。何をか眞と謂う。臣邦の父母の産子、及び它邦に産まれたるものを、而ち是れ眞と謂う。● 何をか夏子と謂う。● 臣邦の父・秦の母の謂いなり。^{5 6}

この二つの問答は、本章において述べてきたように、戎狄由来の秦が「夏（華）」と自国を夏王朝に繋がる正統性を以て自国を認識している点で、先行研究において頻繁に採り上げられ、各語に対する見解が論じられてきた。その中で、本節において特に注目したいの

が、「夏」と「夏子」という語についてである。

工藤元男氏は、秦に臣属し一定の支配下にある国である「臣邦」を含めた領域を夏であると解釈し、その中で秦人の母から生まれた完全な秦人であると理解する⁵⁷。一方、堀敏一氏は、この工藤氏の「夏」に対する解釈について、従来の研究における華夷観から、「臣邦」の中には異民族（戎）の邦も存在することを論拠として、「夏」はあくまでも秦本国のみを指した言葉であると批判する⁵⁸。

更に、飯島和俊氏は婚姻によって非秦人の秦化の過程に「夏子」が存在するという点で、工藤氏と同意見である。しかし、秦の父親を持つ者が母親の出自に関係無く、秦人と認定されて可能性について指摘し、父方の出自について言及している⁵⁹。

また、張政烺氏は「夏」を秦に同化していない周囲の小国や三晋地域の人々という意味

と解釈し、「夏子」を「臣邦」の父と秦人の母から生まれた子供とする一方で、秦人の父と「臣邦」の母から生まれた子は「秦子」であつたはずであるとする⁶⁰。しかしながら、氏のこの説は①の問答から「夏」と秦は対立する概念として認識することは出来ない。

そして、渡邊英幸氏は、これら諸説と鶴間和幸氏の「夏」を秦の郡治下の直轄領域と解釈し秦女と婚姻を周辺民族の首長が子供の代から「夏子」となることから周辺民族の統治階層を対象とする概念とする説⁶¹を受け、考察を加えている。そして、「夏」を戎を含めた諸邦の統合を説明づける統治理論的概念と理解し、「夏子」を非秦の臣邦人でありながら秦人の母親を通じて秦の血統を有する準秦人であると解釈する⁶²。

このように、先行研究においては「夏」「夏子」に対する解釈が錯綜している。しかしながら、いずれの研究においても「夏」とは秦の中心とする社会秩序を表し、「夏子」を婚姻

による「夏」の拡大と理解する点においては、おおむね共通している。つまり、『法律問答』中の「夏」とは、前節までに述べてきたような異文化が融合することで誕生した共生社会が、共生の段階を終えて一つの新たな秦社会となっていたことを示す言葉であると言える。また、「夏子」という言葉や『後漢書』南蠻西南夷列伝第七六の

秦の恵王の巴中を并すに及び、巴氏を以て蠻夷君長と為し、世々秦女を尚わせ、其の民の爵もて不更に比し、罪有らば爵を以て除かるを得しむ。⁶³

という記述からは、戦国秦の恵文王が紀元前三一六年の巴併合以来、代々の蛮夷君長に秦女が降嫁させており、これらの婚姻が本論文の第三、四章において述べた春秋晋及び戦国

趙の婚姻による華夷共生社会の拡大と同じことが行われていたと理解できる。

つまり、西周以前にさかのぼる元来の秦文化が、多文化との接触と共生を繰り返して拡大することによって生まれた社会は、秦の君主を頂点として文化背景による差異が消滅した社会であり、この社会こそが中国史上初の帝国社会となったと理解することができると考えられる。

小 結

以上、穆公期に至るまでの秦における変化の過程を中心に述べてきた。

西周の孝王によって封建されて以降、春秋秦の最盛期である穆公期に至るまでの秦に関する史料上の記述を整理すると、馬の畜養者という技能者として登場した秦は、西周の支

配力の低下とともに西戎攻撃の専門集団へと第一段階の変化を遂げる。その後、諸侯国として封建されて以降も、周王室を守るための軍事的な国家としての性質を変えていない。しかし、その立場から脱却し、一つの独立した国家である春秋諸侯国の一員として次第に変化することで、第二段階の変化が穆公期に結実した。

しかし、このような理解が、あくまでも秦を蔑視するような司馬遷によって記された『史記』に基づいている以上、他の資料からの更なる論証が必要となってくる。次に着目したのが文化の根底である墓葬についてである。秦墓における墓葬の傾向をまとめると、墓主の等級が高いものほど中原的な直肢葬の割合も高くなる。また、頭位については、高い割合で西向きであり、僅かに見られる北向きや南向きのものは、他地域より秦へ流入した人々のものであると理解することができる。

一方、腰坑においても葬式と同じように、墓主の等級が高いものにおいて存在割合が高いことが窺える。ファルケンハウゼン氏は、腰坑の存在から秦の君主の出自を殷に求めることは出来ないとしながらも、「西向き頭位の原則」と「屈葬」と同様、「腰坑」についても、特殊な宗教的慣行として捉える。氏のこの説に依れば、秦においては建国当初より、その支配者層のみではなく、梁氏分類における第四等級墓葬に該当する庶民にまで中原文化の影響が現れていることになる。

しかしながら、秦墓の傾向から春秋秦における墓葬の特徴を改めて考えてみると、当時最も重要視されていた秦文化的埋葬行為における習慣は、全等級において高い割合で見られる「西向き頭位」である。また、ファルケンハウゼン氏が外部文化の習慣として捉える「屈葬」については、より等級が低い墓ほど例が多いことは、やはり秦文化独自のもので

あり、反対に「直肢葬」こそが、外部の文化から流入したものであると考えるべきである。

このように、中原文化とは異なる特徴が宗教的な分野である墓葬において顕著な秦文化ではあるが、国君墓や士大夫墓では秦独自の「西向き頭位」と外部文化の「直肢葬」が一つの墓で並行して施されていることから、春秋秦における文化の融合が見られる。つまり、春秋秦の拡大とともに取り込まれた中原出身者や戎といった様々な人々が、秦が変化する過程における秦文化と他文化との融合によって生じた秦文化を中心とした新たな文化を共有することとなった。そして、このような新文化形成とそれに基づく、他の国や地域における文化や人物を自国に採り入れることを厭わない新たな社会の成立によって、元来異なった文化を有する人々は同じ文化を共有する確固とした集団である国家として再構築されたと理解できる。

そこで次に注目したのが、秦における祭祀である。秦の祭祀において最も特徴的なのが、他の中原諸侯国で行ったという史料上の記述が存在しない、祭天を行っていることである。秦が主に祭天を行ったのは、秦の古都の一つである雍においてである。雍において執り行われた祭天は、「封禪書」の記述から、中原のものとは異質でありながらも、雍という土地に深く関わりがあったものであることが窺える。

その一方で、春秋期の秦は、中原の礼制度に深く関わる楽器坑を有する祭祀も行っていた。そして、その楽器坑には屈葬の人骨を用いた祭祀坑が付属していることから、当時の秦において中原文化と秦文化の融合が見られる。そのため、秦が行っていた祭天においても中原文化と秦文化の融合が起こっていたと思われる。しかしながら、材料不足から未だ十分な考察ができておらず、今後の課題としたい。

このように、穆公以前の秦においては、中原文化と秦文化の融合が見られる。このような融合は、当時の他の中原諸侯国においてはほとんど見られない。つまり、このような中原文化の国内流入による文化融合によって生じた秦文化を中心とした新たな文化は、それを共有する新たな人々によって形成される社会を興隆させ、同じ文化を共有する一つの集団である国家としての自立が促されることで、春秋秦は穆公期に建国以来のその強盛さを保有したまま諸侯国として、中原諸侯国と対等に渡り合ったと考えられる。

そして、このような融合によって生じた新たな文化を共有することで誕生する共生社会は、春秋晋や戦国趙における共生社会と同様に婚姻という血統の統合によって拡大していくことが、睡虎地秦簡から確認することができた。そして、その過程の中で、既存の周を中心とする中原的国際秩序に替わる秦の君主を中心とする新たな国際秩序の中核となり、

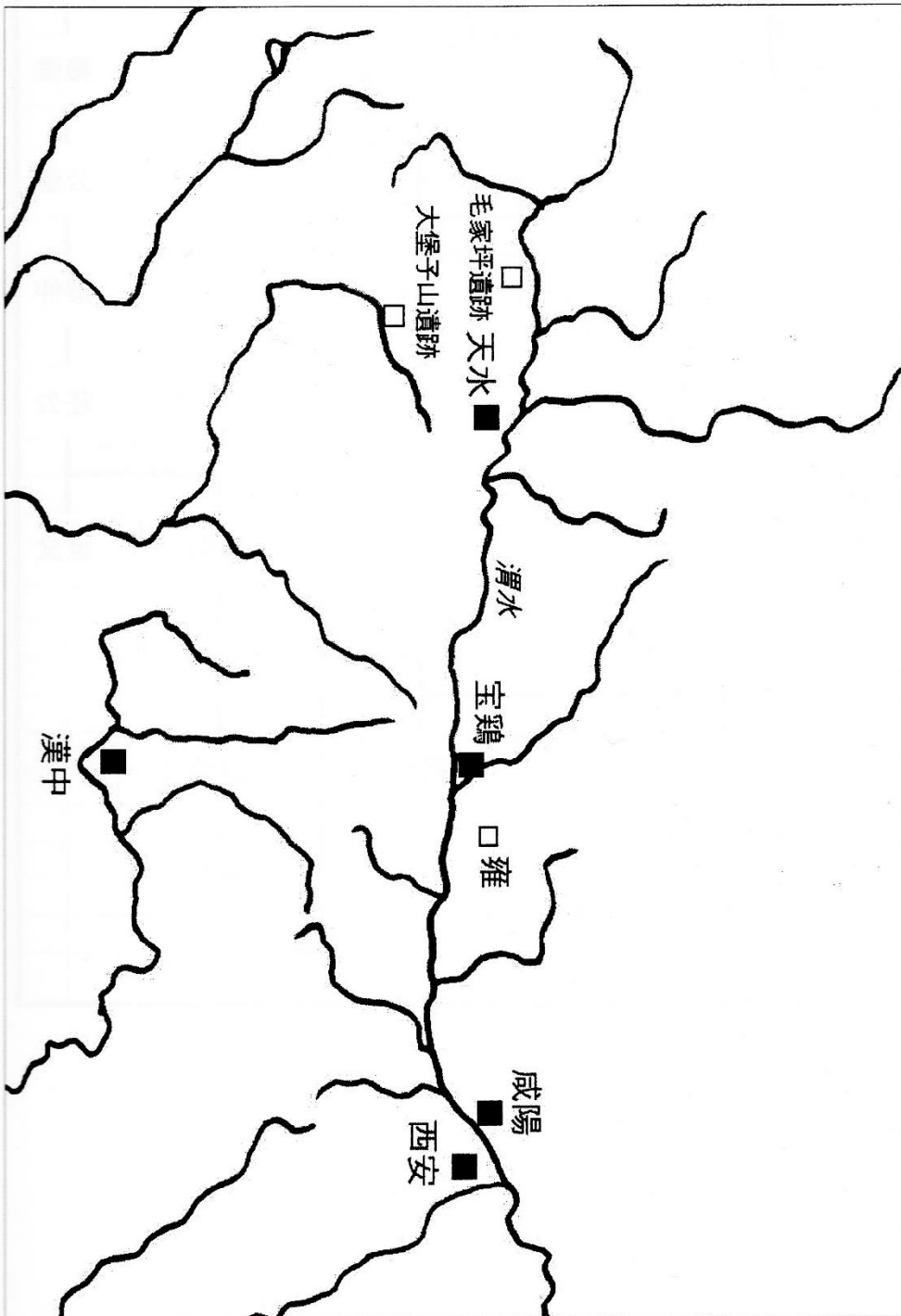
この秩序こそが秦帝国における統治秩序へと引き継がれていったと考えられる。

しかしながら、本章においては、文化融合によって生じた新文化とそれに基づく新たな社会の実態についての言及が未だ不十分であり、この点についても今後の課題である。

※数字は秦公即位順

遺跡位置関係図

■は現在の都市 □は遺跡



中国国家文物局主編『中国文物地图集』甘肃分冊（測繪出版社 二〇一二年）を基に筆者作成

■ 注

1 拙稿「戦国趙における「胡服騎射」改革」(『東洋史苑』七十二号、二〇〇九年)。

2 拙稿「戦国燕の国家的性質―古代東アジアにおける「経済大国」―」(『河合文化教育研究所研究論集』第七集、二〇一〇年)。

3 秦族の来源については、高田あや子「秦の出自をめぐる問題」(『遊牧民と農耕民の文化接触による中国文明形成過程の研究』(平成十一年度科学研究費補助金 基盤研究(C)(2) 研究報告書) 二〇〇〇年)に各説の先行研究が凡そまとめられているため参照のこと。

4 商鞅変法以前の秦に着目した近年の代表的な研究としては、張昀「秦における封建制の再検討―秦の天下統一の基本的条件―」(『東洋史研究報告』三二、二〇〇八年)、吉本道

雅『中国先秦史の研究』（東洋史研究叢刊六七）（京都大学学術出版会二〇〇五年）第二

部下篇 第三章「秦―戦国中期以前―」が挙げられる。前者は文献・考古の両資料より、

秦における封建制の実施の有無について特に墓葬から述べる。この際、張氏は商鞅変法が他国における改革と比較して多大な効果を獲得したことに注目し、春秋期の発展状況、政治制度にまで遡り理解する必要があることを強調する。一方、吉本氏は、秦の国家体制の変化について、既存の文献資料及び出土文字資料を用いて通史的に述べるが、張氏や本章において特に用いる秦の墓葬や遺跡には余り触れられてはいない。

『遊牧民と農耕民の文化接触による中国文明形成過程の研究』に代表されるように、日本においても、特に考古学の立場から秦文化に注目する研究が多い。

近年の発掘作業の成果により、前述した大堡子山遺跡において城壁の存在が確認されて

おり、春秋秦の主要都市の一つであると考えられている。この他、甘肅省礼県には西山城址・山坪城址という城壁を有した都市遺跡が確認されている。以上の都市遺跡については、早期秦文化聯合考古隊「甘肅礼県三座周代城址調査報告」（『古代文明』第七卷、文物出版社二〇〇八年）において報告されている。

7 『史記』卷五 秦本紀に「繆公」として登場する秦の君主は、『春秋左氏伝』等では「穆公」と呼称されている。本論文では、史料中において用いられている以外は、「穆公」と記す。

8 皆以夷翟遇秦、擯斥之、不得與中國之會盟。於是孝公發憤、布德修政、欲以強秦。

9 太史公讀秦記、至犬戎敗幽王、周東徙洛邑、秦襄公始封為諸侯、作西時用事上帝、僭端見矣。禮曰「天子祭天地、諸侯祭其域內名山大川。」今秦雜戎翟之俗、先暴戾、後仁義、

位在藩臣而臚於郊祀、君子懼焉。（中略）秦始皇小國僻遠、諸夏賓之、比於戎翟、至獻公之後常雄諸侯。論秦之德義不如魯衛之暴戾者、量秦之兵不如三晉之彊也。

¹⁰ 秦與戎翟同俗、有虎狼之心、貪戾好利無信、不識禮義德行。苟有利焉、不顧親戚兄弟、若禽獸耳。此天下之所識也、非有所施厚積德也。

¹¹ 始秦戎翟之教、父子無別、同室而居。今我更制其教、而為其男女之別、大築冀闕、營如魯衛矣。

¹² 好並隆司『秦漢帝国史研究』（未來社、一九七八年）第一篇 秦漢帝国の構造 第二章 皇帝権の成立―秦文化の異質性― □ 秦國の特質 （一）戎翟の風と商鞅変法、四六（五）二頁。

¹³ 非子居犬丘、好馬及畜、善養息之。犬丘人言之周孝王、孝王召使主馬于汧渭之間、馬

大蕃息。孝王欲以為大駱適嗣。申侯之女為大駱妻、生子成為適。申侯乃言孝王曰「昔我先酈山之女、為戎胥軒妻、生中湣、以親故歸周、保西垂、西垂以其故和睦。今我復與大駱妻、生適子成。申駱重婚、西戎皆服。所以為王。王其圖之。」於是孝王曰「昔伯翳為舜主畜、畜多息、故有土、賜姓嬴。今其後世亦為朕息馬、朕其分土為附庸。」邑之秦、使復續嬴氏祀、號曰秦嬴。亦不廢申侯之女子為駱適者、以和西戎。

^{1 4} 秦仲立三年、周厲王無道、諸侯或叛之。西戎反王室、滅犬丘大駱之族。周宣王即位、乃以秦仲為大夫、誅西戎。西戎殺秦仲。秦仲立二十三年、死於戎。有子五人、其長者曰莊公。周宣王乃召莊公昆弟五人、與兵七千人、使伐西戎、破之。於是復予秦仲後及其先大駱地犬丘并有之、為西垂大夫。

^{1 5} 七年春、周幽王用褒姒廢太子、立褒姒子為適、數欺諸侯、諸侯叛之。西戎犬戎與申侯

伐周、殺幽王酈山下。而秦襄公將兵救周、戰甚力、有功。周避犬戎難、東徙雒邑、襄公以兵送周平王。平王封襄公為諸侯、賜之岐以西之地。曰「戎無道、侵奪我岐・豐之地、秦能攻逐戎、即有其地。」與誓、封爵之。襄公於是始國、與諸侯通使聘享之禮、乃用駟駒・黃牛・羝羊各三、祠上帝西畤。十二年、伐戎而至岐、卒。

¹₆ 太田幸男「秦の政治と国家」(『歴史学研究』五八六、一九八八年)。

¹₇ 秋秦師侵芮敗焉、小之也。冬王師・秦師圍魏、執芮伯以歸。

¹₈ このような秦と周王室との関係は、墓葬の面からも看取できる。黄曉芬氏は、「秦の

墓制とその起源」(『史林』第七四卷 第六号、一九九一年)の中で、洛陽周辺及び文公が奪還した西安周辺の春秋期の墓葬について、西周期に全く見られなかった抱屈葬より程度が低いものの、屈葬の一種である跪屈葬・穹屈葬が大多数を占めていることに注目す

る。そして、この墓葬の変化を秦の東遷に伴う強力な秦文化の波及が引き起こした社会的変化の結果として捉える。しかし、そもそも墓葬は中原文化の中でも礼に該当する重要な問題である。そのため、単に文化波及の余波として捉えるのではなく、本文に前述したような西周滅亡期以降の周王室に対する秦の政治的な影響も十分に考慮に入れなければならぬと考える。

¹⁹ 十三年、初有史以紀事、民多化者。十六年、文公以兵伐戎、戎敗走。於是文公遂收周餘民有之、地至岐、岐以東獻之周。

²⁰ 赤塚忠「出土遺文を通じて見た秦の文化」(『赤塚忠著作集』一 研文社 一九八八年所収、原本 斯文会講義ノート 一九八〇年)。

²¹ 『秦漢帝国史研究』第一篇 秦漢帝国の構造 第二章 皇帝権の成立―秦文化の異質性

— 曰 秦國の特質 (目) 秦の君主と祭天儀、五八頁。

²
² 四年、迎婦於晉。晉太子申生姊也。

²
³ 秦伯伐晉、濟河焚舟、取王官及郊、晉人不出。遂自茅津濟、封殽尸而還。遂霸西戎、

用孟明也。君子是以知秦穆公之為君也。舉人之周也、與人之壹也。孟明之臣也、其不解也、能懼思也。子桑之忠也、其知人也、能舉善也。

²
⁴ 三十七年、秦用由余謀伐戎王、益國十二、開地千里、遂霸西戎。天子使召公過賀繆公以金鼓。

²
⁵ 繆公怪之、問曰「中國以詩書禮樂法度為政、然尚時亂、今戎夷無此、何以為治、不亦難乎。」由余笑曰「此乃中國所以亂也。夫自上聖黃帝作為禮樂法度、身以先之、僅以小治。及其後世、日以驕淫。阻法度之威、以責督於下、下罷極則以仁義怨望於上、上下交

爭怨而相篡弑、至於滅宗、皆以此類也。夫戎夷不然。上含淳德以遇其下、下懷忠信以事其上、一國之政猶一身之治、不知所以治、此真聖人之治也。」

²₆ 黄曉芬「秦の墓制とその起源」『史林』第七四卷 第六号 一九九一年。

²₇ 甘肅省文物工作隊、北京大學考古學系「甘肅省甘谷毛家坪遺址發掘報告」『考古學報』一九八七年第三期。

²₈ この点については、黄氏前掲論文に詳細な分析があるため、参照のこと。

²₉ 『秦漢帝国史研究』第一篇 秦漢帝国の構造 第二章 皇帝権の成立―秦文化の異質性

―
□ 秦国の特質 (□) 殉死の風習、五三―五五頁。

³₀ 二十年、武公卒、葬雍平陽。初以人從死、從死者六十六人。

³₁ 三十九年、繆公卒、葬雍。從死者百七十七人、秦之良臣子與氏三人名曰奄息・仲行・

鍼虎。亦在從死之中。秦人哀之、為作歌黃鳥之詩。

³
² 君子曰「秦繆公廣地益國、東服彊晉、西霸戎夷、然不為諸侯盟主、亦宜哉。死而棄民、收其良臣而從死。且先王崩、尚猶遺德垂法、況奪之善人良臣百姓所哀者乎。是以知秦不能復東征也。」

³
³ 『秦漢帝國史研究』第一篇 秦漢帝國的構造 第二章 皇帝權の成立―秦文化の異質性―
― 秦國の特質 (一) 殉死の風習、五四頁。

³
⁴ 礼県博物館・礼県秦西垂文化研究会『秦西垂陵区』(文物出版社 二〇〇四年) 二頁
― 一八頁。

³
⁵ これらの墓主にたいする先行研究は、村松弘一「黄土高原西部の環境と秦文化の形成―礼県大堡子山秦公墓の発見―」(『学習院史学』第四二号 二〇〇四年)等に簡略にま

とめられているため、そちらを参照のこと。近年の墓主に関する先行研究の代表的なものとしては、祝中熹「礼県大堡子山秦陵墓主再探」(『文物』二〇〇四年八期)、楊惠福・侯紅偉「礼県大堡子山秦公墓主之管見」(『考古与文物』二〇〇七年第六期)等が挙げられる。

一方、近年後述の楽器坑出土青銅器との関連から、規模の大きいM2を文公、規模の小さいM3を文公の太子静公の墓とする考え方が支持されつつある。このことに関して、趙化成・王輝・韋正「礼県大堡子山秦子」楽器坑」相関問題探討」(『文物』二〇〇八年一期)、李峰「礼県出土秦国早期銅器及祭祀遺跡論綱」(『文物』二〇一一年五期)を参照のこと。

古学』(京都大学学術出版会 二〇〇六年) 第Ⅱ部内的な連合と外に対する分界 第四章

周文化圏内部におけるクランの差異、一七三頁～一七八頁。

³⁷ 梁雲「從秦墓葬俗看秦文化的形成」(『考古与文物』二〇〇八年第一期)。

³⁸ 王志友・董衛劍「陝西宝鷄市洪塬村一号春秋秦墓」(『考古』二〇〇八年四期)。

³⁹ 早期秦文化聯合考古隊「二〇〇六年甘肅礼県大堡子山東周墓葬發掘簡報」(『文物』二

〇〇八年一期)。

⁴⁰ 早期秦文化聯合考古隊「二〇〇六年甘肅礼県大堡子山²¹号建築基址發掘簡報」(『文物』

二〇〇八年一期)。

⁴¹ ファルケンハウゼン氏前掲書、第Ⅱ部内的な連合と外に対する分界 第四章周文化圏

内部におけるクランの差異、一五六頁～一五七頁。

⁴₂ 襄公於是始國、與諸侯通使聘享之禮、乃用駟駒・黃牛・羝羊各三、祠上帝西時。

⁴₃ 十年、初為鄜時、用三牢。

⁴₄ 德公元年、初居雍城大鄭宮。以犧三百牢祠鄜時。

⁴₅ 德公立二年卒。其後四年、秦宣公作密時於渭南、祭青帝。其後十四年、秦繆公立、病

臥五日不寤。寤乃言、夢見上帝、上帝命繆公平晉亂。史書而記藏之府。而後世皆曰秦繆

公上天。

⁴₆ 「秦公簋」及び「秦公鐘 甲」、「秦公鐘 丙」、「秦公罇」の銘文内に、何れも「受天命

(令)」の三文字が確認できる。

⁴₇ 『秦漢帝国史研究』第一篇 秦漢帝国の構造 第二章 皇帝権の成立―秦文化の異質性

― Ⅱ 秦国の特質 (Ⅲ) 秦の君主と祭天儀、五五頁―五八頁。

⁴₈ 即帝位三年、東巡郡縣、祠騶嶧山、頌秦功業。於是徵從齊魯之儒生博士七十人、至乎泰山下。諸儒生或議曰「古者封禪為蒲車、惡傷山之土石草木。埽地而祭、席用菹稭、言其易遵也。」始皇聞此議各乖異、難施用、由此絀儒生。而遂除車道、上自泰山陽至巔、立石頌秦始皇帝德、明其得封也。從陰道下、禪於梁父。其禮頗采太祝之祀雍上帝所用、而封藏皆祕之、世不得而記也。

⁴₉ 自未作鄜畤也、而雍旁故有吳陽武畤、雍東有好畤、皆廢無祠。或曰「自古以雍州積高、神明之隩、故立畤郊上帝、諸神祠皆聚云。蓋黃帝時嘗用事、雖晚周亦郊焉。」其語不經見、縉紳者不道。

⁵₀ 発掘状況の報告としては、早期秦文化考古聯合課題組「甘肅礼県大堡子山早期秦文化遺址」(『考古』二〇〇七年第七期)及び、早期秦文化聯合考古隊「二〇〇六年甘肅礼県

大堡子山祭祀遺跡発掘簡報」(『文物』二〇〇八年一期)が代表的なものとして挙げられる。この他、趙化成・王輝・韋正氏前掲論文、李峰氏前掲論文において、この楽器坑及び出土青銅器について検討が加えられている。

⁵
¹ この楽器坑についての発掘簡報としては、河南省文物考古研究所新鄭工作站「新鄭故城青銅礼楽器坑与殉馬坑的発掘」(『华夏考古』一九八九年四期)が挙げられる。また、ファルケンハウゼン氏前掲書、第Ⅲ部変化と再定義 第八章 上級貴族と下級貴族の分裂、二八四頁〜二八八頁においても紹介されている。

⁵
² 発掘簡報としては、陝西省雍城考古隊「鳳翔馬家莊一号建築群遺址発掘簡報」(『文物』一九八五年二期)が挙げられる。日本においては、岡村秀典氏が「先秦時代の供犠」(『東方學報』京都第七五冊 二〇〇三年)において当遺跡の祭祀坑における犠牲について注

目している。

^{5 3} 当時の発掘作業報告としては、考感地区第二期亦工亦農文物考古訓練班「湖北雲夢睡虎地十一号秦墓発掘簡報」（『文物』一九七六年第六期）等が挙げられる。

^{5 4} 以下、本節で用いる睡虎地秦簡の文字起こし、竹簡番号については、睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年）に依拠する。

^{5 5} 臣邦人不安其主長、而欲去夏者、勿許。●可〔何〕謂夏。欲去秦屬是謂【去】夏。

^{5 6} 眞臣邦君公有臯、致耐臯以上、令贖。可〔何〕謂眞。臣邦父母產子、及產它邦、而是謂眞。●可〔何〕謂夏子。●臣邦父・秦母謂毆〔也〕。

^{5 7} 『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（創文社、一九九八年）第三章 秦の領土拡大と国際秩序の形成。

⁵
⁸ 『中国と古代東アジア世界―中華的世界と諸民族』（岩波書店、一九九三年）第三章 中国の異民族支配の原型―秦漢。

⁵
⁹ 「戦国秦の非秦人対策―秦簡を手掛かりとして見た、戦国秦の社会構造」『中村治兵衛先生古稀記念東洋史論叢』刀水書房、一九八六年。

⁶
⁰ 「『十有二公』及其相關問題」『張政烺文史論集』中華書局、二〇〇四年。

⁶
¹ 「古代中華帝国の統一法と地域―秦帝国の統一とその虚構性」『史潮』新三〇、一九九二年（『秦帝国の形成と地域』汲古書院 二〇一三年所収）。

⁶
² 「秦律の夏と臣邦」『東洋史研究』第六六卷第二号、二〇〇七年（『古代へ中華へ觀念の形成』岩波書店二〇一〇年所収）。

⁶
³ 及秦惠王并巴中、以巴氏為蠻夷君長、世尚秦女、其民爵比不更、有罪得以爵除。

結論

以上のように、本論文では春秋・戦国時代の燕・晋・趙・中山・秦と北方の国家における社会について考察を行った。その中で第一章から三章において注目したのが、中原民を主体とした国家が、異なる文化を有する集団と接触することによってどのような変化が誘起されたのかという点である。

第一章の「戦国燕の国家的性質―古代東アジアにおける「経済大国」―」では、春秋以前の燕については『史記』等の史料上の記述からの理解だけでは不十分である為、西周期の琉璃河墓地に注目した所、既に指摘されていることではあったが、燕侯・殷系・在地勢力という三つの異なる文化体系が存在しており、当時の燕の社会においては文化が混在した状態であったと理解できる。このように、西周期に異なる文化と接触した国家がどのよ

うな戦国国家へ変化したのかを、文献資料から主としてその土地と都市について確認してみると、『漢書』地理志や『塩鉄論』の記事からは、豊富な山林藪澤の資源を有していたことや朝鮮半島と交易を行っており、その影響は漢代において中国における商業大都市として涿（河北省涿州市）・薊（北京市）が挙げられていることから、燕においては非中原民との接触が、山林藪澤資源と交易による富をもたらし、燕最盛期の昭王の強大な専制君主権力形成に関わっていたことが分かった。このことは、出土遺物である明刀銭が、戎狄の貨幣と認識される尖首刀と形状が類似している点や国家主導による組織的な鑄造が指摘されている点、及び中国北方地域の広大な範囲から出土していることから裏付けることができる。

以上のように、燕という国家は自国の生産力のみに依拠せず、所謂華夷の枠を越えて古

代東アジア世界北方を背景に交易を行っており、国家自体が、中原社会と非中原社会との懸け橋として存在していたと理解できる。つまりは、異文化との接触が明刀銭という国家貨幣を生み出し、戦国燕を経済大国に押し上げた。そしてこの作用が、燕における強力な専制君主権力の形成と斉占領を補助していたと考えられた。

一方、燕と同じく中原に出自を有する春秋晋では、異文化の接触以降の社会の状況がより正確に理解することができた。

第二章「先秦期における中原と北方の関係について―晋における北方民との婚姻を中心として―」においては、春秋晋の周辺地域に、その一部がオルドス式青銅器の担い手となる戎狄と呼称される中原の文化とは異なる文化を有した集団がいたことが確認できた。そして、晋侯を中心としてその領域内において、元来の華夷思想を通すと文化的に劣る戎狄との間

に通婚関係が特別視されることなく存在していたことが分かり。この関係は晋の北方領域を受け継ぐ趙にまで存続しており、その関係は国家社会の末端まで行渡っていたと理解できた。

つまり、春秋晋における異文化共生の過程において、婚姻による混血化という手段が用いられ、春秋晋及び戦国趙の国君が純粹的な中原民ではなく、狄との混血君主として誕生することとなった。このような異文化との共生社会が引き起こした事象の代表的なものが戦国趙の胡服騎射である。

そこで第三章では、「戦国趙における「胡服騎射」改革」が中国社会にどのような影響をもたらしたのかについて注目した。前述したように、異文化の風習である胡服騎射導入の背景には『史記』の記述から、趙による北方への領域拡大と異文化民の領域への内包があ

ったことが確認できた。しかしながら、『史記』や『戦国策』の胡服騎射記事には商鞅の変法記事との共通点が多い。そのため、相違点の再確認を行ってみると、胡服騎射主目的が軍事力の強化であることを明確化することができた。しかしながら、元来異文化の風習である胡服騎射という行為は、戦国中山を滅ぼすという軍事的な効果以外に、旧来の中原的秩序の一端であった服飾制度にも変化をもたらすこととなった。つまり、春秋晋以来この地域で行われた異文化との接触は、趙による胡服騎射の導入の誘因となった。その結果、趙は軍事強国として地位を確立するとともに、その国内においては服飾制度の変化という中原的秩序の変化をもたらすこととなった。また、趙におけるこれら一連の行為は、楚漢抗争期にも騎射の巧みな「樓煩將」と呼ばれる人々が存在していることから、中原世界に長期にわたって影響を与えていたことが分かった。

以上のように、中原民を主体とする国家における社会の変化について考察してみると、旧来の秩序・文化を濃厚に受け継いだ中原系国家は、異文化との接触の中で婚姻関係を結ぶなどの手段によって、異文化民と一つの共生社会を形成していった。このように形成された社会は、燕趙の両国で昭王と武靈王という強力な専制君主の権力を支える基盤として作用したと理解できる。

そこで次に、非中原民を主体とする国家では、異文化と接触することでどのような変化がもたらされたかについて注目した。

第四章の「戦国中山国における国際認識とその社会」では、先ず中山王墓の考古遺物などから戦国中山という国家が先行研究で理解されているように中原文化とは異なる文化を有する国家であったことが確認できた。その一方で、その社会の構成に注目してみると、

靈寿城の一般墓葬からは様々な文化に依拠した人々が雑居していたことが看取でき、その社会では華と夷の区別が存在せず、共に一つの社会を形成理解することができた。このような非中原民を統治者とする華夷共生国家であった中山は、当時の国際社会においては中原諸侯国の一員と認識されており、自らも同様の認識を有する一方で、他国には見られないほどの強さを備えた、周王の藩屏としての自負を有していたことが窺い知れた。つまり、この戦国中山国の例から、華と夷が共に形成した社会を内包した国家が、当時の国際社会において中原諸侯国の一員として認められていたことが理解でき、更に自国も周王の藩屏としての自負することで、周王を権威付ける中原文化とその旧来の秩序に対して尊重していたことから、戦国中山という国家は、他の中原諸侯国より中原的な諸侯国家として位置付けることができた。

そこで、次に考察対象としたのが中山と同じく非中原文化に出自を有した秦である。第五章の「秦における異文化融合―春秋穆公期以前を中心に―」では、『史記』などの文献資料中においては、その出自が非中原文化にある春秋秦が穆公期に中原諸侯国の中でも強国となることが看取できた。そこで、その国家強盛の基盤について考察するために当時の社会に注目した。すると、春秋秦の墓葬と祭祀からは、大堡子山遺跡を中心に、中原の文化を取り込みつつ秦独自の文化を形成する過程を確認することができ、このことが春秋秦強盛の要因の一つであると理解した。このように秦独自の文化を形成することで形成された一つの新たな社会は、戦国時代を経て結実することとなった。そのことは、睡虎地秦簡「法律答問」中の旧来の秦を一つの社会と規定して、それに対する身分的区別の言葉としての「夏（華）子」「真」からは、自国を中心とする新たな秩序体制の樹立したことが理解でき

る。つまり、戦国中山と同様に、出自が非中原文化の秦においても、華と夷が共生する社会が形成されていた。この社会は出自が問われず、商鞅（衛）や李斯（楚）などの登用にみられるように実力主義社会であつたと理解できる。そして、その後の秦における新たな占領地域における新たな秩序体制からは、秦における春秋・戦国華夷共生社会が一つのの到達点に達していたことを窺わせる。

以上のように、華夷共生社会は非中原的国家の拡大によっても形成される。形成された華夷共生社会においては、秦のように中原を中心とした旧体制・秩序からの脱却を図ることが、国家発展に結び付く。そして、春秋・戦国時代に誕生した華夷共生社会は、秦帝国においてはその社会の中核を占めることとなる。

このように、春秋・戦国時代の北方諸侯国においては、華と夷が共生社会を形成してい

た。そして、趙や燕のような中原出自の国家では、その社会が強力な専制君主権力の形成に作用している。その一方で、秦や中山のように取込む文化が、実を有さない旧来の中原的秩序・文化による君主の権威付けにしか作用しない非中原出自の国家では、国家領域の拡大に必要な新たな統治秩序形成の契機となったが、旧来の中原的秩序・文化への志向性によっては、中山のようにそれに替わる新秩序は生まれることが無かった。そして、これら春秋・戦国期の中国北方地域に誕生した華夷共生社会の一つである秦の社会が、秦漢帝国形成段階においてその社会の下地となった。

つまり、先行研究において示されてきた領域国家形成による拡大の狭間で、優秀な中国文化が異文化を内包していく、又は中原文化の独自発展により秦漢帝国が形成されるといった中原文化優勢史観は否定することができるとして北方地域では異文化との接触とそ

れによって引き起こされる共生社会の誕生こそが、強力な専制君主権力の誕生や新秩序の形成といった歴史的発展の契機となっていた。つまり、西周時代以来の氏族制社会の崩壊とともに、北方地域においては異文化共生社会が誕生することとなり、この共生社会が秦漢帝国における社会となるという社会変化の流れが見え、帝国の社会が華夷共生社会の完成型であったとも言えることができ、春秋・戦国時代に誕生した華夷共生社会が帝国形成に十分な意味を有していたと考えられる。

しかしながら、本論文では秦による巴蜀の占領と経営を含めた戦国秦における社会変化について十分に触れることができず、更に西周時代及び漢代の社会についても述べておらず、社会変化の流れを明確にするにはいまだ不十分である。また、考察対象地域を北方に限定したことによって、他の地域社会における中原文化と非中原文化との接触との比較も

行わなかった為、この地域全体の歴史的意義について明確化することができなかった。

そこで、今後はいまだ先行研究において十分に行われてこなかった中国全土における非
中原文化遺跡の整理及び、文献に記載される非中原民を網羅的に整理することを通じて、
春秋・戦国時代に中国各地で誕生したであろう共生社会の実情について考察を加えること
によって、先秦時代における非中原文化による秦漢帝国形成への影響について研究を進め
たい。

主要参考文献目録

〈日文〉

相原俊二 「戦國期における燕の外交政策（燕國考 その一）」

『中国古代史研究』第二 一九六五年

「春秋期に至る燕の変遷（燕國考 その二）」

『中国古代史研究』第三 一九六九年

赤塚 忠 「出土遺文を通じて見た秦の文化」

『赤塚忠著作集』一 研文社 一九八八年

（原本 斯文会講義ノート 一九八〇年）

秋山進午 「内蒙古高原の匈奴墓葬」 『富山大学人文学部紀要』 4 一九八〇年

『東北アジア民族文化研究』

同朋舎・角川書店

二〇〇〇年

「秦公墓の発見と秦国初期都邑」

『遊牧民と農耕民の文化接触による中国文明形成過程の研究』（平成十一年度

科学研究費補助金 基盤研究（C）（2）研究報告書）

二〇〇〇年

飯島和俊

「戦国秦の非秦人対策——秦簡を手掛かりとして見た、戦国秦の社会構造」

『中村治兵衛先生古稀記念東洋史論叢』刀水書房 一九八六年

鳥 恩 著

玉城一枝 訳

「オルドス式青銅器について」（「关于鄂尔多斯式青銅器」）

『古代学研究』 一一二

一九八六年

上村俊雄

「沖縄出土の明刀銭について」

『鹿大史学』

第三九号

一九九一年

「南島に見る中国文化」『地域総合研究』 第三〇巻 第一号 二〇〇二年

内田吟風 「古代遊牧民族の農耕国家侵入の真因」

『ユーラシア学会研究報告』 三 一九五五年

（『北アジア史研究 匈奴篇』 同朋舎 一九七五年所収）

宇都宮清吉 「古代帝国史概論」 『漢代社会経済史研究』 弘文堂 一九五五年

「管子弟子職篇によせて」

「古代専制体制と社会諸集団との関係についての考察――」

『名古屋大学文学部研究論集』 二九 史学一〇 一九六二年

（『中国古代中世史研究』 東海大学出版会、一九七〇年所収）

梅原末治 「細川侯爵家藏金銀錯狩獵文鏡」 『美術研究』 第一三三号 一九三三年

『洛陽金村古墓聚英』

京都小林出版部

一九四三年

江上波夫

「綏遠青銅器」

『北アジア諸民族の歴史と文化』

山川出版社

二〇〇〇年

（『内蒙古長城地帯』 東亜考古学会

一九三五年初出）

「東アジアにおける倭人の起源と活動」

『江上波夫文化史論集2 東アジア文明の源流』

山川出版社

一九九九年所収

（『続・日本古代史の謎』朝日新聞社 一九七五年初出）

江村治樹

「戦国新出土文字資料概述」

林巳奈夫編『戦国時代出土文物の研究』

京都大学人文科学研究所

一九八五年

「戦国新出土文字資料概述・補訂―貨幣部分」

『名古屋大学文学部研究論集』 史学四五 一九九九年

『春秋戦国時代青銅貨幣の生成と展開』 汲古書院 二〇一一年

太田幸男 「斉の田氏について」 『歴史学研究』 三五〇 一九六九年

「田斉の成立」 『中国古代史研究』 四 雄山閣 一九七六年

「田斉の崩壊」 『史海』 二一・二二 一九七五年

「秦の政治と国家」 『歴史学研究』 五八六 一九八八年

「中国古代国家成立について」

『中国古代史と歴史認識』 名著刊行会 二〇〇六年

（原題 「中国古代国家成立に関する研究ノート」

『歴史学研究』三五七 一九八〇年

岡内三眞 「燕と東胡と朝鮮」 『青丘学術論集』 第二三集 二〇〇三年

岡村秀典 「先秦時代の供犠」 『東方學報』 京都第七五冊 二〇〇三年

小倉芳彦 『中国古代政治思想研究…左伝研究ノート』 青木書店 一九七〇年

小田木治太郎

「中国北方「青銅器文化」の墓」 『宗教と考古学』 勉誠社 一九九七年

越智重明 「華夷思想の成立」 『久留米大学比較文化研究所紀要』十一輯 一九九二年

貝塚茂樹 『中国の古代国家』 『貝塚茂樹著作集』第一巻 中央公論社 一九七六年

「中国古代都市における民会の制度」 『東方学論集』 第二冊 一九五四年

（『貝塚茂樹著作集』第二巻 中央公論社 一九七七年所収）

柿沼陽平 「戦国趙武靈王の諸改革」 『日本秦漢史研究』 第一三三号 二〇一三年

木村正雄 『中国古代帝国の形成―特にその成立の基礎条件―』 不味堂 一九六五年

工藤元男 『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』 創文社 一九九八年

五井直弘 「華夏族の形成と中山国―古代統一国家成立の基底として―」

『専修人文論集』 五三号 一九九四年

黄 曉芬 「秦の墓制とその起源」 『史林』 第七四卷 第六号 一九九一年

小南一郎 「中山王陵三器銘とその時代背景」 林巳奈夫編『戦国時代出土文物の研究』

京都大学人文科学研究所 一九八五年

佐藤武敏 監修 工藤元男・早苗良雄・藤田勝久 訳注

『馬王堆帛書 戦国縦横家書』

朋友書店

一九九三年

佐中 壮 「変法と騎射―関係記事の近似点をめぐって―」

『藝林』 第二一卷第五號 一九七〇年

杉本正年 『東洋服装史論攷 古代編』 文化出版局 一九七九年

妹尾達彦 「北京の小さな橋―街角のグローバルヒストリー―」

関根康正編 『ストリートの人類学』 下巻

(国立民族学博物館調査報告八一) 二〇〇九年

関野 雄 「刀銭考」 『東洋文化研究所紀要』 第三五冊 一九六五年

「刀銭考補正」 『東洋文化研究所紀要』 第四〇冊 一九六六年

白鳥庫吉 「周代の戎狄に就いて」 『東洋學報』 第十四卷第二号 一九二四年

高田あや子 「秦の出自をめぐる問題」

『遊牧民と農耕民の文化接触による中国文明形成過程の研究』（平成十一年度

科学研究費補助金 基盤研究（C）（2）研究報告書） 二〇〇〇年

高宮廣衛 「城嶽と明刀錢」

『東アジアの考古と歴史 中 岡崎敬先生退官記念論集』 一九八七年

田中柚美子 「晋と戎・狄―猷公の婚姻関係を中心として―」

『國學院雜誌』 外国史特輯号 一九七五年

「左伝に見える軍行―戎・狄研究の一助として―」

『三上次男博士頌寿記念東洋史・考古学論集』

三上次男博士頌寿記念論集編集委員会 一九七九年

田村晃一 『楽浪と高句麗の考古学』 同成社 二〇〇一年

張 昀 「秦における封建制の再検討―秦の天下統一の基本的条件―」

『東洋史研究報告』 三二 二〇〇八年

鶴間 和幸 「中華の形成と東方世界」『岩波講座 世界歴史3』 岩波書店 一九九八年

『秦帝国の形成と地域』 汲古書院 二〇一三年

當眞 嗣一 「具志頭城北東崖下洞穴内で発見された明刀銭について」

『沖縄県立博物館紀要』 第二三号 一九九七年

内藤 湖南 『支那上古史』（内藤湖南全集十卷） 筑摩書房 一九九七年版

西島 定生 「古代国家の権力構造」

歴史学研究会『国家権力の諸段階』 岩波書店 一九五〇年

（『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会 一九八三年所収）

『中国古代帝国の形成と構造』

東京大学出版会

一九六一年

「総説」『岩波講座 世界歴史4 東アジア世界の形成』岩波書店 一九七〇年

西村俊範 「中山国王墓出土銅器の鑄造関係銘文」

『展望 東アジアの考古学——樋口隆康教授退官記念論集』新潮社 一九八三年

橋本明子 「戦国趙の「胡服騎射」」『名古屋大学東洋史研究報告』三〇 二〇〇六年

橋本増吉 「那霸市外城岳貝塚出土の明刀に就いて」『史学』第七卷第一号 一九二八年

林巳奈夫 『中國殷周時代の武器』 朋友書店 一九七二年、一九九九年再版

平勢隆郎 『『春秋』と『左伝』』 中央公論新社 二〇〇三年

「中国戦国時代の国家領域と山林藪沢論」

『自然の資源化』へ資源人類学06へ 弘文堂 二〇〇七年

藤田勝久 『史記戦国史料の研究』 東京大学出版会 一九九七年

馬 彪 「動物人格化にみる農業文明を征服する秦帝国の原理

―龍崗秦簡の動物管理律令を中心として―」

『山口大学文学会志』 六二 二〇一二年

増淵龍夫 「漢代における民間秩序の構造と任侠的習俗」

『一橋論叢』 二六、五 一九五一年

（『中国古代の社会と国家―秦漢帝国成立過程の社会史的研究―』

弘文堂 一九六〇年所収）

「先秦時代の山林藪澤と秦の公田」

『中国古代の社会と文化』 東京大学出版会 一九五七年

（『新版 中国古代の社会と国家』岩波書店 一九九六年所収）

『中国古代の社会と国家―秦漢帝国成立過程の社会史的研究―』

弘文堂 一九六〇年

「所謂東洋的専制主義と共同体」 『一橋論叢』 四七・三 一九六二年

堀 敏一 『中国と古代東アジア世界―中華的世界と諸民族』 岩波書店 一九九三年

益満義裕 「中国古代における車馬埋葬の変遷―特に黄河下流域の特殊性に注目して」

『黄河下流域の歴史と環境―東アジア海文明への道』東方書店 二〇〇七年

宮崎市定 「中国上代は封建制か都市国家か」『アジア史研究』第三 同朋社 一九六三年

（『宮崎市定全集三 古代』岩波書店 一九九一年所収）

宮本一夫 「オールドス青銅器文化の地域性と展開（上）」『古代文化』五一・九 一九九九年

「オルドス青銅器文化の地域性と展開（下）」

『古代文化』五一・一〇 一九九九年

「琉璃河墓地からみた燕の政体と遼西」

『考古学研究』第四六卷一号 一九九九年

『中国古代北疆史の考古学的研究』 中国書店 二〇〇〇年

「漢と匈奴の国家形成と周辺地域」

『九州大学二一世紀COEプログラム「東アジアと日本…交流と変容」

統括ワークショップ報告書』二〇〇七年

村松弘一 「黄土高原西部の環境と秦文化の形成―札幌大堡子山秦公墓の発見―」

『学習院史学』四二号 二〇〇四年

「中国古代の山林藪澤―人間は自然環境をどう見たか」

『学習院史学』 四三号

二〇〇四年

八木 聡

「北方系文化の埋葬習俗…玉皇廟遺跡を中心に」

『金大考古』 六一

二〇〇八年

「玉皇廟遺跡における遺物の面的広がり」『金大考古』 六二

二〇〇八年

好並隆司

『秦漢帝国史研究』

未来社

一九七八年

吉本道雅

『中国先秦史の研究』（東洋史研究叢刊六七）京都大学学術出版会

二〇〇五年

「東胡考」『史林』第九一卷第二号 史学・地理学・考古学

二〇〇八年

ロータール・フォン・ファルケンハウゼン著 吉本道雅解題・訳

『周代中国の社会考古学』

京都大学学術出版会

二〇〇六年

渡邊英幸 『古代へ中華へ觀念の形成』

岩波書店

二〇一〇年

〈中文〉

北京市文物研究所山戎文化考古隊

「北京延慶軍都山東周山戎部落墓地發掘紀略」 『文物』 一九八九年第八期

晁福林 『春秋戰国的社会變遷』（中国上古社会和政治研究叢書）

商務印書館 二〇一一年

陳平 「淺談礼県秦公墓地遺存与相關問題」 『考古与文物』 一九九八年第五期

『燕文化』（20世紀中国文物考古發現与研究叢書）

文物出版社 二〇〇六年

柴生芳 「礼県大堡子山秦国公墓制墓地」 『中国考古学年鑑』 一九九五年

崔明德 『先秦政治婚姻史』 山東大学出版社 二〇〇四年

段宏振 『趙都邯鄲城研究』 文物出版社 二〇〇九年

段連勤 『北狄族与中山国』 広西師範大学出版社 二〇〇七年版

樊志民 「秦霸西戎的農史学觀察」 『敦煌学輯刊』 一九九五年一期

傅振倫 「燕下都発掘品の初步整理与研究」 『考古通訊』 一九五五年四期

（『燕文化研究論文集』中国社会科学出版社 一九九五年所収）

甘肅省文物工作隊・北京大学考古学系

「甘肅甘谷毛家坪遺址発掘報告」 『考古学報』 一九八七年第三期

顧 德融・朱順龍

『春秋史』（中国断代史系列）

上海人民出版社

二〇〇一年

顧 頔剛 「秦与西戎」

『史林雜識』初編 中華書局

一九六三年

顧 頔剛・童 書業

「漢代以前中国人的世界觀与域外交通的故事」

『禹貢』半月刊 第五卷 第三・四合刻 一九三六年

韓 偉 「論甘肅省礼県出土的秦金箔飾片」

『文物』

一九九五年第六期

河北省文物管理所

「河北省平山県戦国時期中山国墓相発掘簡報」 『文物』 一九七九年第一期

河北省文物研究所

『燕下都』

文物出版社

一九九六年

『~~魯~~墓——戰國中山國王之墓』

文物出版社

一九九六年

『戰國中山國靈壽城』

文物出版社

二〇〇五年

河南省文物考古研究所新鄭工作站

「新鄭故城青銅禮樂器坑與殉馬坑的發掘」

『華夏考古』

一九八九年四期

何清谷「胡服騎射初探」

『史學月刊』

一九八二年第四期

『秦史探索』

蘭臺出版社

二〇〇四年

何艷杰・曹迎春・馮秀環・劉英

『鮮虞中山國史』

科學出版社

二〇一一年

侯外廬「中國古代社會秦國文明的源流」『中國古代社會史論』人民出版社一九五五年

- 黃 盛璋 「關於戰國中山國墓葬遺物若干問題辨正」 『文物』 一九七九年第一期
- 「再論平山中山國墓若干問題」 『考古』 一九八〇年第五期
- 靳 生禾 「趙武靈王胡服騎射考辨」 『歷史文獻研究』 北京新一輯 一九九〇年
- 賈 志強 「無終・樓煩考」 『山西省考古學會論文集』(一) 一九九二年
- 考感地区第二期亦工亦農文物考古訓練班
- 「湖北雲夢睡虎地十一號秦墓發掘簡報」 『文物』 一九七六年第六期
- 李 峰 「礼県出土秦國早期銅器及祭祀遺跡論綱」 『文物』 二〇一一年五期
- 李 江浙 「燕國破齊的背景及準備」 『北京史苑』第二輯 北京出版社 一九八五年
- (『燕文化研究論文集』中國社會科學出版社 一九九五年所收)
- 李 學勤 「平山墓葬群與中山國的文化」 『文物』 一九七九年第一期

李 学勤·李 零

「平山三器与中山国史的若干問題」

『考古学報』

一九七九年第二期

礼県博物館・礼県秦西垂文化研究会

『秦西垂陵区』

文物出版社

二〇〇四年

梁 雲 「從秦墓葬俗看秦文化的形成」

『考古与文物』

二〇〇八年第一期

劉 来成·李 曉東

「試談戰国時期中山国歷史上的幾個問題」

『文物』

一九七九年第一期

呂 思勉 『先秦史』（呂思勉文集）

上海古籍出版社

二〇〇五年

林 劍鳴 『秦史稿』

上海人民出版社

一九八一年

『秦史』

五南圖書出版有限公司

一九八一年

『秦漢史』（中國斷代史系列）

上海人民出版社

二〇〇三年

蒙古托力 「騎馬的定界和起源」

『北方文物』 第七四期

二〇〇三年

繆文遠 「趙武靈王胡服騎射考——《戰國策》檢論》稿之一」

『歷史論叢』

第二輯

一九八一年

內蒙古博物館·內蒙古文物工作隊

「內蒙古準格爾旗王隆太的匈奴墓」

『考古』

一九七七年第二期

（『鄂爾多斯式青銅器』文物出版社 一九八六年所收）

內蒙古文物考古研究所

「涼城崞縣窯子墓地」

『考古學報』

一九八九年第一期

內蒙古文物工作隊

「毛慶溝墓地」 『鄂爾多斯式青銅器』 文物出版社 一九八六年

聶新民 「秦霸西戎地域考」 『西北史地』 一九八六年二期

甌燕 「試論燕下都城址的年代」 『考古』 一九八八年第七期

（『燕文化研究論文集』 中國社會科學出版社 一九九五年所收）

曲英杰 「周代燕國考」 『歷史研究』 一九五四年第二期

陝西省雍城考古隊

「鳳翔馬家莊一號建築群遺址發掘簡報」 『文物』 一九八五年第二期

山西省文物管理工作委員會

「山西省原平縣出土的戰國貨幣」 『文物』 一九六五年第一期

沈 長雲・魏 建震・白 國紅・張 懷通・石 延博

『趙國史稿』

中華書局

二〇〇〇年

石 永士 「戰國時期燕國農業生產的發展」

『農業考古』

一九八五年第一期

石 永士・石 磊

『燕下都東周貨幣聚珍』河北省文物研究所編

文物出版社

一九九六年

石 永士・王 素芳

「燕國貨幣的發現與研究」

『中國錢幣論文集』第二輯

中國金融出版社

一九九二年

（『燕文化研究論文集』中國社會科學出版社 一九九五年所收）

睡虎地秦墓竹簡整理小組

『睡虎地秦墓竹簡』

文物出版社

一九九〇年

宋 玲 平 『晋系墓葬制度研究』

科学出版社

二〇〇七年

塔 拉 · 梁 京明

「呼魯斯太匈奴墓地」

『文物』

一九八〇年第七期

田 広 金 「桃紅巴拉的匈奴墓」

『考古學報』

一九七六年第一期

（『鄂尔多斯式青銅器』文物出版社 一九八四年所収）

田 広 金 · 郭 素新

「內蒙古阿魯柴答發現的匈奴遺物」

『考古』

一九八〇年第七期

（『鄂尔多斯式青銅器』文物出版社 一九八四年所収）

田 広金・郭 素新 編著

『鄂尔多斯式青銅器』

文物出版社

一九八四年

「源遠流長的北方民族青銅器文化」

『中国青銅器全集』一五卷 文物出版社

一九九五年

「北方文化与草原文明」

『内蒙古文物考古文集』第二輯 中国大百科全书出版社

一九九七年

（『北方考古論文集』

科学出版社

二〇〇四年所収）

童 書業 『春秋史』

開明書局 一九四一年初版／上海古籍出版社

二〇〇三年再版

王 輝 「也談礼県大堡子山秦公墓地及其銅器」

『考古与文物』

一九九八年第五期

王 志友・董 衛劍

- | | | |
|------------------------|-------------|----------|
| 「陝西寶雞市洪塬村一號春秋秦墓」 | 『考古』 | 二〇〇八年四期 |
| 徐日輝 「甘肅東部秦早期文化的新認識」 | 『考古與文物』 | 二〇〇一年第三期 |
| 「早期秦與西戎關係考」 | 『寧夏社會科學』 | 二〇〇五年一期 |
| 閻忠 「從考古材料看戰國時期燕國經濟的發展」 | 『遼海文物學刊』 | 一九九五年第二期 |
| 閻 鈞 「我國騎兵的誕生和發展」 | 『文史知識』 第五九期 | 一九八六年 |
| 楊 寬 『西周史』（中國斷代史系列） | 上海人民出版社 | 二〇〇三年 |
| 『戰國史』（中國斷代史系列） | 上海人民出版社 | 二〇〇三年 |
| 楊 寬・吳 浩坤 主編 | | |
| 『戰國會要』（歷代會要叢書） | 上海古籍出版社 | 二〇〇五年 |

楊 泓 「騎兵和甲騎具裝——中国古代軍事裝備札記之二」

『文物』 一九七七年第一〇期

（『中国古兵器論叢（增訂本）』中国社会科学出版社 二〇〇七年所収）

楊 惠福・侯 紅偉

「礼県大堡子山秦公墓主之管見」 『考古与文物』 二〇〇七年第六期

楊 建華 『春秋戰国時期中国北方文化帶的形成』 文物出版社 二〇〇四年

「中国北方東周時期兩種文化遺存辨析——兼論戎狄与胡的關係」

『考古學報』 二〇〇九年第二期

楊 純淵 「春秋山西北狄考」 『山西省考古学会論文集』（一） 一九九二年

伊克昭盟文物工作站・內蒙古文物工作隊

「西溝畔匈奴墓」

『文物』

一九八〇年第七期

（『鄂爾多斯式青銅器』文物出版社一九八六年所收）

于 豪 亮 「中山三器銘文孝积」

『考古學報』

一九七九年第二期

袁 仲 一 「秦始皇陵兵馬俑」

『秦始皇陵兵馬俑』 平凡社

一九八三年

『秦兵馬俑坑』（20世紀中國文物考古發現與研究叢書）

文物出版社

二〇〇三年

早期秦文化考古聯合課題組

「甘肅禮縣大堡子山早期秦文化遺址」

『考古』

二〇〇七年第七期

早期秦文化聯合考古隊

「二〇〇六年甘肅禮縣大堡子山祭祀遺跡發掘簡報」

『文物』 二〇〇八年第一期

「二〇〇六年甘肅禮縣大堡子山東周墓葬發掘簡報」

『文物』 二〇〇八年第一期

「二〇〇六年甘肅禮縣大堡子山21號建築基址發掘簡報」

『文物』 二〇〇八年第一期

「甘肅禮縣三座周代城址調查報告」 『古代文明』第七卷 二〇〇八年

張 光明 「齊明刀的考古發現與研究」 『中國錢幣論文集』第三輯 一九九八年

（『齊國貨幣研究』 齊魯書社 二〇〇三年所收）

張 天恩 「試說秦西山陵区的相關問題」 『考古与文物』 二〇〇三年第三期

「甘肅礼県秦文化調查的一些認識」 『考古与文物』 二〇〇四年第六期

張 政烺 「『十有二公』及其相關問題」 『張政烺文史論集』 中華書局 二〇〇四年

趙 化成·王 輝·韋 正

「礼県大堡子山秦子“樂器坑”相關問題探討」 『文物』 二〇〇八年第一期

朱 德熙·裘 錫圭

「平山中山王墓銅器銘文的初步研究」 『文物』 一九七九年第一期

祝 中熹 『早期秦史』（遙望·星宿·甘肅考古文化叢書） 敦煌文芸出版社 二〇〇四年

「礼県大堡子山秦陵墓主再探」 『文物』 二〇〇四年第八期